

安全センター情報2014年9月号 通巻第419号
2014年8月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可



2014 9

安全センター情報



特集● 労働安全衛生をめぐる状況

写真: 日本・韓国・インドネシアのアスベスト被害者交流

全国労働安全衛生センター連絡会議 第25回総会は 10.25-26 鳥取開催

日時：2014年10月25日(土)13時30分～26日(日)12時

会場：三朝温泉「国民宿舎ブランナールみささ」

〒682-0123 鳥取県東伯郡三朝町三朝388-1 TEL 0858-43-2211

<http://www.blancart.jp/access/>

参加費：12,000円(宿泊費、食費、懇親会費込み)

※宿泊は2人部屋または3人部屋になります

会員の皆様に同封した返信用葉書で9月末までにお申し込みいただくよう
よろしく願いいたします

■第1日目

10月25日(土)13時30分～17時30分

記念講演+パネル・ディスカッション「いじめ・ハラスメントにどう立ち向かうか」

記念講演 内藤忍氏(労働政策研究機構研究員)

笠見猛氏(労安センターとっとり組織アドバイザー・労働相談員)

濱田由紀子氏(倉吉ひかり法律事務所弁護士)

坂野真理氏(医療福祉センター倉吉病院精神科医師)

千葉茂(いじめメンタルヘルス労働者支援センター)

パネル・ディスカッション+全体討論

■懇親会

10月25日(土)18時30分

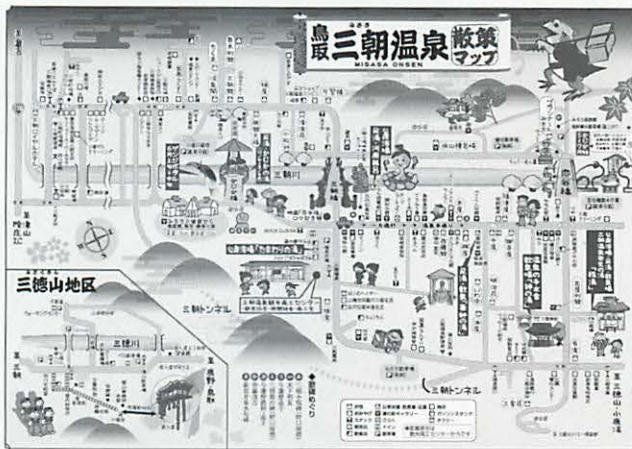
■第2日目

10月26日(日)9時～12時

報告・問題提起

- ・ アスベスト
- ・ 胆管がん
- ・ 原子力関連労働者
- ・ メンハラ、過労死等
- ・ 情報公開推進局
- ・ 脊椎損傷
- ・ その他

第25回総会議事



<http://spa-misasa.jp/common/pdf/walkingmap.pdf>

■申し込み

9月末までにお申し込みをお願いします。同封の返信用葉書をご利用ください。

■主催

全国労働安全衛生センター連絡会議 TEL 03-3636-3882 joshrc@jca.apc.org
労安センターとっとり

特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2013年→2014年

1 労働災害・職業病の統計データ	2
2 労働災害・職業病の発生状況	7
3 労働安全衛生対策	11
4 化学物質・アスベスト対策	14
5 原子力災害関係	17
6 労災補償対策	17

統計資料	18
------------	----

2013年度労働基準行政関係通達等	51
-------------------------	----

安全センター情報2013年度目次	70
------------------------	----

全国安全センター規約・規定	77
---------------------	----

全国安全センター第25回総会議案

第1号議案 活動報告と方針案	63
第2号議案 2013年度収支決算案	66
第3号議案 2014年度収支予算案	68
第4号議案 2014年度役員体制案	69

労働安全衛生をめぐる状況

2013年→2014年

1. 労働災害・職業病の統計データ

● 労働災害の総件数

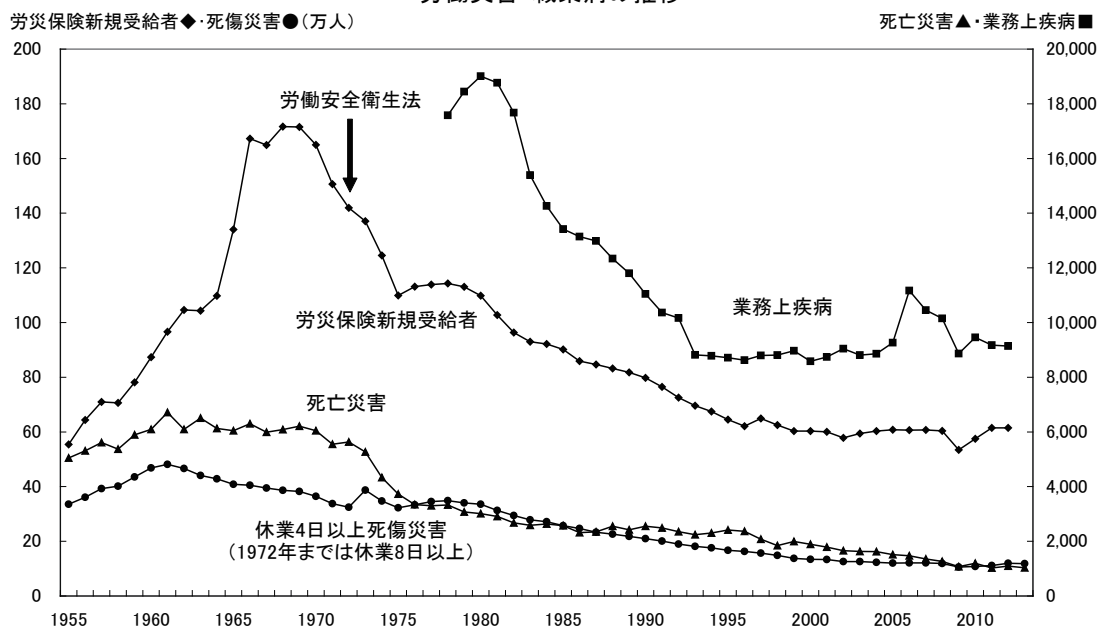
労働災害の総発生件数として公表されているデータは、今のところ存在していない。

労働者死傷病報告書は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は4日以上休業したとき」に、「遅滞なく」、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない

いとされている。また、「休業3日以内」のものは、3か月分をまとめて提出しなければならない（労働安全衛生法施行規則第97条）。しかし、これに基づく「休業3日以内」のデータは公表されていない。

2007年8月7日に公表された総務省行政評価局の「労働安全衛生等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が、「休業4日未満の労働災害に関する労働者死傷病報告について、当該データの集計・分析や公表を行うなど、その利用を促進すること」という所見を示し、厚生労働省は2008-09年度に「行政支援研究：休業4日以上と4日未満の死傷災害の比較」を委託。同研究報告書が、労働

労働災害・職業病の推移



者死傷病報告書の様式改善の提案も示して、「休業4日未満労働災害データは、今後の労働災害防止対策の検討に有用である」と結論付けているにもかかわらず、これまでに具体的な対応はなされていない。

なお、死傷病報告書の対象には、労災非適用事業に係るものも含む一方で、労災保険給付の対象となる通勤

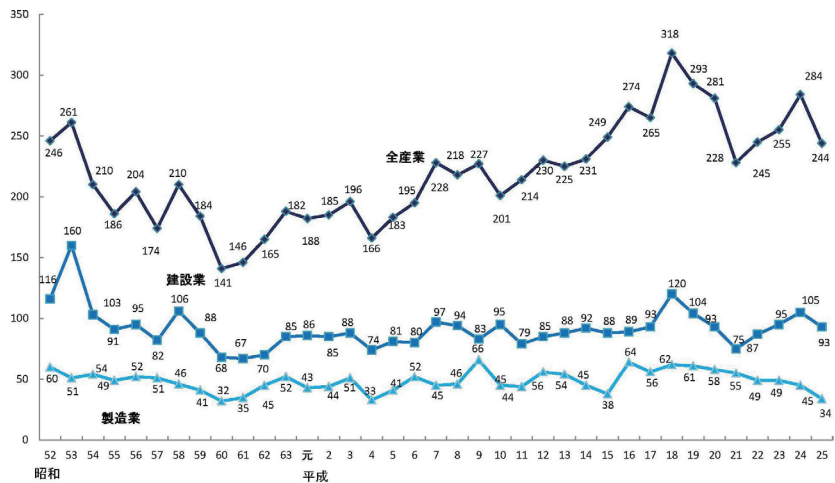
災害や急性中毒以外の職業病、労働者ではない労災特別加入者に係る死傷病等は含まれない。

本誌では、労働災害の総件数に代わる数字として、「労災保険事業年報」による労災保険の新規受給者数を紹介している(表1(18頁)参照)。

「労災保険事業年報」は、2005年度分以降、概況等のみではあるが、厚生労働省ホームページ(統計情報・白書>各種統計調査>厚生労働統計一覧>労働者災害補償保険事業年報)に掲載されている。また、毎年7月第1週の全国安全週間に向けて中央労働災害防止協会から発行されている「安全の指標」が1999年度版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになったが、そこで紹介されているのは業務災害分だけで、本誌では、業務災害と通勤災害の合計数を紹介している。「労災保険事業年報」に業務災害と通勤災害の内訳が示されるようになったのは、2000年度版以降のことで、1999年12月21日に旧総務庁行政管理局が旧労働省に対して行った「労災保険業務に関する行政監察結果に基づく勧告・通知」のなかで、「労災保険財政に係る情報開示について…国民にわかりやすい形で公表すること」とされたのを受けて、「労災保険事業年報」の厚さが以前の2倍以上になってからのことである。

労災保険の新規受給者数は、発生年度ではなく、労災保険給付の支給決定年度で集計した数

重大災害発生状況の推移



字であり、2012年度の労災保険新規受給者は、業務災害535,796人(88.3%)、通勤災害71,090人(11.7%)、合計606,886人(100%)であった。

その発生年度別内訳は、2012年度457,262人(75.3%)、2011年度145,018人(23.9%)、2010年度2,782人(0.5%)、2009年度607人(0.1%)、2008年度228人(0.03%)、2007年度以前989人(0.17%)、となっている。

● 死亡災害・重大災害

「死亡災害発生状況」については、2002年以降、厚生労働省ホームページに毎年5月(2014年は5月16日)に公表され、「安全の指標」等で紹介されている(2014年度版は5月26日付け発行)。出所は、「死亡災害報告より作成」または「安全課調べ」と記載されている。厚生労働省ホームページでは、政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>安全衛生関係統計・災害事例>安全衛生関係統計等一覧>労働災害発生状況のなかでも掲載されている。

また、厚生労働省ホームページでは、2003年分から、「死亡災害発生状況」と合わせて「重大災害発生状況」も発表されており、こちらは「重大災害報告より作成」したものとなっている。「重大災害」とは、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故」のことで、この数字は、本誌

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	年度別労災補償状況									
大	小	CODE	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
負傷(負傷を伴わない事故を含む。)			133,401	130,166	129,173	129,137	130,166	124,603	112,478	114,135	114,443	114,719
	01	骨折	66,547	65,130	65,386	65,248	65,130	62,654	57,019	58,223	59,032	59,843
	02	切断	5,877	5,525	5,319	5,023	5,525	4,517	3,817	3,918	3,886	3,720
	03	関節の障害(捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)	17,138	16,842	17,394	17,690	16,482	18,031	16,570	16,802	17,062	17,290
	04	打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)	19,899	19,550	18,892	19,127	19,550	18,894	16,936	17,070	16,585	16,762
	05	創傷(切作、裂創、刺創及び挫減創を含む。)	18,847	18,016	17,285	17,078	18,016	15,719	13,905	13,794	13,842	13,245
	06	外傷性の脊椎損傷	655	649	621	676	649	646	590	665	655	630
	07	頭頸部外傷症候群(いわゆる「むちうち症」)	407	435	402	439	435	343	332	361	390	429
	08	火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)	2,900	2,999	2,854	2,865	2,999	2,859	2,445	2,441	2,558	2,526
	12	01から08までに掲げるものの以外の負傷又は負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)	1,131	1,020	1,020	991	1,020	940	864	861	433	274
疾病「補償件数」(表4参照)			8,806	8,858	9,271	11,171	10,456	10,148	8,862	9,457	9,176	9,143
負傷+疾病合計「補償件数」			142,207	139,024	138,444	140,308	140,622	134,751	120,528	123,592	123,619	123,862

の統計資料には数字を載せていないが、前頁図にその動向を示した。

● 死傷災害

2011年分から、「死亡災害発生状況」「重大災害発生状況」と合わせて「死傷災害発生状況」も発表されるようになった。前出の厚生労働省ホームページの、政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>安全衛生関係統計・災害事例>安全衛生関係統計等一覧>労働災害発生状況の方では、掲載されている2007年分以降すべて、「死亡災害発生状況」「重大災害発生状況」「死傷災害発生状況」の三つが同じファイルに含まれている。

これまで「死傷災害(死亡災害及び休業4日以上の死傷災害)」の出所は、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成」とされてきたが、2012年分以降は、「労働者死傷病報告より作成」に代えられている。「労働者死傷病報告データの方が事故の型別分類等がなされていて、今後の対策に生かせるということで変更した。第12次労働災害防止計画の数値目標等も労働者死傷病報告データによる」とのことである。前出の厚生

労働省ホームページの「労働災害発生状況」に掲載されているデータも、同様に、2012年分から労働者死傷病報告データに代えられている。

一方、厚生労働省の「職場の安全サイト」(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)の「労働災害統計」の各年の「死傷災害発生状況」のなかの、1988～1998年分の事故の型別及び起因物別のデータ、1999～2004年分の全データは、明記はされていないものの「労働者死傷病報告」によるデータであろう。2005～2009年分については、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」によるものと「労働者死傷病報告」によるもの双方が、明記されている。2010年分以降は「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況(確定値)」と標題が変わり、エクセル・ファイルがダウンロードできるようになった。

もうひとつ、情報公開法が施行されて、「職業病統計に関する一切」を開示請求するようになってから全国安全センターが毎年開示させている「傷病性質コード別労災補償状況」の2002年度分以降に、「負傷(負傷を伴わない事故を含む)」データも掲載されるようになった。内容は、別掲表のとおりである(2002年度分は省略)。

この「負傷」合計件数に、その後に続く疾病件数

休業4日以上の死傷者数			
年/ 年度	労働者 死傷病報告 による	労災保険給付データ及 び労働者死傷病報告 (労災非適) による	傷病性質コー ド別労災補 償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
1988	223,470	226,318	
1989	216,118	217,964	
1990	207,581	210,108	
1991	196,803	200,633	
1992	186,532	189,589	
1993	180,575	181,900	
1994	173,517	176,047	
1995	164,998	167,316	
1996	160,712	162,862	
1997	154,489	156,726	
1998	144,838	148,248	
1999	141,055	137,316	
2000	139,974	133,948	
2001	140,149	133,598	
2002	132,339	125,918	142,688
2003	132,936	125,750	142,207
2004	132,248	122,804	139,024
2005	133,050	120,354	138,444
2006	134,298	121,378	140,308
2007	131,478	121,356	140,622
2008	129,026	119,291	134,751
2009	114,152	105,718	120,528
2010	116,733	107,759	123,592
2011	117,958	111,349	123,619
2012	119,576		123,862
2012	118,157		

注：2011年の届出・公表件数は東日本大震災を直接の原因とするもの(届出1,664人、公表2,827人)を除く。

を合わせた「負傷+疾病」の合計件数が、休業4日以上の死傷災害の「補償件数」ではないかと考えられる。

「労働者死傷病報告」によるデータは素直に考えれば、事業主が届け出た報告の件数をそのまま集計したものであろう(「届出件数」と呼ぶことにする)。それと、従来公表されてきた「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」による数字(「公表件数」と呼ぶ)、さらに「補償件数」を並べてみると、別掲表のようになる。

補償件数には、労働者死傷病報告書を提出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者や退(離)職後の発症・死亡等も含まれ得る。理屈

で考えれば、それらを除いた業務災害分だけの補償件数に労災非適用事業に係る労働者死傷病報告件数を加えたものが公表件数ということになりそうな気がするが、そのような説明がなされたことはない。また、公表件数は、(負傷に限定したとしても)補償件数よりもかなり少なく、そのような仕組みだけでは説明できそうにないと思われる。なお、1998年以降、届出件数が公表件数を上回り(網掛け部分)、実際に届け出られた件数よりも少ない件数しか公表されていない状況が続いていたことになる。

どのような理由で、どのように算定されたのかかわからない数字が、長年、死傷災害の公表件数とされ、労働災害防止計画等の数値目標としても用いられてきたということ自体が、実に不可解である。

● 業務上疾病

厚生労働省ホームページの、政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>安全衛生関係統計・災害事例>安全衛生関係統計等一覧に、2004年分以降の「業務上疾病発生状況等調査」が掲載されるようになった。しかし、報道発表資料のところには掲載がなく、労働基準分野のトピックス一覧の記載によると、2010年6月25日、2011年6月24日、2012年7月2日、2013年6月27日及び2014年6月25日に掲載されたことになっている。

ここにある「業務上疾病発生状況(業種別・疾病別)」は、「暦年中に発生した疾病で翌年3月末までに把握した休業4日以上のもので、出所を「業務上疾病調」と記載したもので、全国労働衛生週間(10月1～7日)に向けて中央労働災害防止協会から発行されている「労働衛生のしおり」のものと同一のものである。後掲の表2(20頁)及び次頁表では、これを「公表件数」として示している。

この公表件数がどのように算定されているかも、闇の中であつた。以前、情報公開法に基づく開示請求も行って厚生労働省に説明を求めたところ、「公表件数」は、労働者死傷病報告をそのまま集計しているのではなく、例えば、「非災害性」(第3号)として届け出られた「腰痛」を、事情を確認したうえで「災害性」=「負傷による腰痛」(第1号)に振

労働安全衛生をめぐる状況

り替え、また、「じん肺及びその合併症」については、届出件数ではなく労災保険給付データを使っている等との説明。しかし、処理方法を示した文書は存在していないという回答であった。

前出の「職場の安全サイト」には、2004～2009年分について、「労働者死傷病報告」によると明記された業務上疾病のデータも示されている。このうち2009年分のページからアクセスできるデータだけは、『傷病分類別・年別業務上疾病発生状況』の合計値から『じん肺又はじん肺合併症』の数値を差し引いたデータを掲載」と注記されているのであるが、額面どおり受け取ってよいか疑問である。

2010～2012年分については、「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況(確定値)」でダウンロードできるエクセル・ファイルのなかに、「業種別傷病分類別業務上疾病発生状況」のシートが含まれている。ただし、2013年度分には含まれておらず、今後どうなるのかは不明である。

これらのデータを「届出件数」と呼ぶことにする。

「補償件数」については、驚くべきことに厚生労働省ホームページには一切掲載されていない。

毎年度の「業務上疾病の労災補償状況調査結果(全国計)」が比較的入手しやすいもので、これには、第1～11(2009年分以前は1～9)号別の新規支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症等、非災害性腰痛、上肢障害、職業がん、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害に係る都道府県別データなどが収録されている。元となる調査については、毎年度、補償課長から指示が出されており、調査内容は微妙に変化している。

全国安全センターは、情報公開法を使って、1999年度分以降の「業務上疾病の労災補償に係る統計の一切」を開示させている。大本となる統計データは、「傷病性質コード別労災補償状況」という集計表で、これは表4(27頁)にまとめて紹介してある。「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべて」を開示請求しているが、毎年開示されるのは、3枚の集計表のみである。表9(38頁)に紹介した2012年度分の都道府県別データもこうして開示されたものであり、これらのデータは本誌以外で掲載されてい

業務上疾病			
年	労働者 死傷病報告 による	「業務上疾病調」による とされる	傷病性質コード別労災補 償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
2002		7,502	9,045
2003		8,055	8,806
2004	7,159	7,609	8,858
2005	7,413	8,226	9,271
2006	7,635	8,369	11,171
2007	8,099	8,684	10,456
2008	8,341	8,874	10,148
2009	6,968	7,491	8,862
2010	8,111	8,111	9,457
2011	7,779	7,779	9,176
2012	7,743	7,743	9,143
2013		7,310	

るのをほとんど見たことがない。

「傷病性質コード別労災補償状況」と「業務上疾病の労災補償状況調査(全国計)」の数字は同じものであり、前者が後者の小分類別内訳となっている。別掲表及び後掲の表2(20頁)で「補償件数」として示してある。

別掲表に「届出件数」「公表件数」「補償件数」を並べてみた。2010～2012年分の「届出件数」と「公表件数」は同じ数字であるが、疾病分類別のデータも入手できる(20～23頁下の表参照)。比較してみると、2010年は452件、2011年は487件、2012年は373件業務上の負傷に起因する疾病から非災害性腰痛に振り替え、また2010年分ではさらに、化学物質等による疾病からその他業務に起因する疾病にも、5件振り替えが行われていることが確認できた(酸素欠乏症4件、その他1件)。じん肺を含めて、他の疾病分類については、届出件数と公表件数の数字は同じであった。

● 労災保険事業年報

前述のとおり、厚生労働省ホームページ(各種統計調査結果)に「労災保険事業月報」及び「労働者災害補償保険事業年報」が掲載されるようになった。これも基本的な統計データであり、全国安全センターでは労災保険法施行以来の事業年報(一部はコピー)を備え付けている。

ホームページ上では、年報のすべてではなく、「労働者災害補償保険事業の概況」及び「保険給付等支払状況」としていくつかの統計表が示されているだけではあるが、表1に示した基本情報はこれらによって確認できる。「概況」で直接拾えないものは、障害（補償）給付の「一時金」受給者数を新規から新規受給者数（第16表）から新規年金受給者数（第17表）を差し引いて求めていること、遺族（補償）給付の「一時金」受給者数は「概況」からは得られないので「保険給付支払状況」統計表から、また、死亡災害発生状況は前述の「死亡災害発生状況」、死傷災害発生状況は前述の「労働災害発生状況」から採っている、などである。

表8(36頁)の都道府県別データについても、労災保険新規受給者、障害（補償）給付及び遺族（補償）給付の「一時金」、葬祭料受給者数は「保険給付支払状況」統計表、から拾うことができた。他は年報本体からで、労災保険適用事業場・労働者数が第1-2表、障害（補償）給付の「年金」が第7-9表、傷病（補償）給付が第7-14表、障害（補償）給付の「年金」は第7-12表から年金新規と前払一時金新規を合算、年度末年金受給者数は第7-7表から求めている。

死傷災害については、前述のような公表の変更があったために、表1の2012年以降の数字及び表8では、労働者死傷病報告による死傷災害発生状況の数字を示してある。

2. 労働災害・職業病の発生状況等

● 死亡災害

死亡災害発生件数は、「1961年をピークとして長期的な減少傾向を示している」と言われてきたものの、近年の状況は、2009年1,075人（この時点で過去最少）、2010年1,195人（前年比11.2%増）、2011年1,024（前年比14.3%減）人、2012年1,093人（前年比6.7%増）、2013年1,030人（前年比5.8%減）と、「三桁台を目前にして増減を繰り返し、足踏み状態にある」（2011年は東日本大震災を直接の原因とする死亡者1,314人を除いた件数）。

第11次労働災害防止計画の対象期間でみると、2007年の1,357人から2012年1,093人へ19.5%減で、「20%以上減少」という目標はわずかに達成できなかった。第12次労働災害防止計画において新たに設定された新目標は、2012年と比較して2017年までに15%以上減少させるというものであり、2013年は幸先のよいスタートと言えるかもしれないが、決して油断はできない。

一方、2012年度の労災保険の葬祭料・葬祭給付受給者数は3,552人で、業務災害3,254人（91.6%）、通勤災害298人（8.4%）。2011年度の5,509人から40.9%という大幅減少であるが、発生年度別では、2012年度793人（22.3%）、2011年度1,024人（28.8%）、2010年度524人（14.8%）、2009年度183人（5.2%）、2008年度105人（3.0%）、2007年度以前923人（26.0%）という内訳になっている。

● 死傷災害増加

厚生労働省の2013年5月24日の「平成24年の労働災害発生状況を公表」では、3年連続の増加という極めて憂慮すべき事態となった」と危機感をあらわにしていたが、平成25年分の公表では「4年ぶりの減少」を報告することができた。

前述のとおり、厚生労働省が休業4日以上の死傷災害の公表データを変更してしまったので、4頁表の「労働者死傷病報告による」データで検証するしかないのであるが、2007年の131,478人から2012年119,576人へ9.1%減で、「15%以上減少」という目標は達成できなかった。労働政策審議会安全衛生分科会が2012年について設定した単年度目標「2011年比5%減少」に対しても、「3年連続で増加し、目標を達成できなかった」。

第12次労働災害防止計画の新目標は、2012年と比較して2017年までに15%以上減少させるというものであるが、初年度=2013年は118,157人で、2012年比1.2%の減少という結果であった。

「製造業で4.3%減少となるなど、多くの業種で減少している一方で、建設業では0.7%、陸上貨物運送事業では2.6%増加。近年増加傾向が続いていた第三次産業については、0.8%減少したものの、全体の4割を超える高水準で推移し、その減少幅もわ

労働安全衛生をめぐる状況

年度	業 種	労災保険新規受給者数	死亡災害		休業4日以上		休業3日以下・不休	
		人数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
1996	全業種	654,855	2,363	1	160,499	67.9	491,993	208.2
1997	全業種	649,404	2,078	1	154,648	74.4	492,678	237.1
1998	全業種	625,427	1,844	1	146,404	79.4	477,179	258.8
1999	全業種	602,853	1,992	1	137,316	68.9	463,545	232.7
2000	全業種	603,101	1,889	1	132,059	69.9	469,153	248.4
2001	全業種	600,210	1,790	1	131,808	73.6	466,612	260.7
2002	全業種	578,229	1,658	1	124,260	74.9	452,311	272.8
2003	全業種	593,992	1,628	1	124,122	76.2	468,242	287.6
2004	全業種	603,484	1,620	1	121,184	74.8	480,680	296.7
2005	全業種	608,030	1,514	1	118,840	78.5	487,676	322.1
2006	全業種	606,645	1,472	1	119,906	81.5	485,267	329.7
2007	全業種	607,348	1,357	1	119,999	88.4	485,992	358.1
2008	全業種	604,139	1,268	1	118,023	93.1	484,848	382.4
2009	全業種	534,623	1,075	1	104,643	98.3	428,905	399.0
2010	全業種	574,958	1,195	1	106,564	98.3	467,199	391.0
2011	全業種	614,914	1,024	1	106,564	104.1	507,326	495.4
2012	全業種	606,886	1,093	1	119,576	109.4	486,217	444.8
合計	全業種	10,269,098	26,860	1	2,173,951	80.9	8,068,287	300.4
2012	製造業	137,926	199	1	28,291	142.2	109,436	549.9
	鉱 業	671	6	1	197	32.8	468	78.0
	建設業	57,721	367	1	17,073	46.5	40,281	109.8
	運輸業	40,469	152	1	17,315	113.9	23,002	151.3
	林 業	3,279	37	1	1,897	51.3	1,345	36.4
	その他	366,820	332	1	54,803	165.1	253,298	762.9

ずかであることから、減少傾向に転じたと判断することはできないと考えられる」。

「建設業の増加の一因としては、東日本大震災からの復興需要に伴う建設需要が引き続き高水準にあること、産業活動の活発化による工事が増加していること等が考えられる。陸上貨物運送事業の増加の一因としては、2013年後半の自動車による貨物輸送量の増加等が考えられる。

第三次産業については、就業構造の変化に伴う労働者数が増加していることのほか、第三次産業の特徴として製造業や建設業のように重篤な災害が発生しにくく、事業者、労働者ともに安全に対する意識が不十分であることなどが、中長期的な災害増加の一因と考えられる」。

● その他

2013年の重大災害、2013年度の労災保険新規

受給者数も、ともに4年ぶりに減少した。

なお、毎年5月の厚生労働省による前年の労働災害発生状況の公表に当たって、2009年から「派遣労働者の労働災害発生状況」、2013年から「外国人労働者の死傷災害発生状況」も公表されるようになっていく。

「労災隠し」の氷山の一角をあらわしている労働安全衛生法第100条（報告等）違反による書類送検件数は、1999年74件、2000年91件、2001年126件、2002年97件、2003年132件、2004年125件、2005年114件であったが、その後、2006年137件、2007年140件、2008年147件と連続して増加、2009年101件、2010年97件と減

少した後、2011年は111件、2012年は131件へと増加している。

1件の重大災害の背後には、29件の軽症災害と300件の無傷害災害があるというよく知られたインリッヒの法則の「1:29:300」という数字の厳密性はともかくとして、死亡災害件数を1とした場合の、休業4日以上の災害件数（休業4日以上の死傷災害災害－死亡災害）及び休業3日以内＋不休災害の件数（労災保険新規受給者数－休業4日以上の死傷災害災害）の比率を別掲表に示した。

過去17年間平均ではこの比率は、1:80.9:300.4ということになるが、業種別のばらつきが著しい。とりわけ林業では、休業4日以上の災害件数の方が3日以内＋不休災害の件数よりも多いという逆転現象を示しており、鉱業、建設業と運輸業でも、製造業やその他事業と比較すると、休業＋不休災害の件数が著しく低い。これは「労災隠し」の存在を示唆

しているとも考えられる。このような分析も、「労災隠し」の根絶のために活用できるはずである。

● 業務上疾病・労働者の健康状況

2012年度の業務上疾病（職業病）の補償件数は9,143件で、前年比3.6%（件）の減少となった。公表件数でみても、0.4%（33件）の減少である。

次頁に上図として、「主な職業病の認定件数の推移」を示した。

伝統的な職業病の双壁－「じん肺及びその合併症」の認定件数は、2003年度から原発性肺がんが合併症に追加されたにもかかわらず減少傾向が続いている一方で、「振動障害」の認定件数の方は、再び上昇に転じているような気配もある。

「上肢障害」は、1997年の労災認定基準改正以来一貫した増加傾向を示し、2008年度に「じん肺及びその合併症」を上回ったが、2009年度以降、減少に転じている。

「中皮腫」と「石綿肺がん」は、2005年夏のクボタショックを受けて認定件数が激増。中皮腫による死亡者が増加し続けていることに現われているように、被害は増えているはずなのに、横ばい状態になりつつあるように見えるのが気にかかる。

「脳・心臓疾患」は、2001年の労災認定基準改正以来増加してきたが、2008年度以降減少に転じた後、2011・12年度は増加、2013年度は減少。

「精神障害」は、1999年の判断指針策定以来増加し続け、2010年度にはついに「脳・心臓疾患」を上回った。2011年末に判断指針が認定基準に改訂されて2012年度はさらに増加して、「石綿肺がん」も上回ったものの、2013年度は減少している。

次頁下図は、「認定率」を分析したものである。また、表5(30頁)に、請求件数、不支給決定件数が判明している職業病に係るデータのすべてを示してあるので参照していただきたい。表5の最下欄には、認定率①＝認定件数/請求件数（いずれも当該年度）、認定率②＝認定件数/（認定件数＋不支給決定件数）の二つの指標を示してあるが、次頁下図は、認定率②の方である。

認定率②は、「中皮腫」がもっとも高く90%前後、次いで「石綿肺がん」が80%に迫りつつあり、その

次が「上肢障害」であるが、2008年度以降減少していて70%を切っている。

これらと比較すると、「脳・心臓疾患」、「精神障害等」は著しく低い。2012年度に「精神障害」の認定率が上昇したのは、2011年末の認定基準策定の影響と考えられるが、40%超えが期待されたものの、2013年度は減少してしまった。

なお、「災害性（負傷による）腰痛（1-1）」と「異常温度条件による疾病（2-4）」、「その他の物理的因子による疾病（2-6）」、「その他の身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病（3-5）」、2013年度を除き「化学物質による疾病（4-2）」では系統的に、また、「細菌、ウイルス等の病原体による疾病」の2013年度なども、公表件数が補償件数を上回っており、使用者が職業病と判断して死傷病報告を届け出たにも関わらず、労災補償の手続きがなされていないケースが多々あるのではないかと示唆されるところである。

また、各種統計の業種別内訳を、一覧にして12頁の表に示した。

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年の23.6%から2011・12年の52.7%へと経年的に増加し続けている。項目別の有所見率では、血圧、貧血、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査で経年的な増加傾向が認められる。

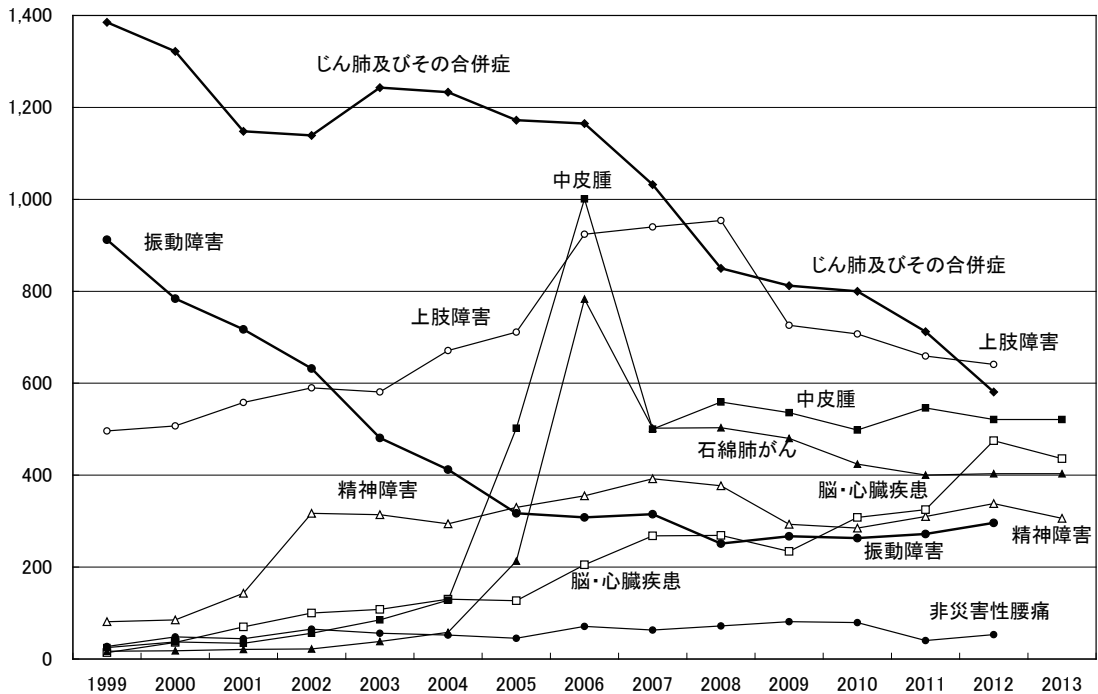
警察庁によれば、自殺者が2011年まで14年連続で3万人を超えた後、2012年27,858人→2013年27,283人と人減少したが、そのうち「被雇用者・勤め人」が7,272→7,421人（ともに27%弱）、「勤務問題」が原因・動機のひとつとなっているものが2,323→2,472人（全体の8～9%）である。

厚生労働省が5年に一度実施している「平成24年労働者健康状況調査の概況」が公表されている。「心の健康対策（メンタルヘルスケア）」の実施率は、1992年22.7%→1997年26.5%→2002年23.5%→2007年33.6%→2012年47.2%と連続して上昇。「喫煙対策」の実施率も、1992年34.1%→1997年47.7%→2002年59.1%→2007年75.5%→2012年81.8%と連続して上昇している。

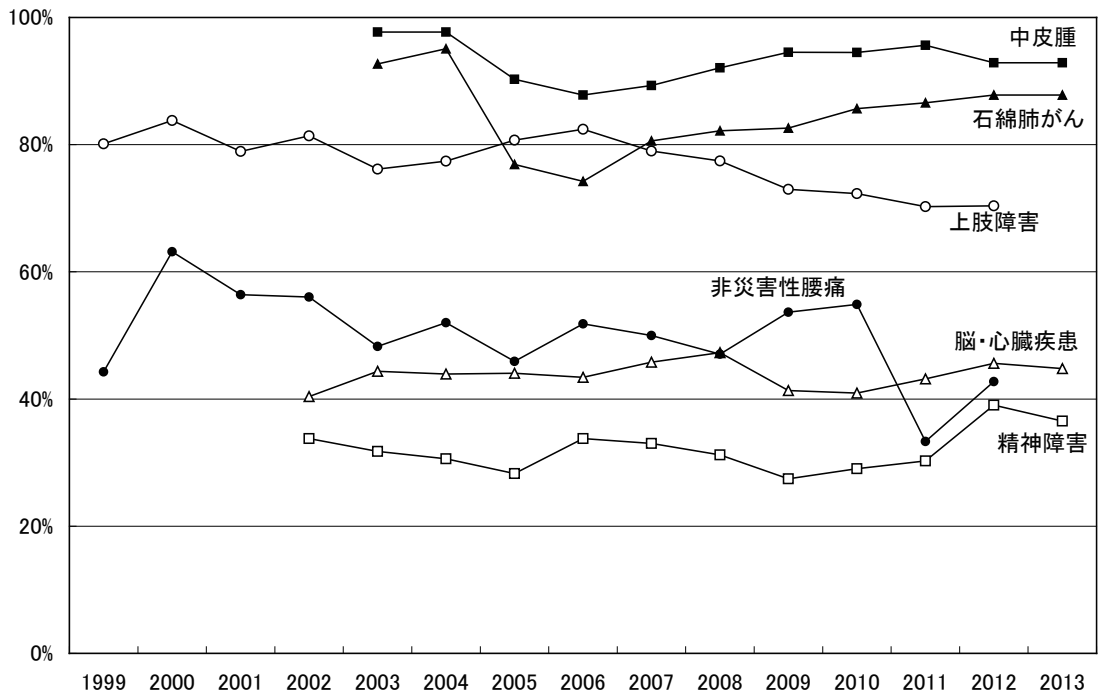
労働者に対する調査では、自分の仕事や職業

労働安全衛生をめぐる状況

主な職業病の認定件数の推移



主な職業病の認定率の推移



生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」とする労働者の割合は、1992年57.3%→1997年62.8%→2002年61.5%→2007年58.0%→2012年60.9%となっている。その内容は、「職場の人間関係の問題」41.3%（前回38.4%）が高く、次いで「仕事の質の問題」33.1%（前回34.8%）、「仕事の量の問題」30.3%（前回30.6%）となっている。

何らかの「健康の保持・増進」に取り組んでいる事業所は、1992年43.9%→1997年46.4%→2002年37.4%→2007年45.2%→2012年には項目がなくなった。また、1992年64.6%→1997年72.0%→2002年72.2%と増加していた、普段の仕事で「身体が疲れる」という質問項目もなくなってしまっている。

他方で新規項目として、時間外・休日労働が100時間を超える長時間労働者への医師による面接指導を知っている事業所が、2007年45.6%→2012年58.2%。面接指導を実施した事業所が、2012年4.3%。面接指導を実施した後に何らかの措置を講じた事業所が、2012年82.9%。面接指導制度を知っている労働者が、2007年21.7%→2012年33.2%。面接指導を受けたことがある労働者が、2007年6.3%→2012年5.5%。面接指導を受けた後に何らかの改善措置が講じられたと答えた労働者が、2007年40.0%→2012年45.3%となっている。

労働者のストレスチェックを実施した事業所は、2012年25.8%。そのうち定期健診の機会に合わせて実施が32.2%、定期健診以外の機会に実施が67.7%、不明0.1%である。

なお、上記調査や「平成18年労働環境調査」、「平成19年等労働者健康状況調査」、「平成20年技術革新と労働に関する実態調査」、「平成21年建設業労働災害防止対策等総合実態調査」、「平成22年労働安全衛生基本調査」、「平成23年労働災害防止対策等重点調査」等の概況報告が、厚生労働省のホームページに掲載されている (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html>)。

「平成23年労働災害防止対策等重点調査」の目的は「メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策、危険性又は有害性等の調査等の実施の促進に関する施策の見直しに資すること並びに、新しい労働安全衛生管理手法に関する

実態を把握する」こととされ、リスクアセスメントを実施している事業所が46.5%、長時間労働者への医師による面接指導等を実施した事業所が14.0%、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所が43.6%、定期健康診断を実施した事業所が91.2%、受動喫煙対策に取り組んでいる事業所が83.9%、業務上災害を記録する制度を設けている事業所が67.6%等という結果が示されている。

3. 労働安全衛生対策

● 第12次労働災害防止計画

2013～2017年度を対象期間とする第12次労働災害防止計画が2013年2月25日に公表された。既述のとおり、第11次労働災害防止計画の掲げた死亡者数20%以上減少、死傷者数15%以上減少、定期健康診断有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせることという目標は、いずれも達成できなかったが、新たに以下の目標を掲げた。

- ① 死亡災害の撲滅を目指して、2012年と比較して、2017年までに労働災害による死亡者数を15%以上減少させること
- ② 2012年と比較して、2017年までに労働災害による休業4日以上死傷者の数を15%以上減少させること

また、6つの重点施策を掲げて、各々の具体的取り組みについても示しているが、詳しくは2013年5月号を参照されたい。この間、具体的取り組みに関連して、通常の労働災害防止対策強化の要請以外に以下が示されているほか、2014年2月19日基安発0219第5号「(2014年度における)安全衛生業務の推進について」は、2014年度の死傷災害を対前年比4.2%減という単年の数値目標も掲げた。

- ・2013年3月25日基発0325第1号「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」
- ・2013年4月11日基安安発0411第1号「飲食店における労働災害防止対策に係る都道府県労働局との連携について」(都道府県・政令市・特別区の保健所運営事務担当部局宛て)

労働安全衛生をめぐる状況

業 種	事業場数	労働者数	新規受給者数	死亡者数	重大災害件数	死傷者数	業務上疾病数
	2012年度末	2012年度	2012年度	2013年(暦年)	2013年(暦年)	2013年(暦年)	2012年(暦年)
製造業	14.8%	16.5%	23.5%	18.2%	15.8%	23.7%	20.9%
建設業	22.7%	8.2%	9.7%	33.6%	37.0%	14.3%	10.3%
運輸業	2.8%	5.4%	6.9%	13.9%	8.5%	14.5%	13.0%
鉱 業	0.1%	0.0%	0.2%	0.5%	0.7%	0.2%	1.5%
林 業	0.6%	0.1%	0.7%	3.4%	1.8%	1.6%	54.4%
その他	59.0%	69.8%	59.0%	30.4%	36.3%	45.8%	
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実 数	2,627,669	52,741,870	614,914	1,093	284	119,576	7,779

- ・2013年5月17日基安安発0517第1号「警備業における労働災害防止のためのガイドラインの改正」(中央労働災害防止協会が1988年に作成したものを全国警備業協会と協力して改正)
- ・2013年6月19日基安安発0619第1・2号「飲食店に係る自主点検の実施」
- ・2013年10月16日基安安発1016第1号・基安労発1016第1号「第三次産業労働災害防止支援事業(社会福祉施設)」(日本労働安全衛生コンサルタント会に腰痛予防対策講習会を委託)
- ・2014年3月10日基安安発0310第1号「足場の設置が困難な屋上作業等における墜落防止のための作業標準マニュアル」(建設業労働災害防止協会)作成
- ・2014年3月28日基発0328第6号「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」(小売業、社会福祉施設、飲食店を重点に常時10人以上の労働者を使用するものに配置を促進)
- ・2014年3月28日基発0328第7号「労働災害を防止するための安全の担当者の配置等」(前記通達の趣旨を関係業界団体宛てに要請)

● 労働衛生監督実施を再開

とりわけ胆管がん事件を契機として厚生労働省の労働衛生対策が強化されつつある。2014年2月17日基発0217第7号「今後における労働衛生対策の推進に関する基本方針」(「衛生基本通達」と呼ばれる-7月号参照)及び基発0217第8号「労働衛生対策における監督指導等に当たって留意すべき事項」(「衛生留意通達」)は、長らく放棄され

てきた労働衛生監督実施の再開を示したものと伝えられている(2001年3月30日「今後の労働衛生対策における監督指導等の進め方」は廃止)。同年2月18日基発0218第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項」でも、「労働衛生に係る監督指導等について」という項目が設けられた。

また、そのこともひとつの要因として、1999年に策定された「今後における一般労働条件の確保・改善対策の推進に関する基本方針」も同名の基発0217第6号によって改訂された。

なお、監督指導業務では11月を「過重労働解消キャンペーン月間」としてきたが(昨年度は「若者の『使い捨て』が疑われる企業等に関する無料電話相談」実施と合わせて9月に変更)、6月に成立した過労死等防止対策推進法は、11月を「過労死等防止啓発月間」とすることも規定している。

2013年9月1日に実施された「若者の『使い捨て』が疑われる企業等に関する無料電話相談」には1,042件(速報値)の相談が寄せられ、主な相談内容は、①賃金不払残業53.4%、②長時間労働・過重労働39.7%、③パワーハラスメント15.6%であった。

● 労働安全衛生法改正案の成立

2014年6月に労働安全衛生法改正案が成立した。主な改正内容は、以下のとおりである。

- ① 表示・通知義務対象化学物質についてリスクアセスメントの義務付け
- ② 医師等によるストレスチェック制度の創設
- ③ 受動喫煙防止対策の努力義務化
- ④ 重大な労働災害を繰り返す事業場に厚生労働大臣が指示、勧告、公表を行う制度の導入

労働安全衛生法が改正されます

～平成26年中から平成28年6月までの間に順次施行～

化学物質による健康被害が問題となった担当が人事の発生や、機械障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第22号）が平成26年5月25日に公布されました。

改正項目は7箇所あり、項目ごとに施行時期が異なりますので、ご案内します。

1 化学物質についてリスクアセスメントの実施が義務となります

●施行日 平成26年11月1日（今後順次で配付）

○一定の危険性・有害性が確認されている化学物質^{※1}による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施^{※2}が事業者の義務となります。

※1 労働安全衛生法第25条の2及び同法施行令第18条の2に該当する、安全データシート(SDS)の付録掲載されている物質。

※2 リスクアセスメントの実施時期については、順次に化学物質を使用する設備や作業を変更する等となる。事業者が労働安全衛生法第25条の2に基づきリスクアセスメントの実施時期を定めた後、今後順次で定める予定。

○事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法の措置を講ずることが努力義務^{※3}となる。労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずることが努力義務^{※4}となる。

※3 リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法に定める労働安全衛生規則で特定化学物質に関する規制等が定められている場合は、当該規定に基づき措置を講ずることが必要。

※4 法令に定めがない場合は、事業者が労働安全衛生法に定める必要の措置を講ずることが努力義務。

○上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。

※ リスクアセスメントの時期及び実施時期、実施方法は、今後告示、指針で定める予定です。

化学物質のリスクアセスメントには、実施支援ツール「化学物質のリスクアセスメント（コントロール・パンディング）」を広く活用ください！

○「コントロール・パンディング」は、以下のウェブサイトで無料で活用できます。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku_0000111_11_01_start.html

○使用されている化学物質の安全データシート(SDS)を必ず手元に保管しただけでは、化学物質に関する十分な対策がとれないので、簡単にリスクアセスメントが実施できます。

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

この助成金は、職場での受動喫煙を防止するために、喫煙室の設置を行う際に、その費用の一部を助成するものです。

対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主であること

業種	常時雇用する労働者数	助成金
小売業 小規模、専売店、 家庭用サービス等	50人以下	5,000万円以下
サービス業 物販店、飲食店、美容室、 理髪店、クリーニング店 (例：訪問販売) など	100人以下	5,000万円以下
卸売業 卸売業、卸売業、卸売業、 卸売業、卸売業、卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	300人以下	3億円以下

(3) 一定の基準（喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上）を満たす喫煙室を設置（改修も含む）すること

(4) 事業場内に於いて、喫煙室以外を禁煙とすること

助成内容

喫煙室の設置にかかる経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費[※]の2分の1の額を助成します。

	助成率	上限額
工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2	200万円

※ 要件を満たす喫煙室を設置するために必要なものに限ります。

支給は事業場単位とし、1事業場に付き1回とします。

また、同じ事業場で複数の喫煙室を設置する場合は、1件の申請として、まとめて行うことができます。（1申請の上限額は200万円）

厚生労働省・都道府県労働局

貸切バス 交替運転者の配置基準（概要）

これまで、勤務時間等基準告示で定められた条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転者の配置基準が必要としておりましたが、今後は、これに加え、以下の交替運転者の配置基準も遵守する必要があります。

「これまでに」

「交替運転者の配置基準」
 勤務時間等基準告示で定められた条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転者の配置基準が必要としておりましたが、今後は、これに加え、以下の交替運転者の配置基準も遵守する必要があります。

※上記の基準は、今後もし引き続き適用されます。

「今後はこれに加えて」

貸切バスの交替運転者の配置基準（平成25年8月1日より適用）

	昼間	夜間	18
運行時間	午前5時～午後9時までは、 午前5時～午後9時までは、 午前5時～午後9時までは、	午後9時～午前5時までは、 午後9時～午前5時までは、 午後9時～午前5時までは、	午後9時～午前5時までは、 午後9時～午前5時までは、 午後9時～午前5時までは、
運行距離	1日1回500kmまで	1日1回400kmまで	1日1回300kmまで
運行時間	連続4時間まで	連続4時間まで	連続4時間まで
運行距離	連続2時間まで	連続2時間まで	連続2時間まで
運行時間	連続2時間以上	連続2時間以上	連続2時間以上

※「運行時間」は、運転開始から運転終了までの時間（休憩時間を含む）を指します。

※「運行距離」は、出発地点から目的地までの距離（迂回距離を含む）を指します。

※「連続」は、休憩時間を含む連続した時間を指します。

- ⑤ 規模の大きい工場等で建築物、機械等の設置、移動等を行う場合の事前届出の廃止
- ⑥ 電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定、譲渡制限の対象に追加
- ⑦ 外国に立地する機関も検査・検定機関として登録可能に

これは、2013年12月24日の労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」（3月号）を受けたものであるが、それに先立って以下が示されており、また、②③⑥は2010年の建議に基づく改正法案にも盛り込まれていたものである。

- ① 2013年10月「胆管がん問題を踏まえた化学物質管理のあり方に関する専門検討会報告書」（12月号）
- ④ 2013年10月「労働安全衛生法における機械等の回収・改善命令制度のあり方等に関する検討会報告書」

中心的内容とされる①と②は、労働安全衛生対策のまったく正反対のアプローチを代表しているといえ、全国安全センターは②ストレスチェックの導入に反対してきたが、産業医の選任が義務づけられていない労働者数50人未満の事業場について「当分の間努力義務」と若干トーンダウンして、成立してしまっ（2015年12月までに施行の予定）。改正法の施行に向けて、「ストレスチェック項目等に関する専門検討会」、「安全衛生に関する優良

企業を評価・公表する仕組みに関する検討会」が各々7月から開催されている。

なお、受動喫煙対策に関しては、2013年5月16日以降に、受動喫煙防止対策助成金交付要領等が一部改正され、①対象事業主をすべての業種の中小企業事業主に拡大、②補助率を費用の1/4から1/2に引き上げるなどされている。

● その他の労働安全対策

2013年4月12日に労働安全衛生規則の一部改正が公布され、鉄骨切断機等の追加解体用車両系建設機械関係については同年7月1日、危険個所への囲いの設置等の義務付け等食品加工用機械関係については同年10月1日から、各々施行されている。

2012年4月に関越自動車道で発生したツアーバスによる交通事故を契機として、国土交通省において「高速乗合バス及び貸切バスにおける交代運転者の配置基準」が定められたことを受け、2013年5月28日基発0528第2号によって「『交通労働災害防止のためのガイドライン』の改正」が行われた。

合わせて、同配置基準の周知（基発0528第7号）、留意事項（基監発0528第1号）、「自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用について」の一部改正（基監発0528第2号）、「自動車運転者時間管理指導員の

活用について」の一部改正（基監発0614第2号）も行われている（ただし、開示された文書では具体的内容はほとんど墨塗りされている）。

2014年2月12日には、基安発0212第1号で、国土交通省作成の「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」（モデル契約書）の周知への協力を要請している。

2013年12月24日基発1224第2号によって、産業用ロボットの運転中の危険の防止を規定した労働安全衛生規則第150条の4の施行通達（安全基準）が27年ぶりに改訂された。同年6月14日に閣議決定された規制改革実施計画や近年の技術革新を踏まえたものとされ、リスクアセスメントの実施、産業用ロボットの国際規格（ISO）、技術ファイル及び適合宣言書の内容が追加されている。

● その他の労働衛生対策

2013年6月18日基発0618第1号によって「職場における腰痛予防対策指針」が19年ぶりに改訂された（2013年8月号）。リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を取り入れたとされるが、旧来の3管理スタイルも踏襲していて、不十分な改訂にとどまっている。同日付けで「職場における腰痛予防対策指針の改訂及びその普及に関する検討会報告書」も公表されている。また、既往のとおり、社会福祉施設を対象にした「第三次産業労働災害防止支援事業」が開始されている。

また、2014年1月10日基発0110第1号によって「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」も13年ぶりに改訂された。焼却炉をあらかじめ取り外したうえで処理施設に運搬して付着物の除去・解体を行う「移動解体」が多くなっていることから、2013年12月に「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱の見直しのための専門家会議報告書」がまとめられたのを踏まえたもの。

2013年6月にまとめられた「産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会報告書」に基づいて、産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業、地域産業保健事業の3つが一元化され、2014年度から労働者健康福祉機構を実施主体として、各都道府県に置かれた産業保健総合支

援センターとその地域窓口を拠点に、新たに産業保健活動総合支援事業が実施されている。

4. 化学物質・アスベスト対策

● 関係法令の改正・指针对象物質の追加

改正された労働安全衛生法により、安全データシート（SDS）の交付義務対象である640物質について、リスクアセスメントの実施が努力義務から罰則付きの義務に格上げされる（2016年6月までに施行の予定）。

2013年5月31日「化学物質のリスク評価検討会報告書（第1回）」は、①1,2-ジクロロプロパン－健康障害防止措置検討、②ナフタレン－詳細なリスク評価が必要、③フェニルヒドラジン－関係事業者による自主的なリスク管理、を勧告。同年6月14日「化学物質による健康障害防止措置に係る検討会報告書（第1回）」が、1,2-ジクロロプロパンを含む洗浄剤を使った洗浄・払拭の作業について特定化学物質等障害予防規則の「エチルベンゼン等」と同様の規制が必要と勧告して、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び特化則の一部改正が行われて同年10月1日に施行された。

2013年7月24日「化学物質のリスク評価検討会報告書（第2回）」は、①ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）－健康障害防止措置検討、②リフラクトリーセラミックファイバー、酸化チタン（ナノ粒子）－詳細なリスク評価が必要、③N,N-ジメチルアセトアミド、フタル酸ビス（2-エチルヘキシル、別名DEHP）－関係事業者による自主的なリスク管理、④三酸化二アンチモン、金属インジウム－今後の調査研究の進展を待って評価。また、有機溶剤中毒予防規則対象のクロロホルム等10物質について、発がん性のおそれがあることから記録の保存期間の延長等の措置を講じる必要があるとした。2014年1月29日「化学物質による健康障害防止措置に係る検討会報告書（第2回）」が、DDVPについては、これを含む製剤を使った成形加工または包装の業務について特化則の「アクリルアミド」と同様の規制、発がん性のおそれのある

労働安全衛生をめぐる状況

建築物の解体などでの石綿の除去や、封じ込め・囲い込みの作業を行う事業主、発注者の皆さまへ

**平成26年6月1日から
改正「石綿障害予防規則」が
施行されます**

平成26年6月1日から、改正「石綿障害予防規則」が施行されます。

石綿は、その粉じんを吸入することにより肺がん、中皮腫などを引き起こすおそれがあります。特に、建材として使われていることが多いため、建築物の解体工事などでは、一層の石綿ばく露防止対策が必要となります。

厚生労働省では、このような状況を抑え、吹き付け石綿の除去についての措置、石綿を含む保温材や耐火被覆材などの取り扱いに関する規制を強化することとしました。

建築物の解体などでの石綿の除去や、封じ込め・囲い込みの作業を行う事業主、発注者の皆さまは、改正規則に基づき、労働者のばく露防止に向けた対策を取っていくことが求められます。

改正の概要

■吹き付けられた石綿の除去などについての措置
集じん・抑塵装置
→排気口から石綿漏えいの有無の点検が必要になります。
作業場所の閉鎖
→作業と喫食の併設、向圧状態の点検が必要になります。

■石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の措置
調査や解体などでの石綿粉じん発散のおそれがある場合
→建材の除去、封じ込めや囲い込みが必要になります。
封じ込め、囲い込みの作業では、閉鎖措置や特別教育、作業計画の策定が必要になります。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

～事業主の皆さまへ～

**～平成25年7月1日から電離則を改正します～
事故由来廃棄物等の処分を行う労働者の放射線
障害防止のため、規制内容を拡大しました**

厚生労働省では、労働者の放射線ばく露の低減策として、「電離放射線障害防止規則」(以下、「電離則」)を施行しています。本年7月1日からは、原子力発電所の事故により発生した放射性物質(以下、「事故由来放射性物質」)に汚染された廃棄物等の処分業務などを行う労働者の放射線障害の防止措置を規定する、電離則を改正し、規制内容を拡大しました(平成25年7月1日施行)。

事業主の皆さまには、改正規則に基づき、労働者の放射線障害防止のための措置を講じていただきますよう、お願いします。

※詳細については、平成25年6月1日付けの労働安全衛生「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」をご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/bunpu/roudoku/jiten_guimu/12051702.pdf

改正電離則では、事故由来廃棄物等の処分を行う事業主と、その事業主に雇用される処分業務従事者を対象とするものです。

●事故由来廃棄物等とは、以下のものをいいます。

1 除去土壌	事故等の発生により汚染された土壌のうち、放射能濃度が1万ベクレル/平方メートルを超えたもの
2 汚染廃棄物	事故由来放射性物質により汚染された廃棄物で、放射能濃度が1万ベクレル/平方メートルを超えたもの
3 その他の事故由来放射性物質に汚染されたもの	事故の発生により放射性物質が放出された施設等から、放射性物質が流出したと推定される廃棄物

平成25年7月1日に発生した事故と地方公共団体の指定する原子力発電所の事故による放射性物質の汚染が認められた放射性物質

●処分には、以下の業務が含まれます。

- 最終処分(埋立及び閉鎖)
- 中間処理(選別、破砕、圧縮、濃縮、凝結)
- 搬送施設・設備の保守点検業務

●改正電離則では、新たに次の事項を規定しています。

- 事故由来廃棄物等の処分を行う設備が満たすべき要件
- 汚染の拡大防止のための措置
- 作業の管理等
- 特別教育
- 除染特別地域等に処分施設を設置する場合の特例

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事業主・労働者の皆さまへ

**21疾病
を新たに追加**

労災補償の対象となる疾病の範囲を定めた
職業病リストを改訂しました

労災補償制度は、労働者の業務上の事由または通勤による傷病などに対し、必要な療養給付を行うものです。
この制度の補償の対象となる疾病は「職業病リスト」で定められています。

「職業病リスト」は「労働基準法施行規則附則第1の2」(以下「別表第1の2」)と、これに基づく厚生労働大臣告示で構成されています。

厚生労働省ではこの度、「職業病リスト」を改訂し、21疾病を新たに追加しました。
(平成25年10月1日施行)

①「職業病リスト」には、どのような疾病があるのですか？

「職業病リスト」は、業務上の原因を明確にすることにより、労働された方の労災補償に関する事項を定めることにより、労働者の健康被害の防止を図ることを目的としています。

②「職業病リスト」に示された疾病は、どのような基準で選ばれたのですか？

業務と疾病との間に因果関係が確立していると認められた疾病が、「職業病リスト」に示されています。「職業病リスト」には、新しい疾病の追加や既存の疾病の削除など、定期的な見直しを行っています。

③「職業病リスト」に示されていない疾病は、労災補償の対象にならないのですか？

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

同年5月30日基安安発0530第1号・同年5月30日基安発0530第1号「港湾に停泊中の船舶における貨物室の洗浄等作業における留意事項」が示されている。

また、アメリカ労働安全衛生庁が2013年7月31日付けで、1-プロモプロパン(別名 臭化n-プロピル)による健康障害を予防するための緊急警告を発したことを受けて、同年9月19日基安化発0919第1号「1-プロモプロパンによる労働災害防止について」も示された。

● 衛生留意通達の中長期計画

前出の「衛生留意通達」は、都道府県労働局において3～5か年の化学物質対策に係る中長期計画を策定し、計画的かつ効果的に実施するよう指示しており、2014年度がその初年度となる。

また、計画的な取り組みに必要な基礎資料の整備について、特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)に基づく事業所からの届出情報との突き合わせを、有機則等特別規則の対象物質について実施しているが、今後は、それ以外のSDS交付義務対象物質に着手する必要があるとされている。

● アスベスト対策

2014年2月7日に「建築物等の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議報告書」が公表され、これを踏まえた石綿障害予防規則の一部改正が行われて同年6月1日から施行されている。同時に、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」も策定された(2012年の公示を名称も含めて改訂)。一部重なる内容もあるものの必ずしも調整がとれているとは言えない大気汚染防止法の改正も同じく2014年6月1日から施行されている。

2014年3月28日に日本工業標準調査会が「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部:市販バルク剤からの試料採取及び定性的判定方法」をJIS A1481-1として制定。これは国際標準(JIS)の導入として評価できるものの、同時に「A1481-2 第2部:試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」、「A1481-3 第3部:アスベスト含有率のX線回折定量分析方法」として国際標準と乖離した旧来のままの日本方式を併存で残り、3月31日に厚生労働省が公表した「平成25年度 適切な石綿含有建材の分析の実施支援事業」(石綿含有建材分析マニュアル【1.00版】)と関係通達が、建材が石綿をその重量の0.1%を超えて含有するか否かの分析には3つのいずれか

または過去の通達で示された分析方法でもよいとしていることが混乱をもたらす恐れも大きい。なお、定量分析法についても国際標準 (ISO) のJIS化が2014年度中に行われる予定である。

5. 原子力災害関係

● 原子力施設に対する監督指導

「原子力施設に対する監督指導」については、2000年9月19日基発第582号が示されていたが、2013年5月17日基発0517第7号によって13年ぶりに改訂された。東電福島第一原発事故を端緒に、緊急作業実施時の被ばく線量管理等について事業者等があらかじめ必要な準備を計画的に実施しておくことの重要性も認識された、また、原子力施設のみならず、原子力事業者の本社等及び元方事業者がそれぞれの役割を果たす必要があると指摘。事業者が自主的に安全衛生管理対策の徹底を図るべきであるが、放射線障害の重大性にかんがみると、定期的に監督指導等を実施することにより、事業者に緊張感を持たせ、効果的、継続的な実施につなげる必要があるなどとしている。

同日付けで基監発0517第1号・基安発0517第2号・基安労発0517第1号で留意事項も示されているが、開示された文書はほとんど墨塗りで、具体的内容はわからない。

● 除染業務関連対策

除染に伴い除去された土壌や汚染廃棄物（「事故由来廃棄物等」という）の処分の業務を行う事業者が講ずべき措置を規定する電離放射線障害防止規則の一部改正）が行われて2013年7月1日から施行され、2013年4月12日基発0412第2号「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」が策定されるとともに、基発0412第6号「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインの改正」も行われた。

また、除染等業務に従事する労働者の被ばく線量等を一元管理する制度を設立するため、関係元

請事業者が参集した「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度検討会」において検討が行われた。同制度は2013年11月15日から暫定的に発足し（基発1115第4号）、12月26日に検討会の最終とりまとめが決定され、地方自治体及び環境省以外の国の機関が発注する除染業務等を対象とした部分については、2014年4月1日から発足することとなった（基発1226第17号）。これに伴い、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」も再改正されている（基発1226第21号）。

2013年10月25日には原子力災害対策本部が「福島県内における公共工事における建築副産物の再利用等に関する当面の取扱いに関する基本的考え方」を示している（基安労発1119第1号）。

● 緊急作業従事者の疫学研究

2014年6月4日「東電福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学研究のあり方に関する専門家検討会報告書」がとりまとめられた。調査対象集団の1割（約2千人）を対象にしたベースライン研究を10月にも開始して、2015年度以降の本格的な研究に向けた準備を進めるとしている。

なお、この研究のために詳細な内部被ばくの測定値、計算過程等の提出を東京電力に求めているところ、東京電力において、標準評価手法によらない方法で内部被ばく評価が行われたものがあることが判明したことが、2014年3月25日に厚生労働省から公表されている。

5. 労災補償対策

● 職業病リストの改訂

職業病リストー労働基準法施行規則別表第1の2（第35条）が改訂－以下の21疾病が新たに追加され、2013年10月1日から施行されている。。

- ① 安全データシート交付義務対象化学物質（640物質）のうち職業病リスト（労働基準法施行規則別表第1の2）に規定されていない48物質のうち、アジ化ナトリウム他16物質による疾病を追加

[61頁下に続く]

労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度 /年	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1977	1,585,760	29,357,392	3,302	345,293	1,138,808	59,494	55,274	4,220	5,860	65,354
1978	1,668,093	29,908,023	3,326	348,826	1,142,928	57,676	53,601	4,075	2,634	60,310
1979	1,763,532	30,759,019	3,077	340,731	1,130,621	57,659	53,643	4,016	2,707	60,366
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1981	1,896,973	32,750,233	2,912	312,844	1,027,477	54,651	50,567	4,084	2,286	56,937
1982	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	53,085	49,003	4,082	2,415	55,500
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	51,306	47,405	3,901	2,326	53,632
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	52,125	48,011	4,114	2,012	54,137
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003	2,632,411	47,922,373	1,628	125,750	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194
2004	2,627,510	48,552,436	1,620	122,804	603,484	26,352	23,776	2,576	818	27,170
2005	2,630,805	49,184,518	1,514	120,354	608,030	25,904	23,387	2,517	599	26,503
2006	2,642,570	50,707,376	1,472	121,378	606,645	25,188	22,787	2,401	551	25,739
2007	2,642,607	51,313,223	1,357	121,356	607,348	25,236	22,811	2,425	635	25,871
2008	2,632,696	52,418,376	1,268	119,291	604,139	24,702	22,404	2,298	782	25,484
2009	2,621,343	52,788,681	1,075	105,718	534,623	24,127	21,813	2,314	578	24,705
2010	2,622,356	52,487,983	1,195	107,759	574,958	22,663	20,487	2,176	651	23,314
2011	2,627,669	52,741,870	1,024	111,349	614,914	22,075	19,967	2,108	547	22,622
2012	2,645,473	53,236,873	1,093	119,576	606,886	22,408	20,377	2,031	547	22,955
2013			1,030	118,157						

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は暦年。それ以外は年度で、業務災害及び通勤災害を含む。

「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。

「死傷災害発生状況」は、2011年以前は労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)、2012年以降は労働者死傷病報告による。

1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人、を含んでいない。

2011年の「死亡災害発生状況」「死傷災害発生状況」には、東日本大震災による1,314人、2,827人を含んでいない。

年度 /年	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受給 者数	一時金	年金			傷病(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
							計	じん肺	せき損	その他		
1947	1,248	1,245	1,245									
1950	4,412	4,585	4,585									
1955	5,010	5,107	5,107									
1960	6,039	6,161	6,161		1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117	
1965	5,880	6,548	6,548		1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
1977	4,553	5,702	971	4,731	14,811	123,063	18,117	9,480	4,468	4,169	47,991	56,955
1978	4,610	5,553	923	4,630	11,339	131,395	19,373	10,353	4,567	4,453	51,190	60,832
1979	4,371	5,254	820	4,434	11,157	139,248	20,558	11,413	4,641	4,504	54,328	64,362
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
1981	4,124	5,060	691	4,369	10,739	154,142	22,307	13,383	4,651	4,273	60,383	71,452
1982	4,146	4,984	746	4,238	10,735	160,910	22,990	14,317	4,594	4,079	63,380	74,540
1983	3,893	4,680	638	4,042	10,269	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286
1984	3,839	4,808	698	4,110	10,236	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
1986	3,609	4,475	699	3,776	8,964	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191
2004	3,322	3,984	770	3,214	6,608	221,574	11,617	7,490	2,405	1,722	96,979	112,978
2005	3,444	4,138	759	3,379	6,495	221,684	11,099	7,038	2,356	1,705	96,846	113,739
2006	4,017	5,973	1,091	4,882	7,834	223,240	10,581	6,564	2,301	1,716	96,733	115,926
2007	3,865	4,837	940	3,897	6,957	223,735	10,103	6,140	2,263	1,700	96,512	117,120
2008	3,703	4,222	926	3,556	6,376	223,592	9,785	5,890	2,199	1,696	95,989	117,818
2009	3,591	4,124	941	3,444	6,075	223,139	9,316	5,415	2,173	1,728	95,610	118,213
2010	3,621	4,262	895	3,367	6,194	222,280	8,929	5,097	2,119	1,713	94,914	118,437
2011	5,509	6,057	1,348	4,709	7,364	222,192	8,412	4,688	2,050	1,674	94,094	119,686
2012	3,552	4,519	980	3,539	6,117	220,592	7,897	4,261	1,994	1,642	93,072	119,623
2012												

注) 遺族(補償)年金新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計
 障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。
 傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数である。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補補償へ移行した者の件数である。
 厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表2-1 業務上疾病の発生状況

号	一			二			三			四			五		
分類	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病(がんを除く)―有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病―腰痛、振動障害、頸肩腕障害等			化学物質等による疾病(がんを除く)―労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病―じん肺及びその合併症		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
2003	5,861	4,647	1,214	447	730	-283	393	1,281	-888	316	196	120	856	1,243	-387
2004	5,370	4,530	840	513	766	-253	368	1,283	-915	295	218	77	814	1,233	-419
2005	5,829	4,660	1,169	459	649	-190	425	1,223	-798	315	209	106	767	1,172	-405
2006	5,962	5,051	911	487	619	-132	432	1,449	-1,017	332	298	34	765	1,165	-400
2007	6,252	5,094	1,158	552	747	-195	518	1,494	-976	270	204	66	640	1,032	-392
2008	6,625	5,075	1,550	502	609	-107	490	1,465	-975	231	215	16	587	850	-263
2009	5,721	4,457	1,264	328	479	-151	388	1,223	-835	200	195	5	531	812	-281
2010	5,819	4,620	1,199	865	932	-67	394	1,233	-839	232	219	13	516	800	-284
2011	5,654	4,516	1,138	651	774	-123	381	1,149	-768	267	244	23	439	712	-273
2012	5,688	4,412	1,276	684	797	-113	372	1,193	-821	216	237	-21	361	581	-220
合計	272,100	223,766	48,334	25,058	27,308	-2,250	15,868	50,231	-34,363	12,322	8,875	3,447	41,681	44,055	-2,374

注) 各号の左欄の数字は、厚生労働省「業務上疾病発生状況」から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のもの、当該年(暦年)中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したもの、と説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの。厚生労働省労働

号	一			二			三			四			五		
年/年度	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
2010	5,367	5,819	4,620	865	865	932	846	394	1,233	237	232	219	516	516	800
2011	5,167	5,654	4,516	651	651	774	868	381	1,149	267	267	244	439	439	712
2012	5,315	5,688	4,412	684	684	797	745	372	1,193	216	216	237	361	361	581

号	六			七			八・九・十・十一			二～十一			一～十一		
分類	細菌、ウイルス等の 病原体による疾病			がん原性物質若しくは がん原性因子又はがん 原性工程における業務 による疾病			その他業務に起因する ことの明らかな疾病等			職業性疾病 (2号から11号までの小計)			計		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2001	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2002	120	224	-104	3	95	-92	60	533	-473	2,225	4,396	-2,171	7,502	9,046	-1,544
2003	132	136	-4	2	143	-141	48	434	-386	2,194	4,163	-1,969	8,055	8,810	-755
2004	165	190	-25	1	209	-208	83	429	-346	2,239	4,328	-2,089	7,609	8,858	-1,249
2005	248	158	90	5	732	-727	178	461	-283	2,397	4,604	-2,207	8,226	9,264	-1,038
2006	241	214	27	1	1,810	-1,809	149	565	-416	2,407	6,120	-3,713	8,369	11,171	-2,802
2007	257	200	57	9	1,021	-1,012	186	664	-478	2,432	5,362	-2,930	8,684	10,456	-1,772
2008	207	205	2	10	1,080	-1,070	222	649	-427	2,249	5,073	-2,824	8,874	10,148	-1,274
2009	137	133	4	10	1,033	-1,023	176	530	-354	1,770	4,405	-2,635	7,491	8,862	-1,371
2010	126	110	16	6	949	-943	153	594	-441	2,292	4,837	-2,545	8,111	9,457	-1,346
2011	160	189	-29	5	957	-952	222	635	-413	2,125	4,660	-2,535	7,779	9,176	-1,397
2012	186	155	31	4	954	-950	232	814	-582	2,055	4,731	-2,676	7,743	9,143	-1,400
合計	3,881	5,585	-1,704	130	10,397	-10,267	2,253	11,822	-9,569	101,193	158,273	-57,080	252,392	242,544	9,848

基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

号	六			七			八・九・十・十一			二～十一			一～十一		
年/年度	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
2010	126	126	110	6	6	949	148	153	594	2,744	2,292	4,837	8,111	8,111	9,457
2011	160	160	189	5	5	957	222	222	635	2,612	2,125	4,660	7,779	7,779	9,176
2012	186	186	155	4	4	954	232	232	814	2,428	2,055	4,731	7,743	7,743	9,143

労働安全衛生をめぐる状況

表2-2 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

分類	三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	三-1			三-2			三-3			三-4			三-5		
	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱			重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（非災害性腰痛）			さく岩機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動機能障害（振動障害）			電話交換の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群（頸肩腕症候群等）			1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1986	61	303	-242	247	56	191	54	941	-887	155	332	-177	15	20	-5
1987	124	324	-200	380	49	331	59	731	-672	127	264	-137	43	14	29
1988	117	351	-234	267	47	220	50	656	-606	154	304	-150	24	17	7
1989	144	347	-203	353	32	321	39	505	-466	111	313	-202	33	24	9
1990	73	324	-251	297	33	264	23	361	-338	131	268	-137	19	26	-7
1991	70	344	-274	186	41	145	23	377	-354	73	213	-140	18	25	-7
1992	38	458	-420	64	52	12	21	405	-384	97	195	-98	20	21	-1
1993	77	296	-219	96	30	66	24	496	-472	63	182	-119	30	31	-1
1994	80	262	-182	62	41	21	17	475	-458	57	156	-99	19	19	0
1995	75	309	-234	127	37	90	18	578	-560	56	149	-93	14	24	-10
1996	76	310	-234	112	35	77	16	556	-540	77	234	-157	12	28	-16
1997	95	283	-188	79	44	35	7	612	-605	94	368	-274	12	23	-11
1998	106	257	-151	109	45	64	10	773	-763	80	442	-362	15	5	10
1999	146	286	-140	73	27	46	6	912	-906	92	496	-404	40	6	34
2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47
2001	104	179	-75	77	44	33	16	717	-701	144	558	-414	40	16	24
2002	75	147	-72	70	65	5	7	632	-625	150	590	-440	44	14	30
2003	115	149	-34	61	56	5	7	481	-474	149	581	-432	61	14	47
2004	89	138	-49	54	52	2	9	412	-403	154	671	-517	62	10	52
2005	105	133	-28	55	45	10	4	317	-313	180	711	-531	81	17	64
2006	92	126	-34	31	71	-40	6	308	-302	233	924	-691	70	20	50
2007	119	160	-41	57	63	-6	5	315	-310	245	940	-695	92	16	76
2008	89	137	-48	47	72	-25	3	251	-248	246	986	-740	105	19	86
2009	109	136	-27	54	81	-27	3	267	-264	163	726	-563	59	13	46
2010	117	174	-57	58	79	-21	5	263	-258	141	707	-566	73	10	63
2011	87	172	-85	56	40	16	4	272	-268	161	659	-498	73	6	67
2012	90	196	-106	43	53	-10	9	296	-287	139	641	-502	91	7	84
合計	2,631	6,542	-3,911	3,187	1,338	1,849	457	13,693	-13,236	3,606	13,117	-9,511	1,227	460	767

注) 表2-1の注に同じ。

分類	三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	三-1			三-2			三-3			三-4			三-5		
年/年度	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
2010	117	117	174	510	58	79	5	5	263	141	141	707	73	73	10
2011	87	87	172	543	56	40	4	4	272	161	161	659	73	73	6
2012	90	90	196	416	43	53	9	9	296	139	139	641	91	91	7

表2-3 「業務上の負傷に起因する疾病」等の発生状況

分類	一 業務上の負傷に起因する疾病						二 物理的因子による疾病(がんを除く)								
	一-1			一-2			二-1			二-2			二-3		
	負傷による腰痛			一-1以外の「業務上の負傷に起因する疾病」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	4,559	3,061	1,498	829	1,597	-768	7	5	2	3	3	0	10	18	-8
2000	4,622	2,749	1,873	783	1,595	-812	5	9	-4	3	3	0	7	14	-7
2001	4,793	3,106	1,687	859	1,494	-635	6	7	-1	1	0	1	5	11	-6
2002	4,334	3,170	1,164	943	1,480	-537	5	4	1	0	1	-1	3	16	-13
2003	4,765	3,280	1,485	1,096	1,367	-271	8	9	-1	0	3	-3	8	15	-7
2004	4,377	3,158	1,219	993	1,372	-379	7	6	1	0	2	-2	11	21	-10
2005	4,840	3,271	1,569	989	1,389	-400	7	10	-3	0	0	0	16	24	-8
2006	4,889	3,506	1,383	1,073	1,545	-472	6	3	3	0	0	0	20	25	-5
2007	5,230	3,727	1,503	1,022	1,367	-345	9	5	4	0	0	0	18	25	-7
2008	5,509	3,736	1,773	1,116	1,339	-223	7	11	-4	1	0	1	6	20	-14
2009	4,816	3,280	1,536	905	1,177	-272	9	11	-2	1	1	0	3	19	-16
2010	4,960	3,361	1,599	859	1,259	-400	8	9	-1	0	2	-2	10	19	-9
2011	4,766	3,190	1,576	888	1,326	-438	3	11	-8	0	2	-2	12	22	-10
2012	4,789	3,148	1,641	899	1,264	-365	6	20	-14	0	3	-3	11	31	-20

分類	二 物理的因子による疾病(がんを除く)									四 化学物質等による疾病(がんを除く)					
	二-4			二-5			二-6			四-1			四-2		
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			二-1～二-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			四-1以外の「化学物質等による疾病」		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	332	157	175	8	499	-491	35	2	33	9	18	-9	229	182	47
2000	419	176	243	13	515	-502	14	1	13	21	25	-4	302	202	100
2001	478	272	206	9	532	-523	18	2	16	15	13	2	254	141	113
2002	407	235	172	9	498	-489	19	0	19	10	17	-7	287	186	101
2003	394	218	176	8	481	-473	29	4	25	5	8	-3	311	188	123
2004	467	277	190	9	453	-444	19	7	12	11	19	-8	284	199	85
2005	397	236	161	10	377	-367	29	2	27	9	27	-18	306	181	125
2006	422	273	149	12	314	-302	27	4	23	12	38	-26	320	260	60
2007	474	337	137	9	374	-365	42	6	36	12	13	-1	258	191	67
2008	463	278	185	9	295	-286	16	5	11	11	11	0	220	194	26
2009	288	169	119	10	276	-266	17	3	14	9	10	-1	191	185	6
2010	816	584	232	9	315	-306	22	3	19	4	10	-6	228	209	19
2011	606	441	165	8	297	-289	22	1	21	10	6	4	257	238	19
2012	631	412	219	10	328	-318	26	3	23	12	11	1	204	226	-22

分類	一 業務上の負傷に起因する疾病						二 物理的因子による疾病(がんを除く)								
	一-1			一-2			二-1			二-2			二-3		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
年/年度															
2010	4,508	4,960	3,361	859	859	1,259	8	8	9	0	0	2	10	10	19
2011	4,279	4,766	3,190	888	888	1,326	3	3	11	0	0	2	12	12	22
2012	4,416	4,789	3,148	899	899	1,264	6	6	20	0	0	3	11	11	31

分類	二 物理的因子による疾病(がんを除く)									四 化学物質等による疾病(がんを除く)					
	二-4			二-5			二-6			四-1			四-2		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
年/年度															
2010	816	816	584	9	9	315	22	22	3	8	4	10	229	228	209
2011	606	606	441	8	8	297	22	22	1	10	10	6	257	257	238
2012	631	631	412	10	10	328	26	26	3	12	12	11	204	204	226

労働安全衛生をめぐる状況

表3-1 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1971		11,361,913	563,388	5.0%	49	16,786	346,830	31,769	9.2%
1972		10,692,430	547,896	5.1%	49	20,833	390,874	32,049	8.2%
1973		10,588,390	595,590	5.6%	51	22,998	422,076	25,123	6.0%
1974		10,847,458	668,509	6.2%	53	26,694	493,553	29,000	5.9%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1976		11,081,169	850,818	7.7%	67	36,009	663,399	28,946	4.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%
2003	94,073	11,794,484	5,577,816	47.3%	72	79,055	1,637,878	97,328	5.9%
2004	95,795	11,933,703	5,683,544	47.6%	72	81,986	1,661,201	101,039	6.1%
2005	97,238	12,099,886	5,855,413	48.4%	72	85,938	1,739,513	107,777	6.2%
2006	101,294	12,547,368	6,162,931	49.1%	72	88,577	1,883,529	114,142	6.1%
2007	104,177	12,796,048	6,385,219	49.9%	72	88,556	1,955,230	123,809	6.3%
2008	112,180	14,005,978	7,181,567	51.3%	72	91,016	2,099,488	135,540	6.5%
2009	105,476	12,995,607	6,799,421	52.3%	72	86,879	1,985,552	122,841	6.2%
2010	116,780	14,539,258	7,629,997	52.5%	72	92,879	2,138,360	134,272	6.3%
2011	108,525	13,121,381	6,913,366	52.7%	72	90,217	2,093,544	129,499	6.2%
2012	110,104	13,096,696	6,900,380	52.7%	72	92,394	2,101,445	131,454	6.3%

注) 健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。
1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

年度	じん肺健康診断							
	受診 労働者数	管理1 有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見率	合併症 り患者数	有所見率
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%
1971	185,441	14,133	4,400	864	364	19,761		10.7%
1972	186,632	12,705	4,729	998	301	18,733		10.0%
1973	210,758	11,304	4,779	1,092	274	17,449		8.3%
1974	204,496	13,901	5,373	1,112	309	20,695		10.1%
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%
1976	224,892	12,503	5,291	1,112	287	19,193		8.5%
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%
2003	183,961		6,380	912	12	7,304	8	4.0%
2004	202,885		6,279	827	7	7,113	8	3.5%
2005	196,841		5,245	713	14	5,972	7	3.0%
2006	225,183		5,167	729	12	5,908	10	2.6%
2007	224,651		4,637	620	7	5,264	7	2.3%
2008	244,993		4,146	592	14	4,752	4	1.9%
2009	213,784		3,951	494	10	4,455	4	2.1%
2010	243,636		3,445	459	11	3,915	9	1.6%
2011	234,477		2,843	378	14	3,235	6	1.4%
2012	235,923		2,633	324	8	2,965	7	1.3%

注) 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表3-2 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)

(%)

年度	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	聴力 (その他)	胸部X 線検査	喀痰 検査	血圧	貧血 検査	肝機能 検査	血中脂 質検査	血糖 検査	尿検査 (糖)	尿検査 (蛋白)	心電図 検査	有所見 者率
1990	5.1	8.2	0.9	1.6	1.0	7.1	4.2	8.7	11.1		2.7	1.8	6.2	23.6
1991	5.2	9.3	1.1	2.6	0.9	7.7	4.9	10.1	13.6		3.1	2.1	6.8	27.4
1992	5.2	9.9	0.9	2.1	0.9	8.1	5.0	11.3	15.8		3.1	2.3	7.6	32.2
1993	5.0	10.0	0.9	2.1	0.7	8.4	5.2	11.8	17.2		3.3	2.4	7.8	33.6
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
2003	3.8	8.5	0.7	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3
2004	3.7	8.4		3.6	1.5	12.0	6.5	15.3	28.7	8.3	3.1	3.5	8.9	47.6
2005	3.7	8.2		3.7	1.5	12.3	6.7	15.6	29.4	8.3	3.1	3.5	9.1	48.4
2006	3.6	8.2		3.9	1.8	12.5	6.9	15.1	30.1	8.4	2.9	3.7	9.1	49.1
2007	3.6	8.1		4.0	2.0	12.7	7.0	15.1	30.8	8.4	2.8	4.0	9.2	49.9
2008	3.6	7.9		4.1	2.0	13.8	7.4	15.3	31.7	9.5	2.7	4.1	9.3	51.3
2009	3.6	7.9		4.2	1.8	14.2	7.6	15.5	32.6	10.0	2.7	4.2	9.7	52.3
2010	3.6	7.6		4.4	2.0	14.3	7.6	15.4	32.1	10.3	2.6	4.4	9.7	52.5
2011	3.6	7.7		4.3	1.7	14.5	7.6	15.6	32.2	10.4	2.7	4.2	9.7	52.7
2012	3.6	7.7		4.3	2.2	14.5	7.4	15.1	32.4	10.2	2.5	4.2	9.6	52.7

注) 「有所見者率」は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値である。

全国安全センター情報公開推進局

<http://www.joshrc.org/~open/>

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター(IMC)

<http://ijimemental.web.fc2.com/>

<http://ijimemakenai.blog84.fc2.com/> <http://d.hatena.ne.jp/yokito5656/>

表4 業務上疾病の新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		2008	2009	2010	2011	2012
一			業務上の負傷に起因する疾病	5,075	4,457	4,620	6,197	4,412
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	433	374	449	482	462
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	60	69	58	58	62
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	187	166	209	187	171
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	3,736	3,280	3,361	3,190	3,148
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	65	54	36	75	69
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	132	117	142	139	127
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	393	334	305	2,010	308
	08		爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	39	32	35	31	40
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	30	31	25	25	25
二			物理的因子による次に掲げる疾病	609	479	932	774	797
			(有害光線による疾病)					
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	8	8	7	7	13
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	1	2	1	2	4
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	2			2	3
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患		1	1		
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害		1	2	2	3
			(皮膚障害)					
			(白内障)					
			(急性放射線症)					
			(再生不良性貧血)					
			(造血器障害)					
			(異常気圧による疾病)					
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	14	12	9	13	17
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	6	7	10	9	14
			(異常温度条件による疾病)					
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	234	127	537	352	349
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	25	26	34	63	22
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	19	16	13	26	41
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	295	276	315	297	328
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死		1			1
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	5	2	3	1	2
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	1,465	1,223	1,232	1,149	1,193
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	137	136	174	172	196
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)	72	81	79	40	53
3	03		さく岩機、鉚打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	251	267	263	272	296
4			せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による疾病	986	726	707	659	641
	04-05		手指の痙攣又は書痙					
	06-08		手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症					
	09		頸肩腕症候群					

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	年度				
大	小		2008	2009	2010	2011	2012
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	19	13	9	6	7
四		化学物質等による次に掲げる疾病	215	195	219	244	237
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの（151項目の内訳は表6参照）	73	71	72	79	74
		（合成樹脂の熱分解生成物による疾病）					
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	3		3	2	1
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患			1	2	2
3	04	すず、鉍油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	21	14	12	15	12
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	4	1	3	2	5
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	3	5	4	6	2
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	15	13	9	9	14
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚			72	93	84
	08	（良性石綿胸水）			(37)	(42)	(45)
	09	（びまん性胸膜肥厚）			(35)	(51)	(39)
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	11	10	10	6	11
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	85	81	33	30	32
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	850	812	800	712	581
		（管理4）	(167)	(194)	(191)	(176)	(146)
		（肺結核）	(12)	(22)	(17)	(13)	(16)
		（結核性胸膜炎）	(12)	(5)	(4)	(4)	(1)
		（続発性気管支炎）	(544)	(458)	(451)	(386)	(321)
		（続発性気管支拡張症）	(6)	(8)	(9)	(4)	(1)
		（続発性気胸）	(24)	(32)	(29)	(33)	(23)
		（原発性肺がん）	(85)	(93)	(99)	(96)	(73)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	205	133	110	189	155
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	127	74	78	146	118
		（B型肝炎）					
		（C型肝炎）					
		（その他の肝炎）					
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又ははほ等古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	5	2	3	5	5
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	17	19	10	3	1
4	07	屋外における業務による恙虫病	6	6	8	13	12
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	50	32	11	22	19
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	1,080	1,033	949	957	954
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	6	2	4	2	3
2	02	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍		2	2	4	1
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん		1	1		
6	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん					

大分類	小分類 CODE	疾病分類項目	年度				
			2008	2009	2010	2011	2012
7		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	1,062	1,016	922	944	924
	07	(石綿に曝される業務による肺がん)	(503)	(480)	(424)	(400)	(402)
	08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(559)	(536)	(498)	(544)	(522)
8	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病					
9	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	1				
10		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫		1	3	1	1
	12	(白血病)					
	13	(肺がん)					
	14	(皮膚がん)					
	15	(骨肉腫)					
	16	(甲状腺がん)					
	17	(多発性骨髄腫)					
	18	(非ホジキンリンパ腫)				(1)	(1)
11	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
12	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
13	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	9	7	11	4	6
14	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	1	3	4	2	3
15	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
16	24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	1		1		
17	25	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん			1		
18	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	2	1			16
八	01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病			285	310	338
		(脳血管疾患)			(176)	(200)	(211)
		(虚血性心疾患等)			(109)	(110)	(127)
九	01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病			308	325	475
十		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	1	0	0
	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患					
	02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん					
	03	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍			(1)		
十一	01	その他業務に起因することの明らかな疾病	649	530	1	0	1
		[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行					
		[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行	(249)	(180)			
		[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行	(128)	(113)			
		[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行	(269)	(234)			
合計			10,148	8,729	9,457	10,857	9,143
A: 具体的列举規定に係る業務上疾病の合計			9,338	8,070	9,400	10,798	9,066
B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計			810	659	57	59	77
A/(A+B)			92.0%	92.5%	99.4%	99.5%	99.2%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1)同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2)その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3)原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。
厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表5 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数(判明しているもの)

分類	疾病分類項目(労基則別表第1の2)	2010(平成22)年度			2011(平成23)年度			2012(平成24)年度		
		請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給
三	身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病		(1,233)			(1,149)			(1,193)	
2	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	154	79	65	118	40	80	131	53	71
4	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	1,035	707	271	978	659	279	983	641	270
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	1,085	949	101	1,079	957	89	1,187	954	101
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	4	0	2	2	0	5	3	1
2	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	2	0	4	4	0	1	1	0
3	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	0	1	0	0	0	0	1	0	0
6	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	石棉にさらされる業務による肺がん	509	424	71	480	400	62	587	522	40
7	石棉にさらされる業務中皮腫	552	498	28	579	544	25	495	402	57
8	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0	1	0	0
9	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	3	3	0	3	1	0	1	1	0
11	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	1	1	0	0	0	0	0	0	0
13	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	9	10	0	4	4	0	6	6	1
14	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	2	4	1	3	2	1	2	3	0
15	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	1	1	0	0	0	0	0	0	0
17	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	1	0	0	0	0	0	0	0
18	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	2	0	1	4	0	1	88	16	2
十	前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病		(1)							
	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	1	1	0						
	(その他業務に起因することの明らかな疾病)								(635)	
	非災害性脳血管疾患	528	176	261	574	200	270	526	211	255
	非災害性虚血性心疾患等	274	109	150	324	110	138	316	127	148
	精神障害等	1,181	308	753	1,272	325	749	1,257	475	742
	請求・不支給件数が判明しているものの合計	4,258	2,329	1,601	4,345	2,291	1,605	4,400	2,461	1,587
		救済率①	救済率②		救済率①	救済率②		救済率①	救済率②	
		54.7%		59.3%	52.7%		58.8%	55.9%		60.8%

表6 化学物質による業務上疾病(第四号1)の内訳別新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	1996～ 合計
大	小	CODE												
四	1	枝番	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	115	115	93	117	90	73	71	72	79	74	1,601
			(無機の酸及びアルカリ)											
	1		アンモニア			1	4	1	3	1		4	2	31
	2		塩酸(塩化水素を含む。)	1	1	2	9	7	3	4	2		2	49
	3		硝酸	3	3	2	1	2	1	1			2	35
	4		水酸化カリウム				1		4		3	3	1	20
	5		水酸化ナトリウム	16	16	12	6	11	5	13	8	6	7	155
	6		水酸化リチウム											0
	7		弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ)	5	5	2	4	3	3	2	2		1	54
	8		硫酸	3	3	2	2	2	1	2	1	1	2	30
			(金属(セレン及び砒素を含む。))及びその化合物								2			
	9		亜鉛等の金属ヒュウム	3	3	3	1		3			2	2	37
	10		アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ。)											0
	11		アンチモン及びその化合物											0
	12		塩化亜鉛	1	1		1					1		9
	13		塩化白金酸及びその化合物											0
	14		カドミウム及びその化合物											0
	15		クロム及びその化合物	2	2	2	2			1	1	3		19
	16		コバルト及びその化合物	1	1		1	1						9
	17		四アルキル鉛化合物											0
	18		水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を含む。)											12
	19		セレン及びその化合物(セレン化水素を除く。)									1		2
	20		セレン化水素											1
	21		鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く。)	1	1	7	2	5	1	1	4	4	3	35
	22		ニッケルカルボニル				1				2			4
	23		バナジウム及びその化合物							1				1
	24		砒化水素				1							2
	25		砒素及びその化合物(砒化水素を除く。)	1	1					1				4
	26		ブチル錫	1	1	1		1						12
	27		ベリリウム及びその化合物				1			1				3
	28		マンガン及びその化合物			1	1	1						6
			(ハロゲン及びその無機化合物)											
	29		塩素	3	3	5	6	2	5	6	4	2	8	81
	30		臭素			1				1			1	9
	31		弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く。)				2	1	3		1		1	16
	32		沃素											0
			(りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物)											
	33		一酸化炭素	32	32	21	25	13	19	16	19	21	24	357
	34		黄りん											0
	35		カルシウムシアナミド											1
	36		シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物								1			7
	37*		二酸化硫黄						2					6

労働安全衛生をめぐる状況

大	分類		疾病分類項目	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	1996～ 合計
	小	CODE												
		38	二酸化窒素	6	6	2	2	1			1	1		22
		39	二酸化炭素	1	1			3				1		8
		40	ヒドラジン									1		6
		41	ホスゲン						2			1		5
		42	ホスフィン											1
		43	硫化水素	3	3	2	3	1	1		2	4	1	50
			(脂肪族化合物—脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化合物)											
		44	塩化ビニル											0
		45	塩化メチル											0
		46	クロロブレン					1						1
		47*	クロロホルム				4							5
		48*	四塩化炭素											2
		49*	1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)											0
		50*	1,2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)											1
		51*	ジクロロメタン	1	1		2		2	2		2	1	21
		52	臭化エチル											1
		53	臭化メチル	3	3							1	2	19
		54*	1,1,2,2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)											0
		55*	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)					1						3
		56*	1,1,1-トリクロロエタン											5
		57*	1,1,2-トリクロロエタン											0
		58*	トリクロロエチレン			1	1		1			1	1	10
		59*	ノルマルヘキサン					2	1			1		11
		60	沃化メチル							1				1
			(脂肪族化合物—アルコール、エーテル、アルデヒド、ケトン及びエステル)											
		61	アクリル酸エチル								1			1
		62	アクリル酸ブチル											0
		63	アクロレイン				1							1
		64*	アセトン	1	1	4	2	1	1	1	1	2		18
		65*	イソアミルアルコール(別名イソペンチルアルコール)				1							2
		66*	エチルエーテル				1							1
		67	エチレンクロロヒドリン											0
		68*	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)				1							1
		69*	酢酸アミル											0
		70*	酢酸エチル	1	1			2			1			6
		71*	酢酸ブチル											3
		72*	酢酸プロピル	1	1									2
		73*	酢酸メチル											0
		74	2-シアノアクリル酸メチル											0
		75	ニトログリコール	1	1									2
		76	ニトログリセリン											0
		77	2-ヒドロキシエチルメタクリレート				1			1				2
		78	ホルムアルデヒド			2	1					1		13
		79	メタクリル酸メチル											1
		80*	メチルアルコール	2	2	1	3			1		1	1	15
		81	メチルブチルケトン				1							2
		82*	硫酸ジメチル	1	1	1		1						4

分類		疾病分類項目	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	1996～ 合計
大	小	CODE											
		(その他の脂肪族化合物)											
	83	アクリルアミド								1			2
	84	アクリルニトリル								1	1		3
	85	エチレンイミン	1	1		1			1				5
	86	エチレンジアミン	1	1	1								4
	87	エピクロルヒドリン			1	1	1						9
	88	酸化エチレン							1		1		11
	89	ジアゾメタン											0
	90	ジメチルアセトアミド			1	1						1	4
	91*	ジメチルホルムアミド	7	7			4		1			1	21
	92	ヘキサメチレンジイソシアネート							1				2
	93	無水マレイン酸											2
		(脂環式化合物)											
	94	イソホロンジイソシアネート	1	1									2
	95*	シクロヘキサノール				1							1
	96*	シクロヘキサン			1								2
	97	ジシクロヘキシルメタン-4,4'-ジイソシアネート						1					5
		(芳香族化合物—ベンゼン及びその同族体)											
	98*	キシレン	1	1	1	4	5	1		1	3	3	42
	99*	スチレン					1						5
	100*	トルエン	2	2	6	4	6	3	5	6	2	4	102
	101	パラ-tert-ブチルフェノール											0
	102	ベンゼン							2		1		3
		(芳香族化合物—芳香族炭化水素のハロゲン化合物)											
	103	塩素化ナフタリン											0
	104	塩素化ビフェニル(別名PCB)											0
	105*	ベンゼンの塩化物								2			4
		(芳香族化合物—芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体)											
	106	アニシジン											3
	107	アニリン			1		1	1			1		6
	108	クロルジニトロベンゼン											0
	109	4,4'-ジアミノジフェニルメタン											0
	110	ジニトロフェノール											1
	111	ジニトロベンゼン											0
	112	ジメチルアニリン											1
	113	トリニトロトルエン(別名TNT)							1				1
	114	2,4,6-トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テトリル)											0
	115	トルイジン											0
	116	パラ-ニトロアニリン					4						4
	117	パラ-ニトロクロルベンゼン								1			3
	118	ニトロベンゼン					1						1
	119	パラ-フェニレンジアミン	2	2	2	1		2		1	1		15
	120	フェネチジン											0
		(その他の芳香族化合物)											
	121*	クレゾール											2
	122	クロルヘキシジン											0
	123	トリレンジイソシアネート(別名TDI)	1	1	3		2			1			13
	124	1,5-ナフチレンジイソシアネート											0

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	1996～ 合計
大	小	CODE											
	125	ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂	1	1	1	2		2		1			11
	126	フェニルフェノール											0
	127	フェノール(別名石炭酸)				1			1				8
	128	オルト・フタロジニトリル											0
	129	ベンゾトリクロライド											0
	130	無水トリメリット酸											0
	131	無水フタル酸											0
	132	メチレンビスフェニルイソシアネート(別名MDI)	1	1		1	1	1				1	11
	133	4-メトキシフェノール											0
	134	りん酸トリ-オルト-クレジル									1		2
	135	レゾルシン											3
		(複素環式化合物)											
	136*	1,4-ジオキサン											0
	137*	テトラヒドロフラン	1	1					1				3
	138	ピリジン											1
		(農薬その他の薬剤の有効成分)											
	139	有機りん化合物(ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル(別名EDDP)、ジチオリン酸O・O-ジエチル=S・S-2-エチルチオエリ)(別名エチルチオメトン)、チオリン酸O・O-ジエチル=O-2-イソプロピル-4-メチル-6-ピリミジニル(別名ダイアジノン)、チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタ-トリル(別名MEP)、チオリン酸S-ベニル=O・O-ジイソプロピル(別名IBP)、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル(別名EPN)、りん酸2,2-ジクロロビニル=ジメチル(別名DDVP)及びりん酸パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル(別名プロバホス)	2	2		5		1		1	2	1	24
	140	カーバメート系化合物(メチルアルバミド酸オルト-セコンダリーブチルフェニル(別名BPMC)、メチルカルバミド酸メタ-トリル(別名MTMC)及びN-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミド酸S-メチル(別名メソミル)					1					1	3
	141	2・4-ジクロロフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル(別名NIP)											0
	142	ジチオカーバメート系化合物(エチレンビス(ジチオカルバミド酸)亜鉛(別名ジネブ)及びエチレンビス(ジチオカルバミド酸)マンガン(別名マンネブ)											0
	143	N-(1・1・2・2-テトラクロロエチル)-4-シクロヘキサ-1,2-ジカルボキシミド(別名ダイホルタン)											0
	144	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)											0
	145	二塩化1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム(別名パラコート)									1		4
	146	パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロロフェニル=エーテル(別名CNP)											0
	147	プラストサイジンS											0
	148	6・7・8・9・10・10-ヘキサクロル-5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン-3-オキシド(別名ベンゾエピン)											0
	149	ペンタクロロフェノール(別名PCP)											0
	150	モノフルオル酢酸ナトリウム											0
	151	硫酸ニコチン											0

注) *: 有機溶剤中毒予防規則該当物質。合計には1996～2001年度分も含まれている。
厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-1 傷病別長期療養者推移状況(2012年度)

区分	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度末療養中の内訳			
傷病名	前年度末療養中	新規該当者 (再発を含む)	治癒又は 中断者	死亡	傷病(補償)年金 移行	本年度末療養中	1年以上 1年6か月 未満	1年6か月 以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
じん肺患者	8,962	586	62	682	248	8,556	202	220	445	7,689
せき髄損傷患者	415 (81)	417 (53)	356 (70)	7 (-)	58 (5)	411 (59)	167 (17)	78 (16)	80 (10)	86 (16)
外傷性の脳中枢 損傷患者	729 (254)	652 (212)	514 (169)	10 (1)	72 (27)	785 (279)	237 (82)	168 (46)	194 (88)	186 (63)
頭頸部外傷症 候群患者	495 (129)	506 (158)	460 (137)	5 (-)	5 (-)	531 (150)	173 (52)	91 (25)	104 (30)	163 (43)
頸肩腕症候群 患者	168	56	67	-	-	157	14	19	24	100
腰痛患者	644	543	536	1	-	650	174	145	102	229
一酸化炭素 中毒患者	11	1	7	1	-	4	-	-	-	4
振動障害 患者	6,207	296	467	76	-	5,960	167	99	263	5,431
その他の患者	18,340 (3,183)	22,408 (3,835)	20,433 (3,687)	333 (8)	87 (5)	19,895 (3,368)	7,481 (1,430)	4,151 (748)	3,619 (661)	4,644 (529)
骨折	9,193 (2,262)	13,207 (2,859)	12,448 (2,715)	25 (5)	12 (2)	9,915 (2,399)	4,644 (1,106)	2,214 (537)	1,764 (460)	1,293 (296)
切断	459 (9)	648 (12)	596 (10)	2 (-)	1 (-)	508 (11)	233 (4)	117 (1)	88 (5)	70 (1)
関節の障害	2,244 (300)	2,914 (393)	2,590 (365)	3 (-)	- (-)	2,565 (328)	1,011 (131)	584 (70)	543 (74)	427 (53)
打撲傷	1,148 (255)	1,429 (305)	1,380 (308)	3 (1)	5 (-)	1,189 (251)	428 (87)	306 (69)	226 (56)	229 (39)
創傷	775 (87)	1,023 (103)	995 (105)	- (-)	- (-)	803 (85)	293 (27)	210 (23)	176 (21)	124 (14)
その他	4,521 (270)	3,187 (213)	2,424 (184)	300 (2)	69 (3)	4,915 (294)	872 (75)	720 (48)	822 (45)	2,501 (126)
合計	35,971 (3,657)	25,465 (4,308)	22,902 (4,063)	1,115 (9)	470 (37)	36,949 (3,856)	8,615 (1,581)	4,971 (835)	4,831 (789)	18,532 (651)

注) ()は通勤災害に係る件数で内数である。

厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-2 年度別・傷病別長期(1年以上)療養者数

年度	じん肺 患者	せき髄 損傷 患者	外傷性の 脳中枢 損傷患者	頭頸部外 傷症候群 患者	頸肩腕 症候群 患者	腰痛 患者	一酸化 炭素中 毒患者	振動障 害患者	その他 の患者	骨折	切断	関節の 障害	打撲傷	創傷	その他	合計
2002	9,160	411	749	614	123	671	9	8,799	16,242	9,207	546	1,511	1,149	749	3,080	36,778
2003	9,166	327	700	601	118	615	7	8,624	16,315	9,303	536	1,528	1,050	766	3,132	36,473
2004	9,262	376	702	580	121	611	4	8,452	16,264	9,228	550	1,557	1,091	782	3,056	36,372
2005	9,628	362	734	603	127	551	7	8,119	16,644	9,348	486	1,698	1,208	762	3,142	36,775
2006	9,917	445	780	631	126	656	9	7,689	17,517	9,495	471	1,822	1,309	794	3,626	37,770
2007	9,869	439	743	567	153	713	8	7,363	17,512	9,040	464	1,934	1,285	801	3,988	37,367
2008	9,764	405	743	512	160	654	5	7,043	17,111	8,700	456	1,936	1,221	712	4,086	36,397
2009	9,498	367	716	506	158	672	5	6,723	16,915	8,459	457	1,971	1,180	719	4,129	35,560
2010	9,152	359	649	492	150	685	9	6,451	16,881	8,272	453	2,011	1,097	725	4,323	34,828
2011	9,122	362	645	492	150	694	9	6,449	16,949	8,301	454	2,001	1,104	728	4,361	34,872
2012	8,556	411	785	531	157	650	4	5,960	19,895	9,915	508	2,565	1,189	803	4,915	36,949

労働安全衛生をめぐる状況

表8 都道府県別の死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2012年度)

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	135,319	1,909,696	83	6,512	32,000	1,052	934	118	94	1,146
青森	29,573	414,553	14	1,310	4,680	136	119	17	6	142
岩手	27,198	419,478	16	1,367	6,711	159	135	24	3	162
宮城	46,644	783,599	18	2,620	11,849	303	265	38	8	311
秋田	23,763	338,271	9	1,079	4,291	119	110	9	6	125
山形	25,915	373,429	14	1,246	6,744	139	118	21	4	143
福島	42,081	693,946	26	2,028	9,036	279	245	34	5	284
茨城	50,294	952,556	40	2,957	11,075	438	386	52	4	442
栃木	36,544	709,610	19	1,870	7,450	238	214	24	15	253
群馬	40,381	769,286	18	2,204	10,666	391	358	33	12	403
埼玉	95,820	1,905,290	45	5,695	32,888	715	656	59	9	724
千葉	82,190	1,648,333	36	5,130	24,619	852	759	93	9	861
東京	377,855	12,862,179	82	9,782	81,984	1,737	1,567	170	32	1,769
神奈川	130,164	2,697,467	46	6,689	37,322	1,223	1,125	98	21	1,244
新潟	55,757	894,525	20	2,597	13,282	370	353	17	5	375
富山	26,332	437,540	10	1,252	5,283	224	208	16	9	233
石川	27,285	439,379	12	1,091	5,269	183	165	18	4	187
福井	21,402	316,626	8	865	3,517	139	124	15	2	141
山梨	17,301	268,698	7	704	3,567	101	93	8	3	104
長野	49,314	771,206	13	1,954	9,704	273	251	22	12	285
岐阜	44,714	712,374	18	2,005	10,121	357	315	42	8	365
静岡	84,412	1,438,818	35	4,193	20,846	660	603	57	6	666
愛知	137,660	3,391,064	49	6,392	35,212	1,389	1,240	149	25	1,414
三重	37,234	628,169	22	2,219	9,744	521	487	34	2	523
滋賀	26,459	473,648	11	1,454	7,780	398	376	22	6	404
京都	55,782	977,879	11	2,469	11,395	757	717	40	6	763
大阪	202,894	4,480,948	58	8,364	45,763	2,244	2,052	192	45	2,289
兵庫	97,797	1,781,332	43	4,670	22,252	1,277	1,178	99	14	1,291
奈良	23,846	300,880	11	1,350	5,409	272	253	19	2	274
和歌山	26,154	309,857	10	1,182	4,775	276	252	24	2	278
鳥取	13,273	181,750	6	467	2,460	75	65	10	1	76
島根	18,075	237,465	7	708	3,551	96	85	11	11	107
岡山	41,967	722,804	33	2,023	9,123	495	461	34	24	519
広島	63,234	1,162,150	31	3,000	14,221	661	593	68	11	672
山口	31,329	510,073	13	1,345	5,692	243	217	26	10	253
徳島	17,881	235,323	10	834	3,231	191	171	20	2	193
香川	22,174	375,218	18	1,162	4,740	247	220	27	5	252
愛媛	33,154	508,803	16	1,560	6,077	364	338	26	8	372
高知	18,242	240,885	14	1,004	4,220	230	209	21	6	236
福岡	106,125	1,982,313	49	4,965	21,260	1,083	996	87	12	1,095
佐賀	17,074	278,346	5	1,020	3,882	138	128	10	8	146
長崎	30,745	433,777	10	1,418	5,278	207	185	22	14	221
熊本	38,260	579,363	22	1,679	6,871	248	220	28	34	282
大分	25,952	391,182	20	1,141	4,530	270	254	16	6	276
宮崎	25,357	344,574	11	1,300	5,538	276	250	26	4	280
鹿児島	36,055	530,566	17	1,701	7,028	240	216	24	8	248
沖縄	28,492	421,645	7	999	3,950	122	111	11	4	126
合計	2,645,473	53,236,873	1,093	119,576	606,886	22,408	20,377	2,031	547	22,955

注) 表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

都道府県	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受給 者数	一時金	年金			傷病(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
							計	じん肺	せき損	その他		
北海道	294	351	87	264	476	15,303	709	596	47	66	5,612	8,982
青 森	20	28	5	23	46	1,999	60	11	32	17	747	1,192
岩 手	54	72	17	55	82	2,756	86	13	55	18	867	1,803
宮 城	141	186	43	143	189	4,249	167	19	108	40	1,165	2,917
秋 田	23	31	5	26	41	2,131	57	18	24	15	824	1,250
山 形	27	36	4	32	57	1,989	88	42	34	12	770	1,131
福 島	84	105	26	79	118	3,804	116	34	48	34	1,327	2,361
茨 城	68	71	18	53	109	4,186	94	36	24	34	1,826	2,266
栃 木	41	51	9	42	81	3,410	158	80	44	34	1,292	1,960
群 馬	44	49	4	45	90	3,550	179	95	46	38	1,543	1,828
埼 玉	103	147	31	116	184	6,729	117	20	46	51	3,492	3,120
千 葉	79	116	25	91	193	6,405	125	12	52	61	3,128	3,152
東 京	312	388	89	299	501	16,162	254	76	78	100	7,610	8,298
神奈川	188	231	63	168	287	9,577	198	73	54	71	4,540	4,839
新 潟	69	91	19	72	94	4,942	202	69	88	45	1,864	2,876
富 山	47	48	7	41	66	2,646	83	38	29	16	1,003	1,560
石 川	23	38	10	28	50	1,987	27	21	4	2	755	1,205
福 井	17	31	7	24	41	1,788	53	19	17	17	649	1,086
山 梨	16	21	5	16	27	1,433	55	21	23	11	529	849
長 野	60	81	8	73	107	3,831	113	67	22	24	1,432	2,286
岐 阜	64	71	22	49	99	4,669	206	148	30	28	1,950	2,513
静 岡	85	106	21	85	148	7,290	137	86	29	22	3,785	3,368
愛 知	171	226	48	178	352	12,135	256	175	40	41	6,188	5,691
三 重	39	59	9	50	86	4,222	324	290	16	18	1,752	2,146
滋 賀	25	37	8	29	57	2,447	110	47	40	23	1,070	1,267
京 都	45	59	16	43	89	4,358	122	70	24	28	2,073	2,163
大 阪	243	296	57	239	476	17,306	409	208	81	120	8,869	8,028
兵 庫	175	239	46	193	306	10,411	218	98	57	63	4,346	5,847
奈 良	38	48	12	36	57	2,033	48	21	19	8	875	1,110
和歌山	29	31	8	23	49	2,390	109	80	12	17	960	1,321
鳥 取	12	13	1	12	23	1,157	27	4	13	10	495	635
島 根	28	33	4	29	51	1,619	42	22	7	13	636	941
岡 山	128	165	34	131	189	5,006	320	253	38	29	1,667	3,019
広 島	115	142	29	113	192	6,850	200	56	58	86	3,060	3,590
山 口	52	75	20	55	91	3,480	97	39	33	25	1,289	2,094
徳 島	26	29	3	26	48	1,827	42	10	20	12	774	1,011
香 川	39	49	11	38	70	2,338	88	13	48	27	961	1,289
愛 媛	46	67	12	55	89	3,296	128	22	58	48	1,210	1,958
高 知	39	46	14	32	59	2,056	78	15	34	29	833	1,145
福 岡	131	170	41	129	228	9,297	396	196	103	97	3,546	5,355
佐 賀	22	37	4	33	51	1,610	109	40	53	16	532	969
長 崎	88	116	30	86	122	3,622	547	484	45	18	896	2,179
熊 本	54	61	11	50	112	3,613	459	339	55	65	1,090	2,064
大 分	44	45	9	36	58	2,766	153	89	44	20	921	1,692
宮 崎	33	38	9	29	59	2,180	147	59	63	25	827	1,206
鹿児島	50	66	13	53	85	2,731	113	22	63	28	1,049	1,569
沖 縄	21	23	6	17	32	1,006	71	15	36	20	443	492
合 計	3,552	4,519	980	3,539	6,117	220,592	7,897	4,261	1,994	1,642	93,072	119,623

注) 表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表9 都道府県別の業務上疾病の新規支給決定件数(2012年度)

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
一			業務上の負傷に起因する疾病	261	40	34	106	40	54
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	25	9	0	11	6	6
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	4	0	0	0	0	0
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒着ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	15	1	2	3	0	1
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	185	23	26	81	26	41
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	8	0	4	3	0	1
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	7	1	1	2	0	0
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	14	6	1	4	7	3
	08		爆発その他事放的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	1	0	0	2	0	0
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	2	0	0	0	1	2
二			物理的因子による次に掲げる疾病	38	3	8	21	8	5
			(有害光線による疾病)						
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	2	0
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	1	0	0	1	0	0
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	2	1	0	1	0	0
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	0
			(異常温度条件による疾病)						
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	10	0	5	14	4	2
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	2	0	0	0	0	0
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	9	2	1	5	0	1
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	14	0	2	0	2	2
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	105	8	11	7	3	7
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	3	0	0	0	0	1
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)	1	0	0	0	0	0
3	03		さく岩機、鉸打機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	54	2	1	4	1	1
4			せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による疾病	47	6	10	3	2	4
	04-05		手指の痙攣又は書痙						
	06-08		手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症						
	09		頸肩腕症候群						

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
110	114	38	76	417	129	249	209	63	37	51	22	25	83	44	71	149	116
10	12	2	7	22	18	29	33	6	3	7	2	3	6	8	16	25	14
2	1	0	4	2	1	5	7	1	0	0	0	0	1	0	0	4	0
0	5	0	8	7	7	17	15	1	2	2	5	1	2	1	4	8	3
87	91	33	48	336	80	167	126	52	26	35	12	15	67	22	36	84	91
1	2	2	0	15	5	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
4	0	1	1	12	3	12	8	0	0	2	0	4	1	4	4	7	1
3	3	0	7	22	15	13	15	2	5	5	2	2	4	5	7	20	2
2	0	0	1	1	0	1	4	0	1	0	1	0	2	2	4	1	3
1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1
14	8	6	12	25	27	56	59	18	12	12	14	7	5	12	17	34	24
1	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	0	0	0	0	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	5	1	8	20	15	40	18	10	8	4	0	2	2	4	10	26	8
1	1	0	3	0	3	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	3	1	1	1	1	0	0	1	0	0	0	2	1
4	1	4	0	4	5	4	35	6	2	6	13	4	3	8	6	6	13
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	38	6	23	39	140	93	67	29	7	4	8	3	24	10	23	29	8
3	7	1	0	4	97	4	5	4	1	0	1	0	11	3	2	2	0
1	0	0	1	3	9	3	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
2	0	3	0	5	2	4	2	6	3	2	7	2	3	4	3	1	4
8	30	2	22	27	31	81	58	19	3	2	0	1	10	3	16	24	4

労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
一			業務上の負傷に起因する疾病	37	107	481	135	42	27
	01	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患		8	5	39	19	5	1
	02	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患		1	1	3	1	4	0
	03	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒着ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患		2	7	16	9	1	1
	04	負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛		19	84	357	89	22	23
	05	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)		0	1	6	2	0	0
	06	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症		1	2	17	3	4	0
	07	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患		4	6	40	10	6	1
	08	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患		2	1	1	2	0	1
	99	CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病		0	0	2	0	0	0
二			物理的因子による次に掲げる疾病	6	6	25	37	3	11
		(有害光線による疾病)							
1	01	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患		0	0	0	1	0	0
2	02	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患		0	0	0	0	0	0
3	03	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患		0	0	0	0	0	0
4	04	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患		0	0	0	0	0	0
5	05	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害		0	0	0	0	0	0
		(皮膚障害)							
		(白内障)							
		(急性放射線症)							
		(再生不良性貧血)							
		(造血器障害)							
		(異常気圧による疾病)							
6	06	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病		0	0	0	0	0	0
7	07	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症		0	0	0	0	0	0
		(異常温度条件による疾病)							
8	08	暑熱な場所における業務による熱中症		4	2	20	7	2	8
9	09	高熱物体を取り扱う業務による熱傷		2	0	1	0	0	0
10	10	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷		0	0	2	1	0	0
11	11	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患		0	4	2	28	1	3
12	12	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死		0	0	0	0	0	0
13	99	1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	52	50	70	41	13	6
1	01	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)		1	5	6	3	2	1
2	02	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)		17	2	1	7	0	0
3	03	さく岩機、鉋打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害		4	21	5	4	4	1
4		せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による疾病		30	22	58	27	7	4
	04-05	手指の痙攣又は書痙							
	06-08	手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症							
	09	頸肩腕症候群							

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
4	18	66	124	30	49	40	54	59	250	34	85	47	48	38	37	62	4,412
1	0	10	7	4	5	11	6	3	18	6	13	4	8	3	5	1	462
0	1	3	2	1	0	0	1	1	6	0	0	0	4	0	0	1	62
0	0	3	2	0	0	2	1	0	5	0	3	1	1	0	5	2	171
0	13	42	97	23	40	24	43	47	200	22	55	32	27	26	24	49	3,148
0	2	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	2	0	1	0	3	69
0	1	0	2	0	0	1	2	2	5	2	5	1	0	0	2	2	127
2	1	7	9	2	3	2	1	4	12	3	6	3	7	7	1	4	308
0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	2	1	0	0	0	40
1	0	0	4	0	1	0	0	0	2	1	1	2	0	1	0	0	25
2	6	15	28	12	6	17	20	8	28	5	17	28	18	31	10	13	797
																	0
0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	13
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	17
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	14
2	2	13	8	4	1	1	3	2	16	2	4	15	1	4	3	3	349
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	22
0	0	0	3	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	1	41
0	4	0	15	6	5	16	16	6	9	2	10	13	10	26	6	2	328
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
2	4	7	39	8	12	7	14	25	33	1	6	12	15	48	15	7	1,193
1	0	1	9	3	0	0	1	3	6	0	2	1	1	0	0	1	196
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	53
0	3	1	17	1	9	3	12	13	7	0	3	8	9	45	10	0	296
1	1	5	13	4	2	4	1	9	19	0	1	3	4	3	4	6	641

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	1
四		化学物質等による次に掲げる疾病	12	3	2	10	1	2
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	7	1	2	1	0	0
		（合成樹脂の熱分解生成物による疾病）						
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	1	0	0	0	0	0
3	04	すず、鉍油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	0	0	1	0	0
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	1
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	1	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	3	0	0	2	0	1
	08	（良性石綿胸水）	(2)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)
	09	（びまん性胸膜肥厚）	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	0	2	1	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	2	0	3	0	0
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	84	4	1	13	1	9
		（管理4）	(32)	(2)	(0)	(0)	(0)	(4)
		（肺結核）	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		（結核性胸膜炎）	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		（続発性気管支炎）	(34)	(2)	(1)	(13)	(1)	(2)
		（続発性気管支拡張症）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		（続発性気胸）	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		（原発性肺がん）	(11)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	4	1	1	3	0	3
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	4	1	1	3	0	3
		（B型肝炎）						
		（C型肝炎）						
		（その他の肝炎）						
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又ははら等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病	0	0	0	0	0	0
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	66	3	1	12	4	9
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
2	02	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
6	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
3	1	1	2	3	11	23	17	4	3	1	2	0	2	9	9	19	0
1	0	0	1	1	2	3	6	1	2	1	1	0	1	5	4	6	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0
0	0	0	0	1	5	7	4	1	1	0	1	0	0	0	3	7	0
(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(3)	(1)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(5)	(0)
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(6)	(3)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(0)
0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	1	1	1	1	4	1	2	0	0	0	0	1	2	2	2	0
13	4	5	7	9	4	45	18	16	2	2	4	1	8	28	10	38	4
(1)	(3)	(3)	(2)	(1)	(1)	(15)	(6)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)	(5)	(2)	(9)	(0)
(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(9)	(1)	(0)	(5)	(6)	(1)	(28)	(10)	(12)	(2)	(2)	(4)	(1)	(4)	(17)	(8)	(13)	(4)
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(7)	(0)
(1)	(0)	(2)	(0)	(0)	(2)	(1)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)	(0)	(8)	(0)
4	1	1	0	9	8	18	24	3	1	0	0	0	1	0	2	6	4
4	0	1	0	7	7	17	20	1	1	0	0	0	1	0	1	4	2
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
0	0	0	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	5	2	5	32	38	131	76	14	12	8	1	0	9	6	12	48	9
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
四		化学物質等による次に掲げる疾病	4	6	13	12	3	3
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの （合成樹脂の熱分解生成物による疾病）	1	5	2	8	0	1
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	0	0	1	0	0	0
3	04	すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	1	1	0	0	0	0
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	1	0	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	0	0	1	0	0	0
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	0	0	7	4	3	0
	08	（良性石綿胸水）	(0)	(0)	(1)	(1)	(3)	(0)
	09	（びまん性胸膜肥厚）	(0)	(0)	(6)	(3)	(0)	(0)
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	0	0	0	1
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	2	0	1	0	0	1
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	1	7	27	16	7	7
		（管理4）	(0)	(2)	(15)	(6)	(3)	(0)
		（肺結核）	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(1)
		（結核性胸膜炎）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		（続発性気管支炎）	(1)	(1)	(7)	(4)	(1)	(3)
		（続発性気管支拡張症）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		（続発性気胸）	(0)	(3)	(1)	(1)	(1)	(0)
		（原発性肺がん）	(0)	(1)	(2)	(5)	(2)	(3)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	2	5	10	7	8	3
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	1	2	8	7	0	1
		（B型肝炎）						
		（C型肝炎）						
		（その他の肝炎）						
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又ははら等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	1	1	0	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病	0	0	0	0	1	2
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	2	1	0	7	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	4	16	105	84	8	6
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	2
2	02	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
6	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0

31 鳥取	32 島根	33 岡山	34 広島	35 山口	36 徳島	37 香川	38 愛媛	39 高知	40 福岡	41 佐賀	42 長崎	43 熊本	44 大分	45 宮崎	46 鹿児島	47 沖縄	合計
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7
0	0	6	8	6	0	5	5	3	8	1	5	2	2	3	1	1	237
0	0	0	1	0	0	0	1	2	4	0	0	0	0	2	0	1	74
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	12
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	14
0	0	6	5	3	0	5	4	0	3	1	4	1	1	1	0	0	84
(0)	(0)	(4)	(1)	(3)	(0)	(4)	(4)	(0)	(2)	(1)	(3)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(45)
(0)	(0)	(2)	(4)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(39)
0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	11
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	32
1	7	35	16	8	5	2	20	7	20	5	36	7	6	4	7	0	581
(0)	(3)	(6)	(5)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(5)	(1)	(2)	(1)	(2)	(0)	(1)	(0)	(146)
(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(16)
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
(0)	(3)	(24)	(8)	(4)	(3)	(2)	(18)	(5)	(8)	(4)	(30)	(4)	(1)	(4)	(6)	(0)	(321)
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(23)
(1)	(1)	(2)	(3)	(4)	(0)	(0)	(2)	(2)	(5)	(0)	(1)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(73)
0	1	2	2	0	2	1	0	0	6	0	4	0	1	2	0	5	155
0	1	1	2	0	2	1	0	0	4	0	3	0	1	2	0	4	118
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	12
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	19
1	1	39	46	26	4	8	11	2	33	5	22	6	8	1	4	1	954
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

労働安全衛生をめぐる状況

大	小	分類 CODE	疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
				北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
	7		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	65	3	1	12	4	9
	07		(石綿に曝される業務による肺がん)	(24)	(3)	(0)	(6)	(0)	(5)
	08		(石綿に曝される業務による中皮腫)	(41)	(0)	(1)	(6)	(4)	(4)
	8	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
	9	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0
10			電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0
	12		(白血病)						
	13		(肺がん)						
	14		(皮膚がん)						
	15		(骨肉腫)						
	16		(甲状腺がん)						
	17		(多発性骨髄腫)						
	18		(非ホジキンリンパ腫)						
11	19		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
12	20		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
13	21		コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
14	22		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	1	0	0	0	0	0
15	23		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
16	24		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
17	25		すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
18	99		1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	01		長期間にわたる長時間の業務その他血管変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	13	4	4	9	0	1
			(脳血管疾患)	(10)	(1)	(4)	(6)	(0)	(0)
			(虚血性心疾患等)	(3)	(3)	(0)	(3)	(0)	(1)
九	01		人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	27	3	5	22	1	6
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
	01		超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患	0	0	0	0	0	0
	02		亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
	03		ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
十一	01		その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
			[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行						
			[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第五号へ移行						
			[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第五号へ移行						
			[精神障害等] 2010年度以降第五号へ移行						
合計				610	69	67	203	58	96
A: 具体的列举規定に係る業務上疾病の合計				609	67	67	200	58	95
B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計				1	2	0	3	0	1
A/(A+B)				99.8%	97.1%	100.0%	98.5%	100.0%	99.0%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
8	5	2	5	32	38	131	76	14	12	8	1	0	9	6	12	46	9
(3)	(2)	(1)	(1)	(15)	(24)	(70)	(31)	(7)	(5)	(3)	(1)	(0)	(0)	(1)	(3)	(12)	(5)
(5)	(3)	(1)	(4)	(17)	(14)	(61)	(45)	(7)	(7)	(5)	(0)	(0)	(9)	(5)	(9)	(34)	(4)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	11	3	5	9	10	67	23	3	4	1	1	2	2	4	7	16	3
(3)	(6)	(1)	(5)	(6)	(9)	(39)	(15)	(3)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(2)	(4)	(11)	(1)
(1)	(5)	(2)	(0)	(3)	(1)	(28)	(8)	(0)	(3)	(1)	(0)	(2)	(2)	(2)	(3)	(5)	(2)
11	11	4	3	6	9	90	46	4	2	2	7	4	4	6	7	19	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
183	193	66	133	549	376	772	539	154	80	81	59	42	138	119	158	358	168
183	191	65	132	546	374	766	536	150	80	81	59	42	137	117	156	355	168
0	2	1	1	3	2	6	3	4	0	0	0	0	1	2	2	3	0
100.0%	99.0%	98.5%	99.2%	99.5%	99.5%	99.2%	99.4%	97.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.3%	98.3%	98.7%	99.2%	100.0%

労働安全衛生をめぐる状況

大	小	分類	疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
		CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
	7		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	4	16	89	84	7	4
	07		(石綿に曝される業務による肺がん)	(2)	(9)	(20)	(37)	(2)	(2)
	08		(石綿に曝される業務による中皮腫)	(2)	(7)	(69)	(47)	(5)	(2)
	8	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
	9	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0
10			電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0
	12		(白血病)						
	13		(肺がん)						
	14		(皮膚がん)						
	15		(骨肉腫)						
	16		(甲状腺がん)						
	17		(多発性骨髄腫)						
	18		(非ホジキンリンパ腫)						
11	19		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
12	20		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
13	21		コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	1	0
14	22		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
15	23		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
16	24		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
17	25		すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
18	99		1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	16	0	0	0
八	01		長期間にわたる長時間の業務その他血管変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	2	9	36	9	4	1
			(脳血管疾患)	(2)	(7)	(20)	(6)	(3)	(0)
			(虚血性心疾患等)	(0)	(2)	(16)	(3)	(1)	(1)
九	01		人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	8	18	36	24	1	0
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
	01		超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患	0	0	0	0	0	0
	02		亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
	03		ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
十一	01		その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
			[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行						
			[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第五号へ移行						
			[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第五号へ移行						
			[精神障害等] 2010年度以降第五号へ移行						
合計				116	224	803	365	89	64
A: 具体的列举規定に係る業務上疾病の合計				113	222	785	365	82	63
B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計				3	2	18	0	7	1
A/(A+B)				97.4%	99.1%	97.8%	100.0%	92.1%	98.4%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
1	1	39	46	26	3	8	11	2	28	5	22	6	8	1	4	1	924
(0)	(0)	(28)	(22)	(11)	(1)	(3)	(6)	(1)	(16)	(2)	(11)	(1)	(3)	(1)	(1)	(1)	(402)
(1)	(1)	(11)	(24)	(15)	(2)	(5)	(5)	(1)	(12)	(3)	(11)	(5)	(5)	(0)	(3)	(0)	(522)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	6
0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
3	1	3	9	4	3	2	4	1	16	1	6	5	6	1	6	0	338
(2)	(0)	(2)	(5)	(1)	(2)	(1)	(4)	(1)	(9)	(1)	(4)	(3)	(5)	(0)	(5)	(0)	(211)
(1)	(1)	(1)	(4)	(3)	(1)	(1)	(0)	(0)	(7)	0	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)	(0)	(127)
2	1	4	16	4	1	3	7	6	16	2	12	3	3	3	1	5	475
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
15	39	177	288	98	82	85	135	111	410	54	193	110	107	131	81	95	9,143
15	39	176	288	97	81	85	135	111	410	53	191	109	106	131	81	94	9,066
0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	1	77
100.0%	100%	99.4%	100.0%	99.0%	98.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.1%	99.0%	99.1%	99.1%	100.0%	100.0%	98.9%	99.2%

労働安全衛生をめぐる状況

表10 都道府県別・傷病別長期(1年以上)療養者数(2012年度末)

	じん肺 患者	せき髄 損傷 患者	外傷性の 脳中枢 損傷患者	頭頸部外 傷症候群 患者	頸肩腕 症候群 患者	腰痛 患者	一酸化 炭素中 毒患者	振動障 害患者	その他 の患者							合計
										骨折	切断	関節の 障害	打撲傷	創傷	その他	
北海道	1,208	37	48	56	13	30		961	1,108	524	18	251	53	25	237	3,461
青 森	54	8	17	1				36	216	129	7	27	10	6	37	332
岩 手	58	13	14	5		8		20	241	134	4	30	7	10	56	359
宮 城	220	6	10	6		8		32	394	165	9	39	20	4	157	676
秋 田	48	8	7	2		5		19	145	77	3	9	2	6	48	234
山 形	124	1	3	7				28	158	74	11	9	10	5	49	321
福 島	208	9	7	3		4		29	187	123	3	16	6	5	34	447
茨 城	174	15	29	12	2	22		9	295	158	11	23	11	6	86	558
栃 木	59	9	15	5	1	4		13	282	168	10	23	11	15	55	388
群 馬	90	6	2	2	3	4		31	283	147	11	32	22	27	44	421
埼 玉	84	13	30	30	9	53		36	886	475	21	113	57	47	173	1,141
千 葉	53	18	61	71	12	105	2	16	1,302	623	32	239	118	68	222	1,640
東 京	279	27	96	73	38	44		71	1,876	896	25	210	112	83	550	2,504
神奈川	213	33	58	36	7	83	1	58	1,404	649	28	220	68	49	390	1,893
新 潟	283	11	7	7	1	4		102	359	166	18	29	10	12	124	774
富 山	125	3	5	4		3		43	152	68	7	10		10	57	335
石 川	41	1	3					12	116	72	1	8	9	5	21	173
福 井	104	2	6	1	1	2		83	105	54	4	8		2	37	304
山 梨	44	3	1	1		2		17	106	60	4	3	5	5	29	174
長 野	160	6	17	10		11		112	386	196	6	65	24	23	72	702
岐 阜	251	5	14	5		1		82	207	106	7	12	6	9	67	565
静 岡	153	21	32	21		13		81	684	385	25	85	33	46	110	1,005
愛 知	171	11	28	6	3			44	1,043	596	25	94	98	42	188	1,306
三 重	39	2	3	1		2		67	137	75	4	11	5	2	40	251
滋 賀	64	10	7	23	25	37	1	49	296	125	6	49	47	7	62	512
京 都	155	10	19	17	4	22		205	401	186	10	70	25	12	98	833
大 阪	220	18	43	22	15	19		99	2,026	934	61	320	204	108	399	2,462
兵 庫	407	25	33	31	10	79		152	925	436	26	84	38	38	303	1,662
奈 良	105	7	7	1	2	3		51	186	102	12	22	14	3	33	362
和歌山	73	2	8	5				62	163	69	1	23	10	4	56	313
鳥 取	28	1	1					10	47	24	1		2	1	19	87
鳥 根	60	3	5	1		1		59	85	47	3	9	3	6	17	214
岡 山	567	1	13	13		4		59	308	146	12	27	11	5	107	965
広 島	351	11	33	15		17		164	722	338	9	113	31	23	208	1,313
山 口	173	3		5		3		48	243	111	5	16	16	8	87	475
徳 島	78	2	8			4		221	67	35	2	7	4	1	18	380
香 川	83	4	12	3		3		63	179	97	2	26	2	3	49	347
愛 媛	280	4	14	8		8		591	245	118	7	28	6	9	77	1,150
高 知	149	5	11	5	4	15		709	189	100	8	30	9	8	34	1,087
福 岡	329	9	28			1		44	592	299	17	71	26	12	167	1,003
佐 賀	47	4	2	1				21	110	62	2	10	8	4	24	185
長 崎	520	3	8	1		3		41	243	123	5	31	1	2	81	819
熊 本	56	8	3	2	1	1		214	207	127	2	17	5	11	45	492
大 分	330	5	7	3	4	9		426	204	108	4	18	16	13	45	988
宮 崎	82	2	2	1				439	83	41	2	1	4	4	31	609
鹿児島	136	4	7	9	2	8		211	206	116	10	17	6	3	54	583
沖 縄	20	2	1			5		20	96	51	7	10	4	6	18	144
合 計	8,556	411	785	531	157	650	4	5,960	19,895	9,915	508	2,565	1,189	803	4,915	36,949

注) 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働基準行政関係通達等

2013年度

2013. 4. 1 基発0401第53号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」◎
2013. 4. 1 基発0401第61・2号「『今後の労働時間等設定改善業務の進め方について』の一部改正について」☆
2013. 4. 1 基政発0401第2号「『今後の労働時間等設定改善関係業務の運営に当たって留意すべき事項について』の一部改正について」☆
2013. 4. 1 基発0401第63号「『働き方・休み方改善コンサルタントの設置について』等の一部改正について」☆
2013. 4. 1 基監発0401第1号「長時間労働による脳・心臓疾患又は精神障害に係る労災請求が行われた事業場に対する当面の対応について」★
2013. 4. 1 基安発0401第1号「安全衛生部の組織変更に伴う従前の通達等における組織名の読替えについて」★
2013. 4. 1 基労徴発0401第1号・基労補発0401第1号「海外派遣者の特別加入に係る加入手続の改正について」◎
2013. 4. 1 基労管発0401第1号「傷病の業務起因性等に関する意見書作成の労災病院等に対する依頼の本格実施について」★
2013. 4. 2 基安労発0402第1号「『じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定におけるDR（FPD）写真及びCR写真の取扱い等について』の一部改正について」◎※
2013. 4. 4 基発0404第1号「労働基準法第89条に規定する就業規則及び同法第95条に規定する寄宿舎規則の電子媒体による届出について」◎
2013. 4. 4 基労発0404第3号「労災診療費のレセプト審査事務等の運営に当たって留意すべき事項について」★
2013. 4. 4 基労保発0404第2号「労災保険給付等の本省払い化追加機能（受任者払い等）に係る機械処理について」★
2013. 4. 5 基労保発0405第1号「第三者行為災害における控除期間の見直しに伴う労災行政情報管理システム上の留意事項について」★
2013. 4. 5 審理室長事務連絡「中央労災補償訟務官の担当労働局の通知及び新任訟務担当者事務指導の実施について」★
2013. 4. 8 基労発0408第1号「地方厚生局等から提供された診療報酬返還等に関する情報提供の労災診療費審査業務への活用について」★
2013. 4. 8 基労補発0408第1号「地方厚生局等から提供された診療報酬返還等に関する情報の労災診療費審査業務への活用等について」★
2013. 4. 8 補償課長補佐事務連絡「地方厚生局等からの診療報酬返還等に関する情報提供における地方厚生局等への要請等について」★
2013. 4. 11 基安安発0411第1号「飲食店における労働災害防止対策に係る都道府県労働局との連携について」◎※
2013. 4. 11 基監発0411第1号・基安労発0411第2号「中国における鳥インフルエンザA（H7N9）の患者の発生について」◎
2013. 4. 11 基安安発0411第2号「平成25年度の第三次産業における労働災害防止対策の推進について」★
2013. 4. 11 認定対策室長補佐事務連絡「労災精神障害専門調査員の業務実績報告について」★
2013. 4. 12 基発0412第1号「電離放射線障害防止

2013年度 労働基準行政関係通達

- 規則の一部を改正する省令の施行等について」◎※
2013. 4. 12 基発0412第2～5号「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインの制定について」◎※
2013. 4. 12 基発0412第6～9号「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインの改正について」◎※
2013. 4. 12 基発0412第13号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」◎※
2013. 4. 12 基発0412第14号「安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示の適用について」☆
2013. 4. 12 基労保発0412第1号「労災保険給付等の本省払い化に係る請求人等への周知について」★
2013. 4. 16 基労補発0416第1号「胆管がんに係る労災請求事案の調査に当たって留意すべき事項について」★
2013. 4. 16 認定対策室長補佐事務連絡「ジクロロメタン又は1,2-ジクロロプロパンが成分に含まれる製品一覧表の送付について」★
2013. 4. 19 基発0419第1～3号「平成25年度全国安全週間の実施について」◎※
2013. 4. 19 基安発0419第1号「平成25年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について」◎※
2013. 4. 19 基発0419第4号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理手引の一部改正について」★
2013. 4. 19 基安安発0419第1・2号「垂直搬送機の新設作業における労働災害防止対策の徹底について」◎※
2013. 4. 22 基安安発0422第1号「工業標準『機械類の安全性－設計のための一般原則－リスクアセスメント及びリスク低減』外1件の制定、日本工業規格『B9715 機械類の安全性－人体部位の接近速度に基づく安全防護物の位置決め』の改正』及び『B9700-1 機械類の安全性－設計のための基本概念、一般原則－第1部：基本用語、方法論』外3件の廃止について（公示）」☆
2013. 4. 26 基発0426第1・2号「化学プラントの爆発火災災害防止のための変更管理の徹底等について」◎※
2013. 4. 26 基発0426第6号「『労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム管理規程』の改定について」★
2013. 4. 26 基発0426第7号「『労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム運用管理要領』の改定について」★
2013. 4. 26 基安労発0426第1・2号「職域における風しん対策について」◎
2013. 4. 26 審理室長補佐事務連絡「審査請求事案の迅速・適正な処理について」★
2013. 5. 7 認定対策室長補佐事務連絡「東日本大震災に関連する脳・心臓疾患及び精神障害事案の把握について」★
2013. 5. 8 基安安発0508第1・2号「研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外について」☆★
2013. 5. 9 基労発0509第1号「ジクロロメタン又は1,2-ジクロロプロパンの長期間の高濃度ばく露を受ける業務に従事したことにより発症した労働者の胆管がんの時効等に係る周知について」★
2013. 5. 9 基労管発0509第1号・基労補発0509第1号「ジクロロメタン又は1,2-ジクロロプロパンの長期間の高濃度ばく露を受ける業務に従事したことにより発症した労働者の胆管がんの時効等に係る周知について」★
2013. 5. 10 基発0510第4号「平成25年度外国人労働者問題啓発月間について」☆
2013. 5. 10 基監発0510第1号「平成25年度外国人労働者問題啓発月間の実施に当たって留意すべき事項について」★
2013. 5. 10 基発0510第5・6号「平成25年度外国人労働者問題啓発月間実施に対する協力依頼について」☆
2013. 5. 13 基総発0513第1号「労働基準監督署における窓口サービス向上のための取組について」★
2013. 5. 15 基発0515第2号「『今後の労働時間等設定改善関係業務の進め方について』の一部改正について」☆
2013. 5. 15 基政発0515第2号「『今後の労働時間等設定改善関係業務の運営に当たって留意すべき事項について』の一部改正について」☆
2013. 5. 15 補償課長補佐・業務課長補佐事務連絡「『平成24年度振動障害者社会復帰援助金等支給状況調べ』、『平成24年度社会復帰促進等事業処理状況調べ』及び『平成24年度機械処理決算（機械処理数値確定

作業)』について」★

2013. 5. 16 基発0516第2号「義肢等補装具費支給要綱等の一部改正について」◎

2013. 5. 16 基発0516第3号「平成25年度地方労働行政運営方針について」◎☆

2013. 5. 16 基発0516第4号「『「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップの促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」について』の改正について」☆

2013. 5. 16 基発0516第5号「『受動喫煙防止対策助成金の支給の実施について』の一部改正について」◎※

2013. 5. 16 基安発0516第2号「『受動喫煙防止対策助成金の支給について』の一部改正について」◎※

2013. 5. 16 基安発0516第1号「『受動喫煙防止対策助成金関係業務の運営等について』の一部改正について」★

2013. 5. 16 基安発0516第2号「『受動喫煙防止対策助成金の事務取扱についての質疑応答集(Q&A)について』の一部改正について」★

2013. 5. 16 基発0516第6号「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業種別中小企業団体助成金)交付要領の一部改正について」☆

2013. 5. 16 基発0516第8号「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)交付要領の一部改正について」☆

2013. 5. 16 基発0516第9号「『最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業への支援事業の実施について』の一部改正について」☆

2013. 5. 16 基総発0516第1号「平成25年度 業務運営に係る重点化ガイドラインについて」★

2013. 5. 17 基発0517第1号「労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令の施行について」◎

2013. 5. 17 基発0517第7号「原子力施設に対する監督指導等について」※

2013. 5. 17 基監発0517第1号「原子力施設に対する監督指導等に当たって留意すべき事項について」★

2013. 5. 17 基安安発0517第1号「警備業における労働災害防止のためのガイドラインの改正について」☆

2013. 5. 20 基安発0520第1・2号「平成25年度夏季

の電力需給対策を受けた事務所・作業場の室内温度等の取扱いについて」◎※

2013. 5. 21 基安発0521第1・2号「平成25年の職場での熱中症予防対策の重点的な実施について」※

2013. 5. 27 基労保発0527第1号「受任者払いに係る支払振込通知書等の取扱い及び遺族年金受給者に係る診断書費用請求について」★

2013. 5. 28 基発0528第2・3号「交通労働災害防止のためのガイドラインの改正について」☆

2013. 5. 28 基発0528第7号「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の周知等について」★

2013. 5. 28 基監発0528第1号「高速乗合バス及び貸切バスにおける交替運転者の配置基準の周知に当たって留意すべき事項について」★

2013. 5. 28 基監発0528第2号「『自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用について』の一部改正について」★

2013. 5. 28 基労補発0528第1・2号「義肢等補装具費支給要綱等の一部改正について」★

2013. 5. 28 基労補発0528第2～5号「義肢等補装具費支給要綱等の一部改正に伴う周知について」★

2013. 5. 29 基発0529第1号「労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第2号ロに掲げる作業に従事する者に係る特別加入の取扱いの一部改正について」◎

2013. 5. 29 基監発0529第1号「警察庁、法務省及び厚生労働省の三省庁による『不法就労外国人対策に係る具体的施策について』の策定について」☆

2013. 5. 30 基安安発0530第1・2号・基安労発0530第1・2号基安化0530第1・2号「港湾に停泊中の船舶における貨物室の洗浄等作業における留意事項について」☆

2013. 5. 30 基安安発0530第3・4号「食品加工用機械に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の周知について」☆

2013. 5. 30 基安労発0530第1号「平成24年に発生した酸素欠乏症等の労働災害発生状況について」◎※

2013. 5. 31 基発0531第1号「『労災保険における訪問看護の取扱いについて』の一部改正について」★

2013年度 労働基準行政関係通達

2013. 5. 31 基発0531第2号「『労災訪問看護費用審査点検等事務取扱手引』の一部改正について」★
2013. 5. 31 基労管発0531第1号・基労補発0531第1号・基労保発0531第1号「『労災保険における訪問看護の給付に係る事務処理について』の一部改正について」★
2013. 5. 31 基発0531第3号「『休業補償特別援護金支給制度の創設について』の一部改正について」☆
2013. 5. 31 基総発05331第1号「労働基準行政における保有個人情報データの適正な管理の徹底について」★
2013. 6. 3 基安発0603第1・2号「解体用機械等の安全対策の充実事項の周知等について」☆
2013. 6. 5 基発0605第1号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務手引の改訂について」★
2013. 6. 6 基発0606第1号「車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習の基準について」☆
2013. 6. 6 基監発0606第1号・基安計発0606第1号「復旧・復興事業からの暴力団排除の取組について」★
2013. 6. 11 基安安発0611第3号「工場電気設備防爆指針（国際規格に整合した技術指2008）」の改訂等について」☆
2013. 6. 13 基発0613第1号「『国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律』施行後の国有林野事業の一般職に属する職員に対する労働基準法の適用について」☆
2013. 6. 14 基監発0614第2号「『自動車運転者時間管理等指導員の活用について』の一部改正について」★
2013. 6. 14 基安計発0614第1号「今夏の電力需給対策について」★
2013. 6. 14 基安安発0614第1号「職長教育における教育事項の省略について」☆
2013. 6. 14 基安化発0614第1号・基労補発0614第1号「職業性胆管がんに係る各局での相談体制の整備について」☆
2013. 6. 18 基発0618第1～4号「職場における腰痛予防対策指針の推進について」◎※
2013. 6. 18 基安安発0618第1・2号「『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』に基づく安全衛生教育の推進について」☆
2013. 6. 18 基労補発0618第1号「画像所見が認められない高次脳機能障害に係る障害（補償）給付請求事案の報告について」◎
2013. 6. 19 基安安発0619第1・2号「飲食店に係る自主点検の実施について」★☆
2013. 6. 19 基安労発0619第1号「『受動喫煙防止対策助成金に関する質疑応答集（Q&A）について』の一部改正について」◎※
2013. 6. 19 基安労発0619第2号「『受動喫煙防止対策助成金の申請に係る必要書類の作成要領について』の一部改正について」☆
2013. 6. 21 基発0621第6号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について」☆
2013. 6. 21 基発0621第7号「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の一部改定について」☆
2013. 6. 21 基労補発0621第8号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について」☆
2013. 6. 21 基労補発0621第9号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定に係る周知及び協定の締結について」☆
2013. 6. 21 基労補発0621第11号「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の一部改定について」☆
2013. 6. 21 基労補発0621第12号「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の一部改定に係る周知及び協定の締結について」☆
2013. 6. 24 基発0624第2号「『労災就学援護費の支給について』の一部改正について」◎
2013. 6. 26 基発0626第1号「使用停止等処分基準及び緊急措置基準の改正について」[不開示]
2013. 6. 27 基労補発0627第1号「平成25年度第三者行為災害に係る債権の納入督促業務の外部委託について」★
2013. 7. 1 基発0701第1号「車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第167条の自主検査に係るもの）の公表等について」◎※
2013. 7. 1 基安発0701第1・2号「平成24年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」◎※
2013. 7. 1 基安安発0701第1・2号「研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外について」☆★

2013. 7. 1 基安労発0701第1号「『じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定におけるDR(FPD)写真及びCR写真の取扱い等について』の一部改正について」◎※

2013. 7. 2 基監発0702第2号「平成25年度労働基準監督官採用試験第2次試験の実施について」★

2013. 7. 4 審理室長補佐事務連絡「文書送付嘱託処理状況報告の取りまとめについて」★

2013. 7. 10 基発0710第3号「年次有給休暇算定の基礎となる全労働日の取扱いについて(伺い)」◎

2013. 7. 11 基安発0711第1～3号「東京電力福島第一原子力発電所における内部被ばく管理の徹底について」★

2013. 7. 11 基労補発0711第1号「業務上疾病の労災補償状況調査について」★

2013. 7. 11 認定対策室長事務連絡「厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物による疾病並びに『その他に包括される疾病』に係る統計調査について」★

2013. 7. 12 基政発0712第1・2号「時季を捉えた年次有給休暇の取得促進について」☆

2013. 7. 12 基安安発0712第1号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に係る留意事項について」☆

2013. 7. 19 基安労発0719第1号「平成25年の職場での熱中症事案の迅速な報告について」◎※

2013. 7. 22 基労発0722第1号「塩化ビニルばく露作業従事労働者に生じた疾病の業務上外について(回答)」★

2013. 7. 22 認定対策室長補佐事務連絡「平成24年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表に関する作業について」★

2013. 7. 24 基労発0724第2号「電離放射線に係る疾病の業務上外について(回答)」★

2013. 7. 26 基監発0726第2号・基安安発0726第1号「経過措置期間における鉄骨切断機等の運転業務に係る監督指導等の留意点について」★

2013. 7. 29 基安化発0729第1・2号「安衛法GLPチェックリストの改正について」◎※

2013. 7. 31 基発0731第6号「義肢等補装具費支給要綱に定める完成用部品の価格等について」◎

2013. 8. 1 基発0801第14号「労働者災害補償保険

法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」◎

2013. 8. 1 基安安発0801第1号「建設業に従事する一人親方等の非労働者の死亡災害に係る情報収集について」★

2013. 8. 1 基労補発0801第1号「建設業に従事する一人親方等の非労働者の死亡災害に係る情報提供について」★

2013. 8. 2 基安労発0802第1号「今夏の職場における熱中症予防対策の徹底について」◎※

2013. 8. 6 基安安発0806第1・2号「移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材について」☆

2013. 8. 6 基労補発0806第1号「地方厚生局等から提供された個別指導等の実施結果に関する情報管理の徹底について」★

2013. 8. 8 基監発0808第1号「過重労働重点監督月間における重点監督の実施等について」★

2013. 8. 8 基発0808第2号「若者の『使い捨て』が疑われる企業等に対する取組の強化について」★

2013. 8. 8 基監発0808第2号「若者の『使い捨て』が疑われる企業等に関する無料電話相談の実施について」★

2013. 8. 9 基監発0809第1号「平成24年度版労働基準法疑義照会・応答事例集について」★

2013. 8. 9 基安発0809第3・4号「『職場の健康診断実施強化月間』の実施について」◎※

2013. 8. 9 基安労発0809第1～4号「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者の長期的健康管理の適切な実施について」★

2013. 8. 12 基安化発0812第1号「石綿付着の鉄道車両のスクラップの譲渡又は提供の禁止の徹底について」◎※

2013. 8. 22 基政発0822第3号「労働契約法等活用支援事業の実施に当たっての周知広報活動について」☆

2013. 8. 27 基発0827第3・4号「『洗浄又は払拭の業務等において事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策』の改正等について」◎

2013. 8. 27 基発0827第6・7号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する省令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」☆

2013. 8. 27 基安化発0827第1号「『洗浄又は払拭の業務等において事業者が講ずべき化学物

2013年度 労働基準行政関係通達

質のばく露防止対策の留意事項』の改正等について」※

- 2013. 8. 28 基発0828第2号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理手引の一部改正について」★
- 2013. 8. 29 基安安発0829第1号「日本工業規格『A8972 斜面・法面工事用仮設設備』の確認について(公示)」☆
- 2013. 8. 29 基安安発0829第2号・基安化発0829第1号「工業標準の確認について(公示)」☆
- 2013. 8. 30 認定対策室長補佐事務連絡「労災精神障害専門調査員に対する研修の実施について」★
- 2013. 8. 30 認定対策室長補佐事務連絡「石綿ばく露作業に係る労災認定者の死亡年統計に関する作業について」★
- 2013. 9. 2 基発0902第1号「職場適応訓練従事者の給付基礎日額についての一部改正について」◎
- 2013. 9. 3 基安化発0903第1号「食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止に関する関係団体等に対する注意喚起の実施について」◎※
- 2013. 9. 5 基安労発0905第2号「今夏の職場における熱中症予防対策の徹底について(続報)」◎※
- 2013. 9. 6 基監発0906第1号「建設労働者の労働条件確保のための相互通報制度の確実な運用について」★
- 2013. 9. 17 基発0917第3号「労災保険業務機械処理事務手引(年金・一時金業務)の一部改正について」★
- 2013. 9. 18 基安労発0918第1号「『じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定におけるDR(FPD)写真及びCR写真の取扱い等について』の一部改正について」◎※
- 2013. 9. 19 基安労発0919第1号「今後の振動障害予防対策の推進について」◎※
- 2013. 9. 19 基安化発0919第1・2号「1-プロモプロパンによる労働災害防止について」◎※
- 2013. 9. 25 基総発0925第1号「平成26年度における労働基準監督署の署長等及び監督課長等の要員不足対策について」★
- 2013. 9. 26 基発0926第3号「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」★
- 2013. 9. 26 基発0926第4号「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」★
- 2013. 9. 26 基発0926第5号「『健康管理手帳者及び船員健康管理手帳交付等関係事務取扱要領』の策定について」★
- 2013. 9. 26 基発0926第6号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について」★
- 2013. 9. 26 基総発0926第1号「厚生労働省文書管理規則に基づく監査結果に関する報告について」★
- 2013. 9. 27 基発0927第7号「都道府県労働局等における専門官職の所掌事務等に関する準則」の一部改正について」★
- 2013. 9. 27 基労保発0927第1号「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要に対する再検討結果について」★
- 2013. 9. 30 基発0930第1～3号「労災診療費算定基準の一部改定について」☆
- 2013. 9. 30 基労補発0930第1～3号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について」☆
- 2013. 10. 1 基発1001第1・2号「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条3の4第1項に基づく指定保存機関の更新について」☆
- 2013. 10. 1 基発1001第4号「特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示の適用等について」◎※
- 2013. 10. 1 基発1001第6・7号「『労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針』の周知について」◎※
- 2013. 10. 1 基発1001第8号「『労働基準法施行規則の一部を改正する省令』の施行及び『労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める告示』の適用について」◎※
- 2013. 10. 1 基労管発1001第2号・基労保発1001第1号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務連絡の改正について」☆
- 2013. 10. 1 基労補発1001第1号「『労働基準法施行規則の一部を改正する省令』の施行に伴う

関係通知の改正について」☆

2013. 10. 10 基発1010第1号「中央じん肺診査医会の開催について(通知)」★
2013. 10. 10 基安労発1010第1号「リーフレット『介護・看護作業による腰痛を予防しましょう』の地方自治体への送付及び周知依頼について」☆
2013. 10. 16 基安安発1016第1・2号・基安労発1010第1・2号「第三次産業労働災害防止対策支援事業(社会福祉施設)に対する協力について」◎※
2013. 10. 21 基発1021第1号「労災保険給付事務取扱手引の一部改正について」★
2013. 10. 23 基安安発1023第1号「平成25年度下半期の労働災害防止対策の徹底について」☆
2013. 10. 24 基安安発1024第1号「日本工業規格の確認について(公示)」☆
2013. 10. 24 基労発1024第1号「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費のシステム化について」★
2013. 10. 28 基安労発1028第1号「東京電力福島第一原子力発電所において緊急作業に従事した者に対する長期的健康管理の実施について(依頼)」★
2013. 10. 29 基安化発1029第1・2号「送気マスクの適正な使用等について」◎※
2013. 11. 1 基発1101第6号「『労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令』の施行及び『労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件』の適用について」◎
2013. 11. 1 基労発1101第1～3号「『労働基準法施行規則の一部を改正する省令』の施行及び『労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める告示』の適用に係る周知について」◎※
2013. 11. 5 基発1105第1号「義肢等補装具支給要綱の一部改正について」◎
2013. 11. 5 基発1105第2号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務手引等の新規作成及び一部改訂について」
2013. 11. 5 基安労発1105第1～4号「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度について

(協力依頼)」★

2013. 11. 8 基発1108第1号「『労働安全衛生法の規定による免許の取消しの申請に関する事務の実施について』の一部改正について」◎
2013. 11. 14 基安安発1114第1～3号「労働災害防止の徹底に係る労働災害防止団体等への要請について」☆
2013. 11. 14 基安安発1114第7号「無災害記録証授与内規の適切な掲載について」☆
2013. 11. 15 基発1115第1～4号「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度について」◎※
2013. 11. 18 基発1118第1号「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準の新規制基準適合性審査に関する業務への適用について」★
2013. 11. 18 基発1118第2号「『労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令』の施行等に伴う関係通達の改正について」◎
2013. 11. 18 基労発1118第1号「『労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令』の施行等に係る周知について」★
2013. 11. 18 基労発1118第2号「『労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令』の施行等に伴う関係通達の改正について」◎
2013. 11. 18 基安労発1118第1号「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度について」★
2013. 11. 18 基労発1118第1号・基労補発1118第1号「海外派遣者の特別加入に係る加入手続及び適用徴収事務の処理についての一部改正について」◎
2013. 11. 19 基安労発1119第1号「福島県内における公共工事における建設副産物の再利用等に関する当面の取扱いについて」◎※
2013. 11. 20 基安安発1120第1号「工業標準の制定及び日本工業規格の改正について(公示)」☆
2013. 11. 21 基監発1121第2号「自動車運転者の労働条件改善等のための都道府県労働局と地方運輸機関との連絡調整会議等の設置等について」★
2013. 11. 26 基安労発1126第1号「ノロウイルスによる感染性胃腸炎の感染制御対策等の周知等について」◎※
2013. 11. 27 基労発1127第2号「休業(補償)給付と同一の事由により障害厚生年金等が支給される場合における併給調整の確実な実施について」★
2013. 11. 27 基労補発1127第1号「『傷病の状態等に

2013年度 労働基準行政関係通達

- 関する届』及び『傷病の状態等に関する報告書』の適切な取扱いについて」★
2013. 11. 28 基発1128第1～3号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」◎※
2013. 11. 28 基安化発1128第1・2号「変異原性が認められた化学物質に関する情報について」◎※
2013. 11. 29 基発1129第3号「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布等について」☆
2013. 11. 29 認定対策室長補佐事務連絡「ジクロロメタン又は1,2-ジクロロプロパンが成分に含まれる製品一覧表（改訂版）の送付について」★
2013. 12. 5 基監発1205第2号「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準の新規制基準適合性審査に関する業務への適用に係る具体的な取扱い等について」★
2013. 12. 6 基政発1206第1号「働き方・休み方改善コンサルタント業務処理マニュアルの改訂について」★
2013. 12. 6 基安労発1206第1号「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に係る環境省の対応について」★
2013. 12. 10 基労徴発1210第1号「督促状発行業務の本省集中化に伴う事務処理の一部改正について」★
2013. 12. 10 認定対策室長補佐事務連絡「『業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）』について」★
2013. 12. 16 基労発1216第1号「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について（回答）」★
2013. 12. 19 基発1219第1・2号「働く人が活躍しやすい職場環境の改善の取組に関する要請について」★
2013. 12. 20 基安発1220第1号・基労発1220第1号「石綿ばく露作業による労災認定等事業場に就労した労働者等への健康管理手帳及び労災補償・特別遺族給付金制度の周知について」★
2013. 12. 24 基発1224第2号「産業用ロボットに係る労働安全衛生規則第150条の4の施行通達の一部改正について」◎※
2013. 12. 24 基安安発1224第1号「産業用ロボットに係る労働安全衛生規則第150条の4の施行通達の一部改正に当たっての留意事項について」◎※
2013. 12. 24 基安安発1224第2号「産業用ロボットに係る労働安全衛生規則第150条の4の施行通達の一部改正について」☆
2013. 12. 25 基発1225第1号「『労災レセプト電算処理システム』の全国稼働の実施について」★
2013. 12. 25 基労発1225第1号「労災レセプト電算処理システムの全国稼働の実施について」★
2013. 12. 25 基安労発1225第1号「専属産業医が他の事業場の産業医を兼務する場合の事業場間の地理的関係について」◎※
2013. 12. 26 基発1226第11号「使用停止処分基準及び緊急措置基準の改正について」[不開示]
2013. 12. 26 基発1226第12号「労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）の一部改正について」★
2013. 12. 26 基発1226第13～17号「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度について」◎※
2013. 12. 26 基発1226第18～21号「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について」◎※
2013. 12. 27 基発1227第1号「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する告示の適用について」◎※
2013. 12. 27 基安発1227第1号「有害物ばく露作業報告対象物（平成26年対象・平成27年報告）について」☆
2013. 12. 27 基安発1227第2号「有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について」※
2014. 1. 8 基発0108第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」◎
2014. 1. 8 基労徴発0108第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の取扱いについて」◎
2014. 1. 8 基安安発0108第1・2号「移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材について」☆
2014. 1. 10 基発0110第1・2号「『廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱』の改正について」◎※
2014. 1. 10 基安発0110第1号「『廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱』の改正について」☆
2014. 1. 10 基安化発0110第1号「『廃棄物焼却施設

内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱』の運用に当たり留意すべき事項について」◎※

2014. 1. 10 基発0110第5号「『労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム管理規程』の改定について」★

2014. 1. 10 基発0110第6号「『労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム運用管理要領』の改定について」★

2014. 1. 14 基発0114第1～3号「労災診療費算定基準の一部改定について」☆

2014. 1. 14 基労補発0114第1～3号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について」☆

2014. 1. 15 基発0115第3号「『健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営』通達の一部改正について」★

2014. 1. 15 基発0115第4号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」◎※

2014. 1. 15 基発0115第5号「安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示の適用について」◎※

2014. 1. 17 基発0117第3号「労災レセプト電算処理システム機械処理事務手引について」★

2014. 1. 17 徴収課長補佐事務連絡「『石綿による健康被害の救済に関する法律第37条第1項の一般拠出金率』（平成18年環境省告示第150号）の改正について」★

2014. 1. 24 基発0124第1号「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の附帯決議を踏まえた累進歩合制度の廃止に係る指導等の徹底について」◎★

2014. 1. 24 基発0124第2号「『自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための監督指導等について』の一部改正について」★

2014. 1. 27 基発0127第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件の適用について」☆

2014. 1. 27 基安労発0127第1号「『受動喫煙防止対策助成金関係業務の運営等について』の一部改正について」★

2014. 1. 27 基安労発0127第2号「『受動喫煙防止対策助成金の申請に係る必要書類の作成要領について』の一部改正について」◎※

2014. 1. 27 基安労発0127第3号「『受動喫煙防止対策助成金の事務取扱についての質疑応答集（Q&A）について』の一部改正について」★

2014. 1. 27 基安労発0127第4号「『受動喫煙防止対策助成金に関する質疑応答集（Q&A）について』の一部改正について」◎※

2014. 1. 28 基安安発0128第1・2号「研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外について」☆★

2014. 1. 29 基監発0129第2号「平成26年4月から適用される社内預金の下限利率について」★

2014. 1. 28 基労補発0128第1号「労災保険関係の行政文書に係る管理の徹底について」★

2014. 1. 29 基安発0129第1・2号「平成24年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」◎※

2014. 1. 31 基発0131第1号「厚生労働大臣が定める現物給与の価額について」◎

2014. 2. 3 基安安発0203第1号「ワイヤーソーイング工法安全作業指針の周知について」☆

2014. 2. 3 基労補発0203第1号「労災診療費の不適正払い事案に係る分析及び再発防止策等の報告について」★

2014. 2. 4 基労発0204第1号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」◎※

2014. 2. 7 基安発0207第1号「『建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議』に基づく石綿による労働者の健康障害防止対策の徹底について」☆

2014. 2. 7 基安発0207第2号「建築物の解体等作業及び石綿等が吹き付けられた建築物等の業務における石綿による労働者の健康障害防止対策の徹底について」◎※

2014. 2. 12 基政発0222第1号「医療勤務環境改善支援センターにおける『医療労務管理支援事業』及び医療労務管理相談コーナー事業』の運営について」★

2014. 2. 12 基安安発0212第1号「『トラック運送業における書面化推進ガイドライン』について」☆

2014. 2. 13 基安安発0213第1・2号「移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材について」☆

2014. 2. 14 基安発0214第1・2号「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の円滑な施行等について」★

2014. 2. 17 基発0217第1号「地方労働基準監察監

2013年度 労働基準行政関係通達

督官制度の運営について」★

2014. 2. 17 基発0217第6号「今後における一般労働条件の確保・改善対策の推進に関する基本方針について」★

2014. 2. 17 基発0217第7号「今後における労働衛生対策の推進に関する基本方針について」◎※

2014. 2. 17 基発0217第8号「労働衛生対策における監督指導等に当たって留意すべき事項について」★

2014. 2. 17 基安発0217第1・2号「『登録製造時等検査機関が行う製造時等検査の適正な実施について』の留意事項について」☆

2014. 2. 17 基発0217第9号・基安発0217第32号「関係通達の整備について」★

2014. 2. 17 基監発0217第1・2号「関係通達の整備について」★

2014. 2. 17 基安化発0217第1号「労働安全衛生法に基づく新規化学物質の製造・輸入届出手続きの一部変更について」☆

2014. 2. 17 基発0217第3号「『福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件』の制定について」◎

2014. 2. 18 基発0218第1号「監督指導業務運営に当たって留意すべき事項について」

2014. 2. 18 基監発0218第1号「監督関係業務に係る行政文書の適正な管理の徹底について」★

2014. 2. 18 基労補発0218第1号「画像所見が認められない高次脳機能障害に係る障害補償給付請求事案について(回答)」★

2014. 2. 19 基安発0219第5号「安全衛生業務の推進について」★

2014. 2. 24 基発0224第5・6号「エレベーター構造規格第43条に基づく適用除外について」☆

2014. 2. 28 基安労発0228第1号「『職場の健康診断実施強化月間』の取組結果及び次年度以降の実施等について」★

2014. 2. 28 基労保発0228第1号「統計支援等のシステム化について」★

2014. 3. 3 基安安発0303第3・4号「研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外について」☆

2014. 3. 3 基安安発0303第3・4号「研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外について」★

2014. 3. 10 基安安発0310第1～5号「足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止のための作業標準マニュアルについて」☆

2014. 3. 17 基安化発0317第1～3号「新規化学物質の有害性の調査の具体的な方法等に関するQ&Aについて」◎※

2014. 3. 14 認定対策室長補佐事務連絡「平成25年度における石綿関連疾患に係る処理経過簿の入力及び『石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況』に係る統計情報の精査作業について」★

2014. 3. 14 認定対策室長事務連絡「『脳・心臓疾患及び精神障害事案に係る処理経過簿』の今後の運用について」★

2014. 3. 18 基安発0318第1号「『労働安全衛生法第55条ただし書及び同法施行令第16条第2項の規定による製造等禁止物質の製造等許可手続について』の一部改正について」◎※

2014. 3. 18 基労保発0318第1号「労災ケアサポート事業に係るアンケート調査の実施について」★

2014. 3. 20 基発0320第1号「『労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令』等の施行等について」◎

2014. 3. 20 基労補発0320第1号「振動障害に係る適正給付対策の第10次3か年計画の策定について」★

2014. 3. 24 基監発0324第1号「『中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・経済産業省との通報制度等の運用について』及び『建設労働者の労働条件の確保・改善に関する国土交通省との通報制度等の運用について』の一部改正について」★

2014. 3. 24 基安化発0324第1号「日本工業規格『JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法』の改正について(公示)」※

2014. 3. 24 基労発0324第1号「『労災保険関係書類等のリスク評価に基づく対策の導入について』の一部改正について」☆

2014. 3. 25 基発0325第2号「求償債権の回収業務委託実施要綱の一部改正について」★

2014. 3. 25 基安発0325第1～3号「東京電力福島第一原子力発電所における内部被ばく管理の徹底について」★

2014. 3. 26 基発0326第1号「労災保険特別加入関係事務取扱手引について」★

2014. 3. 26 基発0326第2号「労働安全衛生法に係る有害物等の輸入監視協力依頼について」☆

2014. 3. 26 基労補発0326第1号「画像所見が認めら

れない高次脳機能障害に係る障害補償給付請求事案について(回答)」★

2014. 3. 27 基発0327第2号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務取扱手引の一部改正について」★
2014. 3. 27 基発0327第1号「労災業務OJTマニュアルの一部改正について」★
2014. 3. 28 基発0328第4号「労働基準局報告例規の一部改正について」★
2014. 3. 28 基発0328第6号「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について」※
2014. 3. 28 基発0328第7号「労働災害を防止するための安全の担当者の配置等について(要請)」☆
2014. 3. 28 基発0328第8号「労働基準行政情報システム事務処理手引(概要・共通編、監督関連編、安全衛生関連編)の改訂について」★
2014. 3. 28 基発0328第9号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理手引の一部改正について」★
2014. 3. 28 基保発0328第3号「労災保険給付請求書の変更について」★
2014. 3. 31 基発0331第1号「平成26年度からの産業保健活動総合支援事業への支援について」★
2014. 3. 31 基発0331第3号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」◎
2014. 3. 31 基発0331第6号「労災診療費算定基準一部改定について」◎☆
2014. 3. 31 基発0331第9号「労災診療費算定基準

の一部改定について」☆

2014. 3. 31 基保補発0331第5・6号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について」◎☆
2014. 3. 31 基発0331第7号「労災保険における看護料算定基準の一部改正について」☆
2014. 3. 31 基発0331第10号「労災保険における看護料算定基準の一部改定について」☆
2014. 3. 31 基発0331第17号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正について」◎
2014. 3. 31 基保補発0331第11号「『義肢、装具及び座位保持装置等支給事務取扱要領』の一部改正について」★
2014. 3. 31 基保補発0331第12号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正について」★
2014. 3. 31 基発0331第30・31号「建材中の石綿含有率の分析方法について」☆
2014. 3. 31 基安化発0331第2・3号「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」☆
2014. 3. 31 基保発0331第3号「平成26年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等について」★
2014. 3. 31 基保管発0331第1号「第三者行為災害における自賠責保険等又は自動車保険等に対する求償の取扱いについて」★

★ 開示請求により入手したもの

☆ 「行政サービス」として提供を受け入手したもの

※ (財)安全衛生情報センター「法令・通達」→「通達一覧」に掲載されているもの (<http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/hor/tsutatsu.html>)

◎ 厚生労働省ホームページ「法令等データシステム」「報道発表資料」「トピックス」等に掲載されているもの

[17頁から続く]

- ② 2010年のILO職業病リスト改訂により新たに追加された9疾病のうち規定されていない化学的因子による疾病3疾病、職業がん4疾病のうち、ベリウム及びその化合物による肺がんを追加
- ③ 2003年の検討で長期的曝露による慢性影響が明らかでない等として見送られた化学的因子による疾病4疾病、職業がん1疾病のうち、タリウム及びその化合物による皮膚障害等を追加
- ④ 因果関係についての考え方が示された疾病と

して、1,2-ジクロロプロパンによる胆管がん、ジクロロメタンによる胆管がんを追加

- ⑤ 理美容の業務において使用されている化学物質のうち分科会が選定した2物質による接触皮膚炎は見送り(因果関係が明らかではない)

職業病に対する決定に係る標準処理期間は6か月、精神障害に係るものは8か月、包括的救済規定に係るものは標準処理期間を定めないという取り扱いが変わっていない(基保管発1001第2号・基保補発1001第2号・基保発1001第1号)。

● 胆管がんの業務上外検討会

印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会は2014年7月24日までに17回開催され、印刷業では87件の請求のうち、33件が業務上、28件が業務外と判断された。印刷業以外では21件の請求のうち、10件が業務外で、業務上と判断されたものはまだない。

2013年4月16日基労補発0416第1号「胆管がんに係る労災請求事案の調査に当たって留意すべき事項」や「ジクロロメタン又は1,2-ジクロロプロパンが成分に含まれる製品一覧表」も策定・改訂されているものの、全件本省りん伺は変わっていない。

● 画像所見なしMTBIの障害認定

2013年6月18日付けで基労補発第0618第1号「画像所見が認められない高次脳機能障害に係る障害（補償）給付請求事案の報告について」が発出された。これまでは、「MRI、CT等による他覚的所見が認められないものの、脳損傷があることが医学的にみて合理的に推測でき、高次脳機能障害のためわずかな能力喪失が認められるもの」について、障害第14級の9で認定するという取り扱いであった。

2012年度厚生労働科学研究障害対策総合研究事業「高次脳機能障害の地域生活支援の推進に関する研究」で、画像所見が認められない症例であって、「MTBI（軽度外傷性脳損傷）に該当する受傷時に意識障害が軽度であるもの」にあっても、高次脳機能障害を残す可能性について考慮する必要性がある」とされたことを踏まえてとして、本省に報告して個別に判断されることになった。障害認定の改正に向けて、大きな一歩である。

● 労災就学援護費の支給要件の拡大

2013年4月1日以降、労災就学援護費の支給対象に通信制中学校、通信制高等学校、中等教育学校の後期課程の通信制課程、特別支援学校の高等部の通信制課程、通信制専修学校が加えられ、支給額は通信制専修学校の専門課程にあっては月額30,000円とし、それ以外の通信制につい

ては月額13,000円とされた（基発0624第2号）。

● 第三者行為災害支給調整期間の延長

2013年4月1日以降に発生した災害を対象に、第三者行為災害の支給調整（控除）期間の3年から7年への延長に延長された。被災労働者が第三者から損害賠償を受けたとき、政府はその価額の限度で保険給付を控除することができるというものであるが、会計検査院から「支給停止解除後の二重填補額が多額に上ることを避けるための方策を検討するよう」意見表示を受けたことによる措置。

一方、2012年度から「第三者行為災害に係る債権の納入督促業務の外部委託」も行われている。

● 労災保険特別加入制度関係

2013年4月1日から、総排気量125cc以下の原動機付き自転車を使用する貨物運送事業の個人事業者（一人親方等）が、労災保険特別加入の対象とされている。

2013年9月1日から、労災保険特別加入者の給付基礎日額の選択の幅（新たに22,000円、24,000円、25,000円が選択可能に）が広がっている。

また、2013年11月30日から労災保険特別加入の申請等の様式がOCR方式に変更されている。

以上も踏まえて、2014年3月26日基発0326第1号によって「労災保険特別加入関係事務取扱手引」が2年ぶりに改訂されている。

● その他

また、2013年10月21日基発1021第1号によって「労災保険給付事務取扱手引」が2年ぶりに改訂されている。2011年からの労災保険給付等の本省払い化、第三者行為災害の支給調整（控除）期間の3年から7年への延長、労災就学援護費の支給要件の拡大等が反映されている。

2014年7月11日付けで、厚生労働省労働基準局の労災補償部が廃止され、総務課、労働条件政策課、監督課、勤労者生活課に、労災管理課、労働保険徴収課、補償課、労災保険業務課が加えられて労働基準局は8課体制になっている。安



全国安全センターの 活動報告と方針案

全国安全センター結成の発端のひとつは、1980年代末の労災保険法改悪に反対する取り組みでした。ちょうど労働組合運動の再編・連合結成の渦中を狙い済ましたかのように1988年に労働基準法研究会（災害補償関係）の中間報告というかたちで提起されました。まさに有志の被災者、労働者、活動家、弁護士・医師ら専門家などによる様々な努力とそれらを有機的につなぎ合わせようとする努力が重なり合って、報告を棚上げにさせて国会に提案される前に改悪を阻止するとともに、全国安全センターの結成にもつながりました。

このとき、車椅子100台を先頭にしたデモンストレーションを強く提起し、また、研究会の学者たちをその大学に訪れて被災者の声を直接聞くよう求めるなど、先頭に立ったのが、全国脊髄損傷者連合会の会長を13年間務めた新田輝一さんでした。ほかにも、1992年に亡くなられたじん肺患者同盟北茨城支部支部長だった阿部家治さんら、多くの忘れられない顔が思い浮かびます。

私たちの多くにとって、これは、政府－労働省がいったん公表した法制度の改悪を阻止することのできた初めての体験でした。

その後もとりわけアスベスト問題を通じて、禁止の実現から石綿健康被害救済法の制定と二度にわたるその改正等々を通じて、現場の事実に加えて、被害者・家族自身が声をあげることの重要性とその威力を再確認するとともに、改悪阻止にとどまらず、法制度を新たににつくらせたり、改正することも不可能ではないという事例と自信を積み重ねることもできています。

2006年に労働時間規制の緩和－ホワイトカラー・

エグゼンプションが提案されたときに、弁護士らに呼びかけて過労疾患の被災者や遺族自身による行動を提起したのも、そのような経験に基づいたことでした。この行動がメディアにも大きく取り上げられ、全国の過労死家族の立ち上がりにもつながって、導入を阻止することができました。このとき改悪阻止実現を初体験をした弁護士らは、過労死等防止基本法制定運動を提起しました。そして、さる6月に過労死等防止対策推進法が成立しています。

6月11日に新田輝一さんが71歳で亡くなられました。4月1日に公益社団法人に移行した全国脊髄損傷者連合会から労災相談支援のために全国安全センターから理事を出してほしいという要請があり、6月2日に神奈川県伊勢原市で開催された同連合会の全国大会で確認されたばかりのことであり、最初の仕事为新田さんの労災遺族補償請求になりました。名古屋や大阪で脊損の方の労災不服審査請求を支援する事例が続き、全国安全センターとして昨年の鹿児島総会で相談対応能力を強化していこうと話していたところでもありました。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は今年設立10周年を迎え、10月4日には記念行事が予定されています。その他にも様々なかたちで多くの被災者団体との協力関係が続いていますが、最近では、軽度外傷性脳損傷友の会の皆さんがその労災障害認定改善の要求の実現に全国安全センターの厚生労働省交渉の場を活用していただいたり、大阪SANYO-CYP社の胆管がん被害者・家族が会をつくり会社との交渉を開始したのを関西労働者安全センターがお手伝いするなど、新たな協力関係もひろがっているところです。

あらためて私たちの原点－教訓の源ともいえる被害者・家族団体の共働関係を拡大・強化していくことを確認して、前書きにしたいと思います。

1. アスベスト

ここ数年、全国安全センターでは主だった地域センターが手分けをして、また協力し合いながら、全国各地におけるアスベスト被害の掘り起こし及び患者と家族の会支部の設立を促進しており、2013年7月13日に南九州支部、2014年4月26日には北陸支部が設立されました。地元地域安全センターがあって協力を得られれば大きな力になりますし、直接・間接に新たな地域センターづくりにつながる可能性にも期待したいと思っています。前述のとおり中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会が結成10周年を迎えることも契機としながら、一層すすめていきたいと考えています。

また、石綿対策全国連絡会議に全面的に協力するとともに、すべてのアスベスト訴訟の勝利をめざして、各原告・弁護団らと連携をすすめています。年内にも泉南アスベスト国賠訴訟に対する最高裁判所の判断が示される見込みです。

さらに、アスベスト対策基本法制定を訴えてきましたが、欧州連合とオーストラリアが各々、アスベストのない社会/環境の実現をめざす目標時期を設定して戦略的に行動するモデルを示してくれたことから、私たちの取り組みも一層現実的かつ戦略的なものにできると考えます。

2. 胆管がん

胆管がんの労災認定は33件にのぼっていますが、28件の不認定もあり、また、印刷事業場以外での認定事例はまだなく、引き続き監視が必要です(2014年7月24日現在)。時効は因果関係確認時から進行することは確認されましたが、職業病等について時効そのものをなくしていくという課題は残されています。前述のとおり、大阪SANYO-CYP社の胆管がん被害者・家族が会社と交渉中で、関西労働者安全センターが協力しています。

また、胆管がん事件を踏まえた検討の結果としての、リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく措置を講じる事業者の義務を強化する労働安全衛生法改正が成立しました。法案には盛り込まれなかった、情報のないものを使用するのは望ましくなく、やむを得ず使用させる場合は危険有害性が高いとみなして措置を講ずるという観点が示されるかどうか等を含めてその実施をフォローしていきます。今回の改正は、これで同様の事件の再発を防げるかと言えば、これだけでは不十分と言わざるを得ませんが、とりわけ同じ改正法に含まれたストレスチェックとの対比において、今後の労働安全衛生のあるべき方向のひとつを示しているとは言えます。

国際がん研究機関(IARC)は早くも7月に、1,2-ジクロロプロパンを新たにグループ1(発がん性あり)に、ジクロロメタンをグループ2Aにワンランクアップさせる発がん性評価の見直し結果を公表しました。

3. ハラスメント等

労働安全衛生法改正案の成立によって、私たちが反対してきたストレスチェックも、50人未満の事業場については努力義務とトーンダウンして、実施されることになりました。ストレスチェック項目等に関する専門検討会による検討が開始され、来年12月までに施行の予定とされています。メンタルヘルスハラスメント対策局では、7月17日に改正法成立を踏まえて厚生労働省との話し合いを行っています。

メンタルヘルスハラスメント対策局はいじめメンタルヘルス労働者支援センター等とともに、隔月程度の頻度で集まりをもって、上記のような問題だけでなく、事例・対応の検討等を継続しながら、提言やカウンターレポートを発表していて、すでに厚生労働省にとっても、私たちが、問題だけでなくどのような対応がとられているかも含めた現場の実態と、現場の実態を踏まえた提言を提供できるリソースになっていることは間違いありません。

4. 原発被ばく労働

全国安全センターは、7月10日に第12回目になる

被ばく労働問題に関する省庁交渉を行いました。初めて原子力規制庁が、緊急作業時の法整備について検討すると回答しました。原発で働く労働者の被ばく問題について地道に継続して取り組んでいるものとして、メディアからも注目されています。

関心をもつ他団体と地域センターが協力して設立した被ばく労働問題を考えるネットワークでは、2月から福島原発や除染労働者に対する情宣活動を開始し、2014年3月14日には「被ばく労働者春闘」が取り組まれています。

また、全国安全センター内部では原子力関連労働者支援局として、現地での健康相談への着手を含めた相談対応や、内部の勉強・資料検討等を行っているところですが、地元での拠点づくりが当面の大きな課題です。

5. 厚生労働省交渉

恒例の全国安全センターの厚生労働省交渉は、3月27日に実施しました。労災保険との「隙間」をなくすためだったはずの健康保険法改正の結果、現場で労災申請中の傷病手当金支給や症状固定後の療養給付に困難が出ていることは、厚生労働省の担当者も私たちの指摘を受けて初めて理解したようで、早急の改善が求められています。

労働安全衛生法と同じく今国会で成立した行政不服審査法の改正が労災不服審査に与える影響については、施行までにしっかり整理して、健康保険法改正と同じようなことが起こらないようにしなければなりません。

6. 今後の法改正等

労働者派遣法改正案は、罰則規定の誤記のために廃案となりましたが、国会に再度提出されることは確実です。また、「新しい労働時間制度の創設」として再びホワイトカラー・エグゼンプションの導入が、既定路線として推し進められています。

前回のホワイトカラー・エグゼンプション提案時と比べても状況は厳しいと思われますが、これら労働者の安全と健康に大きな悪影響を及ぼすことが必

死な法改悪には反対していきます。

一方にこれらやストレスチェック、他方にリスクアセスメント義務強化や過労死等防止対策推進法という正反対のアプローチが並存する振り子の針を少しでもよい方向に動かす努力を続けていきます。

また、前回総会議案でふれた国際標準化機構（ISO）におけるOSH-MS規格策定の動き等も注視していきます。

7. 国際連帯

石綿対策全国連絡会議は、5月30日に開催した第26回総会のサブテーマとして「世界アスベスト会議東京開催から10年」を掲げました。私たちの国際連帯も積み重ねられ、大きくひろがっています。

全国安全センターとしては、労災・公害被害者の権利のためのアジア・ネットワーク（ANROEV）及びアジア・アスベスト禁止ネットワーク（A-BAN）を中心に、国際連帯に取り組んでいます。各々も欧州やアメリカの労働安全衛生ネットワーク及びアスベスト問題に取り組む諸団体・個人のネットワークとの連携を発展させているところです。

とりわけ、4月にアスベスト禁止に踏み切った香港に続く国が一日も早く現われることをめざします。

8. 組織・財政

『安全センター情報』の定期継続発刊、質の維持・向上を柱としながら、ホームページ・ブログの更新・改善、各地域センターの活性化や協力連携、各プロジェクトの増進等、また、全国安全センターとしても各地での患者・家族の掘り起こし等に貢献できるよう努力しています。

一方で、財政的裏付けは引き続き確保できている状況とはいえ、短期的には寄付金への依存はやむを得ないものの、可能な限り早期に会費の増加等による財政の確立に努めていきます。

全国安全センターだけでなく、課題別アスベスト（石綿対策全国連）、いじめ・メンタルヘルス、原発被ばく労働でも、メーリングリストが運営されており、登録ご希望の方はぜひご連絡ください。

2013年度収支決算案

2013年4月1日から2014年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	決 算 額	前年度決算額	増 減	予 算 額	増 減
地域C会費	1,369,000	1,614,000	▲ 245,000	2,000,000	▲ 631,000
賛 助 会 費	3,864,000	3,580,000	284,000	4,500,000	▲ 636,000
購 読 会 費	477,200	406,200	71,000	700,000	▲ 222,800
寄付金収入	5,520,000	6,005,000	▲ 485,000	7,000,000	▲ 1,480,000
資料頒布費	1,600	33,400	▲ 31,800	100,000	▲ 98,400
雑 収 入	480,290	562,099	▲ 81,809	800,000	▲ 319,710
前期繰越金	4,558,788	5,748,972	▲ 1,190,184	4,558,788	0
合 計	16,270,878	17,949,671	▲ 1,678,793	19,658,788	▲ 3,387,910

2) 支出の部

勘 定 科 目	決 算 額	前年度決算額	増 減	予 算 額	増 減
人 件 費	7,488,902	7,175,293	313,609	7,400,000	88,902
活 動 費	1,917,461	2,605,093	▲ 687,632	2,000,000	▲ 82,539
印 刷 費	2,291,708	2,501,463	▲ 209,755	2,800,000	▲ 508,292
通信運搬費	588,786	686,503	▲ 97,717	800,000	▲ 211,214
什器備品費	70,590	275,490	▲ 204,900	700,000	▲ 629,410
図書資料費	22,134	25,410	▲ 3,276	100,000	▲ 77,866
消 耗 品 費	65,218	46,561	18,657	200,000	▲ 134,782
会 議 費	217,000	0	217,000	500,000	▲ 283,000
頒布資料費	0	0	0	100,000	▲ 100,000
雑 費	57,860	75,070	▲ 17,210	200,000	▲ 142,140
予 備 費	0	0	0	4,858,788	▲ 4,858,788
小 計	12,719,659	13,390,883	▲ 671,224	19,658,788	▲ 6,939,129
次期繰越金	3,551,219	4,558,788	▲ 1,007,569		
合 計	16,270,878	17,949,671	▲ 1,678,793		

貸借対照表(2014年3月31日)

1) 資産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
現金	201,300	129,598
預金	3,173,314	
普通預金(東京労働金庫)	109,855	4,194,283
普通預金(富士銀行)	66,750	90,637
郵便振替	3,551,219	144,270
資産合計	3,551,219	4,558,788

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
借入金	0	0
未払金	0	0
負債合計	0	0
次期繰越金	3,551,219	4,558,788
正味財産合計	3,551,219	4,558,788
負債及び正味財産合計	3,551,219	4,558,788

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労災災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト: <http://www.joshrc.org/~open/>」

では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

●購読会費(年間購読料):10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)

●読者になっていただけた個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。

○中央労働金庫亀戸支店「(普)7535803」

郵便払込口座「00150-9-545940」

名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

PHONE(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

安全
センター
情報

セン

2014年度収支予算案

2013年4月1日から2014年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	1,800,000	1,369,000	431,000	2,000,000	▲ 200,000
賛助会費	5,700,000	3,864,000	1,836,000	4,500,000	1,200,000
購読会費	500,000	477,200	22,800	700,000	▲ 200,000
寄付金収入	5,600,000	5,520,000	80,000	7,000,000	▲ 1,400,000
資料頒布費	100,000	1,600	98,400	100,000	0
雑収入	500,000	480,290	19,710	800,000	▲ 300,000
前期繰越金	3,551,219	4,558,788	▲ 1,007,569	4,558,788	▲ 1,007,569
合計	17,751,219	16,270,878	1,480,341	19,658,788	▲ 1,907,569

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	9,400,000	7,488,902	1,911,098	7,400,000	2,000,000
活動費	2,000,000	1,917,461	82,539	2,000,000	0
印刷費	2,300,000	2,291,708	8,292	2,800,000	▲ 500,000
通信運搬費	600,000	588,786	11,214	800,000	▲ 200,000
什器備品費	80,000	70,590	9,410	700,000	▲ 620,000
図書資料費	30,000	22,134	7,866	100,000	▲ 70,000
消耗品費	80,000	65,218	14,782	200,000	▲ 120,000
会議費	200,000	217,000	▲ 17,000	500,000	▲ 300,000
頒布資料費	0	0	0	100,000	▲ 100,000
雑費	60,000	57,860	2,140	200,000	▲ 140,000
予備費	3,001,219	0	3,001,219	4,858,788	▲ 1,857,569
合計	17,751,219	12,719,659	5,031,560	19,658,788	▲ 1,907,569

2014年度役員体制案

議 長	平 野 敏 夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
副 議 長	浜 田 嘉 彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	西 畠 正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
	中 地 重 晴	(熊本学園大学教授、関西労働者安全センター事務局次長)
運 営 委 員	川 本 浩 之	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白 石 昭 夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	飯 田 浩	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
	西 山 和 宏	(ひょうご労働安全衛生センター事務局長)
事 務 局 長	古 谷 杉 郎	(専従、神奈川労災職業病センター出向)
事務局次長	澤 田 慎一郎	(専従)
	西 野 方 庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯 田 勝 泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
会 計 監 査	榊 原 悟 志	(情報公開推進局)
	片 岡 明 彦	(関西労働者安全センター事務局次長)
顧 問	五 島 正 規	(元衆議院議員)
	天 明 佳 臣	(社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師)

全国安全センターウェブサイト

<http://joshrc.info/>

全国安全センター・ブログ

<http://ameblo.jp/joshrc/>

安全センター情報目次

2013年度

特集目次

■1990年度特集目次

- 6・7月号 全国安全センター結成総会/脳・心臓疾患
- 8月号 精神障害・自殺の労災認定/振動病
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 なくせじん肺全国キャラバン/アスベスト規制法/外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談：将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
- 増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号 外国人労働者の労災白書
- 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

■1991年度特集目次

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 全国安全センター第2回総会/改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 腰痛予防ベルト/虚偽報告・労災隠し

■1992年度特集目次

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書 92年版
- 6月号 労災補償制度の改革 2
- 7月号 アスベスト110番・規制法

- 8月号 追悼・佐野辰雄先生
- 9月号 快適職場形成促進事業
- 10月号 職場の化学物質対策
- 11・12月号 総特集：職場改善トレーニング
- 1月号 建設業の労災防止対策
- 2月号 「産業被害と人権」国際民衆法廷
- 3月号 エイズを知る

■1993年度特集目次

- 4月号 産業医のあり方を考える
- 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
- 6月号 外国人労働者の労働災害93
- 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
- 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
- 付録 全国安全センター第4回総会議案
- 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
- 9月号 原発労災/騒音障害防止ガイドライン
- 10月号 行政監察結果に基づく勧告
- 11・12月号 職場改善の国際経験/企業のアアルコール・ドラッグ対策
- 1月号 第1回日韓共同セミナー
- 2月号 レーヨン工場の二硫化炭素中毒
- 3月号 農業労働災害/アスベスト

■1994年度特集目次

- 4月号 感染症の労災認定
- 5月号 週40時間労働制の実施へ
- 6月号 長崎じん肺最高裁判決
- 7月号 参加型講座モデル・プログラム
- 7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案
- 8月号 ヘルス・プロモーション
- 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
- 10月号 職場が変わるか①PL法
- 11月号 職場が変わるか②ISO9000
- 12月号 職場が変わるか③環境管理・監査システム
- 増刊号 職場における腰痛予防対策指針
- 1・2月号 災害補償の官民格差
- 3月号 阪神大震災

■1995年度特集目次

- 4月号 脳・心臓疾患認定基準
- 5月号 鍼灸治療制限撤廃へ
- 6月号 アスベストをめぐる国際状況
- 7月号 産業保健のあり方
- 7月増刊号 全国安全センター第6回総会議案
- 8月増刊号 韓国の過労死
- 8・9月号 総特集:第2回日韓共同セミナー
- 10月号 行政手続法と労働基準行政
- 11月号 改正労災保険法
- 12月号 頸肩腕症候群予防対策
- 1・2月号 アジアの産業災害
- 3月号 小規模事業場の産業保健

■1996年度特集目次

- 4月号 国際規格化と労働安全衛生
- 5月号 介護補償給付の創設
- 6月号 行政機関との交渉報告
- 7月号 指曲がり症の不服審査
- 8月号 「労働者」の判断基準
- 9月号 全国安全センター第7回総会議案
- 10月号 外国人労災損害賠償裁判判決
- 11月号 改正労働安全衛生法
- 12月号 国際規格化と労働安全衛生 2
- 1・2月号 VDT労働ホットライン/電磁波
- 増刊号 改正労働安全衛生法ハンドブック
- 3月号 時効問題/上肢障害認定基準の改正

■1997年度特集目次

- 4月号 改正健康保持増進指針
- 5月号 じん肺をめぐる課題
- 6月号 化学物質管理の新たな動向
- 7月号 石綿じん肺訴訟/過労死審査会裁決
- 8月号 ダイオキシンとホルモン様物質
- 9月号 労基法施行50周年と労働行政
- 10月号 労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997
- 11月号 人間工学からみた交通事故対策
- 12月号 職場のストレス対策
- 1・2月号 アジア・ヨーロッパ情報
- 3月号 第9次労働災害防止計画

■1998年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 過労自殺の労災認定
- 6月号 POSITIVEセミナー
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1997→1998
- 8月号 船舶解撤作業の安全・健康対策
- 9月号 第7回田尻賞表彰式
- 10月号 働く女性の健康が危ない
- 11月号 21世紀をめざす参加型安全衛生活動

- 12月号 アスベスト禁止に向かうヨーロッパ
- 1・2月号 粉じんの発がん性—木材・シリカ
- 3月号 中央労働基準審議会の建議

■1999年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 焼却場労働者のダイオキシン曝露
- 6月号 働く女性の健康と権利
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999
- 8月号 労働安全衛生マネジメントシステム
- 9月号 2000年問題と職場の安全・健康
- 10月号 被災者のための医療機関—アジア
- 増刊号 働く女性の健康と権利緊急討論集会報告
- 11月号 精神障害・自殺の労災(公災)認定基準
- 12月号 ヨーロッパ労災職業病会議
- 1・2月号 筋骨格系疾患と人間工学基準
- 3月号 労災保険審議会の建議

■2000年度特集目次

- 4月号 介護労働と健康/アジア・ネットワーク
- 5月号 全国安全センターの労働省交渉
- 6月号 労災補償制度改革への提言
- 7月号 職場のストレス対策
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 1999→2000
- 9月号 労働安全衛生の国際潮流
- 10月号 第9回田尻賞表彰式/じん肺肺がん問題の新たな展開
- 11月号 腰痛公務災害認定で最高裁判決
- 12月号 世界アスベスト会議
- 1・2月号 労災時効裁判横浜地裁判決/欧米の筋骨格系障害対策
- 3月号 21世紀の労働衛生研究戦略

■2001年度特集目次

- 4月号 なくせ「労災隠し」
- 5月号 労働基準行政と情報公開
- 6月号 厚生労働省交渉/改正労災保険法
- 7月号 「指曲がり症」判決と労災認定
- 8月号 機械の包括的な安全基準
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2000→2001
- 10月号 じん肺と肺がんに関するシンポジウム
- 11月号 安全衛生委員会活性化の提言
- 12月号 ILOのOSH-MSガイドライン
- 1・2月号 職業病の労災補償
- 3月号 情報公開法の活用

■2002年度特集目次

- 4月号 脳・心認定基準専門検討会資料を読む
- 5月号 情報公開法の活用(続)/VDT作業ガイドライン
- 6月号 「労災隠し」と労災職業病の記録・届出

安全センター情報目次

- 7月号 アスベスト被害の将来予測
- 8月号 アジア・ネットワーク
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2001→2002
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 参加型安全衛生活動の到達点と課題
- 12月号 労災職業病ホットライン/第11回田尻賞
- 1・2月号 アメリカの労働安全衛生運動
- 3月号 アスベスト禁止への軌跡 2002年

■2003年度特集目次

- 4月号 改正じん肺法施行規則等の施行
- 5月号 指曲がり症認定闘争の成果と展望
- 6月号 第10次労働災害防止計画とILO報告
- 7月号 ストレス対策の最新動向
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2002→2003
- 9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 PRTR情報とその活用
- 11月号 労災保険の民営化論議
- 12月号 「原則禁止」導入後のアスベスト問題
- 1・2月号 三池炭じん爆発40周年/はつり労働者の健康問題
- 3月号 EAP/MAPのエッセンス

■2004年度特集目次

- 4月号 労働安全衛生法の見直しに向けて
- 5月号 多発性骨髄腫初発の労災認定
- 6月号 GAC2004プレイベント
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 2003→2004
- 8・9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 労災職業病相談マニュアル草稿
- 11月号 職場のメンタルヘルス対策
- 12月号 台湾過労死会議/新局面迎えた石綿対策
- 1・2月号 時短・安衛・労災法改正の建議
- 3月号 GAC2004: 世界アスベスト会議

■2005年度特集目次

- 4月号 労災保険率
- 5月号 労働安全衛生の枠組み
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 ストレス対策の新アプローチ
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2004→2005
- 9・10月号 弾けた時限爆弾:アスベスト
- 11月号 アスベスト対策基本法
- 12月号 韓国の炭鉱地帯・中国の労働NGO
- 1・2月号 メンタルヘルス/アスベスト新法批判
- 3月号 石綿健康被害救済新法成立

■2006年度特集目次

- 4月号 石綿健康被害補償・救済の手引き
- 5月号 改正労働安全衛生法読本
- 6月号 尼崎クボタ・アスベスト公害の新局面

- 7月号 労働契約・労働時間法制の見直し
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2005→2006
- 9・10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 労働時間規制の撤廃反対!
- 12月号 日本版エグゼンプション反対
- 1・2月号 日本版エグゼンプション/日本の教訓をアジア・世界に発信
- 3月号 日本版エグゼンプション法案見送り

■2007年度特集目次

- 4月号 労働関連筋骨格系障害の「流行」
- 5月号 石綿健康被害救済法一周年
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 脳・心、精神障害労災認定/“労働ビッグバン”
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2006→2007
- 9月号 クボタ・ショック2周年尼崎集会
- 10月号 リスクマネジメントの原則
- 11月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 12月号 AMRC30周年・ANROAV会議
- 1・2月号 アスベスト被害と情報公開
- 3月号 横浜・国際アスベスト会議

■2008年度特集目次

- 4月号 第11次労働災害防止計画
- 5月号 労災不服審査制度/石綿救済法2周年
- 6月号 労働時間等見直しガイドライン/労災隠し/石綿健康被害救済法
- 7月号 職場の暴力・ハラスメント
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2007→2008
- 9月号 石綿健康被害救済法改正
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 BANKO発足とAAC2009
- 12月号 「名ばかり管理職」通達迷走
- 1・2月号 過労死・過労自殺が問いかけられるもの
- 3月号 ナノ物質安全管理の現状と問題点

■2009年度特集目次

- 4月号 欧州におけるストレス対策/派遣労働者
- 5月号 心理的負荷による精神障害等
- 6月号 石綿健康被害救済法3周年行動
- 7月号 AAC2009とA-BANの発足
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2008→2009
- 9月号 被害者補償・救済制度の比較
- 10月号 総選挙後の課題/欧州における職業病
- 11月号 ANROAV・A-BANカンボジア会議
- 12月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 1・2月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証と課題
- 3月号 厚生労働省との再交渉

■2010年度特集目次

- 4月号 韓国で石綿被害救済法が成立
- 5月号 中国・寧波の曇じん肺
- 6月号 環境・職業がんの疾病負荷
- 7月号 泉南アスベスト国賠訴訟大阪地裁判決
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2009→2010
- 9月号 石綿救済法指定疾病の追加等
- 10月号 ILO職業病リストの改訂
- 11月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 12月号 職場におけるメンタルヘルス対策
- 1・2月号 アスベスト国際連帯2010
- 3月号 アジアのアスベスト禁止最新情報

■2011年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 5月号 東日本大震災/追悼・井上浩先生
- 6月号 アスベスト禁止に向かうアジア
- 7月号 福島原発事故放射線被ばく労働
- 8月号 職場のいじめ・メンタルヘルスを考える
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2010→2011
- 10月号 石綿健康被害救済法の見直し
- 11月号 泉南アスベスト国賠訴訟大阪高裁判決
- 12月号 福島原発事故放射線被ばく労働 2
- 1・2月号 心理的負荷による精神障害認定基準
- 3月号 アジア・世界のアスベスト禁止

■2012年度特集目次

- 4月号 労働における暴力
- 5月号 石綿疾病労災認定基準の見直し
- 6月号 職場のパワーハラスメント
- 7月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 8月号 欧州ハラスメント・暴力協定の実行
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2011→2012
- 10月号 印刷会社の胆管がん多発事件
- 11月号 いじめ・パワハラ対策
- 12月号 既存石綿対策の現状と課題
- 1・2月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 3月号 3.11から2年の被ばく労働問題

■2013年度特集目次

- 4月号 胆管がん事件はどうして起こったか
- 5月号 第12次労働災害防止計画
- 6月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 7月号 職業がんのリスト掲載と補償
- 8月号 腰痛予防対策指針の改訂
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2012→2013
- 10月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災補償
- 11月号 惨事ストレス対策
- 12月号 韓国の労働安全衛生運動25年と日韓交流
- 1・2月号 職業性胆管がん事件

3月号 アジアにおけるアスベスト禁止 2013

2013年 4月号 (通巻403号)
2013年3月15日発行 66頁 800円

■特集/胆管がんシンポジウム

- 胆管がん事件はどうして起こったか
- 原因と対策を考えるシンポジウム……………2
- 胆管がん事件の経緯と現状
- 産業医大・熊谷信二…4
- 胆管がん事件の背景と意味
- 愛知教育大学・久永直見…11
- 韓国印刷業の洗浄剤の調査の結果
- 源進研究所・イムサンヒョク…15
- 多発をなぜもっと早く発見できなかったのか
- 三重大学・毛利一平…17
- パネル・ディスカッションの記録……………31
- 職業がん/ゼロ・キャンサー
- 労働組合の予防ガイド……………52
- 職業がん:共同体新戦略の重要な課題
- ETUI・Laurent Vogel…60

2013年 5月号 (通巻404号)
2013年4月15日発行 64頁 800円

■特集/第12次労働災害防止計画

- 労災減少目標達成できず
- 重点業種別減少目標を設定
- 熱中症・受動喫煙の目標も設定……………2
- 第12次労働災害防止計画……………18
- 胆管がん 時効差別なく補償
- 未規制化学物質対策も指示
- SANYO-CYP社謝罪会見・強制捜査……………29
- 印刷事業場で発生した胆管がんの
- 業務上外に関する検討会報告書……………30
- 胆管がんに係る時効の取り扱いを指示した通達…35
- 洗浄・払拭業務等の化学物質曝露防止対策……………36
- 化学物質曝露防止対策周知の留意事項……………39
- 家内労働における化学物質曝露防止対策……………42
- 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
- 2028年までにアスベストのない欧州を求める決議…44
- 【各地の便り/世界から】
- 対ニチアス損害賠償訴訟・地労委
- 北海道・岐阜・神奈川・奈良●勝利和解等……………53
- シンポジウム「震災とアスベスト」
- 宮城・兵庫●二元中継で1.17から3.11へ……………57

安全センター情報目次

「念書」は公序良俗に反する

神奈川●住友に2,750万支払いを命じる判決 ……60
頸肩腕障害逆転労災認定

兵庫●炭・マキ運搬作業に2年間従事 ……61
派遣先工場らと和解が成立

三重●ペルー人労働者の第三者行為災害 ……62
企業殺人法の制定を要求

韓国●労働者の作業中止権保証も ……63
業務上疾病の認定基準拡大へ

韓国●職業がん9種類から21種類へ拡大 ……63

2013年 6月号 (通巻405号)

2013年5月15日発行 66頁 800円

■全国安全センターの厚生労働省交渉

「不明」は危険有害性「大」とみなす

労災可能性ありも健保先行支給を

緊急避難権など労働者の権利確立も要望 ……2

要望書及び厚生労働省交渉の記録 ……9

2013年度労災補償業務運営上の留意事項 ……32

職業病の予防

ILO 428 労働安全衛生世界の日 ……40

ILO第317回理事会 方針策定セッション ……47

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

豪:アスベスト認識・管理国家戦略計画-背景 ……54

【各地の便り/世界から】

石綿小体数は問題としない

兵庫●石綿肺がん訴訟高裁でも勝訴、確定 ……58

新認定基準に基づき労災認定

愛知●派遣会社員の適応障害 ……60

小学校教員の過労死訴訟

鳥取●処分取消請求裁判の一審勝訴まで ……62

外国人技能実習生の労災隠し

大阪●事例取り上げて監理団体に申し入れ ……65

2013年 7月号 (通巻406号)

2013年6月15日発行 64頁 800円

SANYO-CYP社17名すべて労災認定

会社、厚生労働省の今後の対応に注目

関西労働者安全センター・片岡明彦…2

世界の被害者が連帯示すも7か国が合意妨害

ロッテルダム条約COP6-クリソタイトのPIC搭載

全国安全センター・古谷杉郎…10

ROCA:COP6に対するポジション・ペーパー ……15

■特集/職業がんのリスト掲載と補償

職業病の過少報告を改善する

職業病リストのあり方が必要

全国安全センター事務局…19

労基則35条専門検討会化学物質による

疾病に関する分科会検討結果報告書 ……30

労働関連がん:欧州における認定の状況 ……37

【ルポ「1カ月」〜ニュースにならなかった日々〜①】

柚岡明彦…52

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

イタリア政府の国家アスベスト計画 ……54

史上最大のアスベスト訴訟の上訴審判決 ……55

【各地の便り/世界から】

胆管がん原因物質等を規制

厚生省●化学物質のリスク評価検討会 ……56

事故由来廃棄物等の処理対策

厚生省●電離線一部改正とガイドライン ……56

受動喫煙防止対策助成金拡充

厚生省●対象全業種、補助率引き上げ ……57

住友ゴム遺族がアスベスト訴訟

兵庫●退職後補償の年齢格差許さず ……58

ハラスメント解決し職場復帰

大阪●職場内の相談窓口が機能 ……59

石綿被害のない被災地の復興を

宮城●これからのh害を考える集いin仙台 ……61

元請けが事業主証明を拒否

大阪●はつり工のじん肺労災認定 ……62

サムソン、被害者らと対話へ

韓国●酸素漏洩事故にも誠意なし ……64

2013年 8月号 (通巻407号)

2013年7月15日発行 68頁 800円

■特集/腰痛予防対策指針の改訂

三管理にリスクアセスメント追加

対策・改善に活かす活用を

認定基準含めた補償対策の見直しも必要…2

職場における腰痛予防対策指針及び解説 ……6

対策指針の改訂・普及に関する検討会報告書 ……33

救済法判定基準の見直し、労災準拠認めず

石綿肺がんの「救済格差」縮まらず

全国安全センター・古谷杉郎…39

中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会

指定疾病に係る医学的判定に関する考え方 ……43

環境省保健部長通知の改正 ……46

中皮腫登録に関する検討会報告書 ……49

速報:石綿肺がん行政訴訟東京高裁判決 ……52

【ルポ「1カ月」〜ニュースにならなかった日々〜②】柚岡明彦

黒い津波に襲われて/あのなかに近所の人が ……60

【各地の便り/世界から】

脊髄損傷者の敗血症による死亡

大阪●再審査で遺族年金不支給取り消し ……62

山陽断熱に損害賠償命令

岡山●クラレの責任は認めず、時効も争点 ……65

1,2-ジクロモプロパン特化則規制対象に

厚労省●健康障害防止措置検討会も報告書 ……67

鋳物労働者がベンゼンに曝露

韓国●金属労組の発がん物質実態調査 ……67

2013年 9月号 (通巻408号)
2013年8月15日発行 84頁 800円

■特集/日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2012年→2013年

1. 労働災害・職業病の統計データ ……2

2. 労働災害・職業病の発生状況 ……7

3. 労働安全衛生対策 ……12

4. 化学物質対策 ……14

5. 労災補償対策 ……16

統計資料 ……18

2012年度労働基準行政関係通達 ……59

■全国安全センター第24回総会議案

第1号議案:活動報告と方針案 ……69

第2号議案:2012年度収支決算案 ……72

第3号議案:2013年度収支予算案 ……74

第4号議案:2013年度役員体制案 ……75

安全センター情報2012年度目次 ……77

全国安全センター規約・規定 ……83

2013年 10月号 (通巻409号)
2013年9月15日発行 70頁 800円

■特集/脳・心臓疾患、精神障害の労災補償

認定件数連続して増加

精神認定基準策定の影響大

望まれる平均処理期間情報の公表 ……2

労働関連精神障害の認定

欧州10か国調査 ……16

労基則35条専門検討会報告書 ……44

産業保健支援事業の在り方検討会報告書 ……48

【ルポ「1カ月」～ニュースにならなかった日々～③】柚岡明彦

黒い津波に襲われて② ……57

【各地の便り/世界から】

クボタ・ショックから8年尼崎集会

兵庫●患者と家族の会は来年10周年 ……59

ケーダー火災から20周年

タイ●繰り返される産業災害に抗議 ……62

画像所見なしでも認定の可能性

厚労省●軽度外傷性脳損傷で通知発出 ……63

看護師中皮腫二件目の認定

大阪●ゴム手袋再生でタルクに曝露 ……66

造船労働者の中皮腫労災認定

神奈川●厚労省の事業場名公表きっかけ ……68

職業病リスト改訂7月施行

韓国●蔚山では発がん物質対策共同行動 ……69

2013年 11月号 (通巻410号)
2013年10月15日発行 64頁 800円

■特集/惨事ストレス対策

異常な心身不調は災害という

「異常な事態への正常な対応」

認識の共有と組織的取り組みが必要

IMC・千葉茂…2

WHO労働者の健康に関する世界行動計画

(2008-2017) 実施のベースライン ……31

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

豪・致命的な石綿遺産に対処するため640万ドル…44

2013-18 アスベスト認識・管理国家戦略計画 ……46

【ルポ「1カ月」～ニュースにならなかった日々～④】柚岡明彦

夫と孫を黒い津波に襲われて(中) ……56

【各地の便り/世界から】

神戸地裁で勝訴も基金が不当控訴

兵庫●豊岡過労自殺公務災害訴訟 ……58

労災は中皮腫否定、環境は認定

兵庫●自庁取り消しで労災と認定 ……59

船上における暴行による骨折

海外から支援要請●技能実習生の労災 ……61

持ち帰り残業無視の業務外

東京●中国人労働者の脳出血 ……62

一人親方の中皮腫労災認定

神奈川●特別加入をめぐる問題噴出 ……63

「爆発事故のトラウマ」認定

韓国●大林産業・麗水(ヨス)工場の事故 ……64

2013年 12月号 (通巻411号)
2013年11月15日発行 68頁 800円

■特集/韓国の労働安全衛生運動25年と日韓交流

労災死亡者合同追悼式初参加

職業がん、石綿被害者、交流続く

全国安全センターの日韓交流20年

全国安全センター・古谷杉郎…2

安全センター情報目次

大阪市西成区でも石綿公害 住民健康管理対策の確立要望 どうなる環境省の健康リスク調査 患者と家族の会・古川和子…25	洗浄・拭拭業務化学物質曝露防止対策改正 ……40
化学物質曝露防止対策留意事項改正 ……42	1-プロモプロパンによる労働災害防止 ……48
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 イギリス：HSEの取り組みの最新情報 ……49	【ルポ「1か月」～ニュースにならなかった日々～⑤】袖岡明彦 夫と孫を黒い津波に襲われて(下) ……55
【各地の便り/世界から】 全国安全センター鹿児島で総会 鹿児島●患者と家族の会南九州支部発足 ……58	不服審査中なら時効成立せず 埼玉●異なる種類の労災給付でもOK ……62
相次ぐ労災不支給で申し入れ 厚労省●クボタショック後の大臣答弁に逆行 ……63	港湾石綿救済制度初適用 福岡●元門司港労働者の石綿肺がん ……64
化学物質過敏症訴訟が和解 神奈川●横浜地裁で提訴から2年余 ……66	化学物質過敏症で労災申請 和歌山●花王の工場で分析作業に従事 ……67

2014年 1・2月号 (通巻412号)
2014年1月15日発行 98頁 1,600円

■職業性胆管がん事件

「きわめて悪質」SANYO社書類送検 同社17件のほか8件業務上認定 事件を踏まえて化学物質管理対策も見直し 関西労働者安全センター・片岡明彦…2	危険・有害化学物質に SDS・ラベル・リスクアセスメント義務 特別規則未規制対象物質対策強化で法改正 ……12
胆管がん問題を踏まえた化学物質管理 のあり方に関する専門家検討会報告書 ……23	石綿健康被害補償・救済状況の検証 周知事業で中皮腫救済増加 しかし「隙間ない救済」には遠い 検証なしの抛出金率引き下げ提案 ……32
炭じん爆発50年シンポジウムに寄せて ソウル在住・鈴木明…57	韓国のじん肺補償制度の現況と課題 ……58
欧州の職業病システム ……61	健保と労災の適用関係の整理関係通達 ……84

【ルポ「1か月」～ニュースにならなかった日々～⑥】袖岡明彦 いわき市平薄磯① ……88	【各地の便り/世界から】 別会社の労働者証言で逆転認定 長崎●厚生労働省申し入れ後まもなく ……91
10年超曝露認めるもブランクなし 兵庫●石綿肺がん行政訴訟で棄却判決 ……93	石炭じん肺裁判が和解 神奈川●国がNさんに800万円を支払う ……94
「下町の木工所見学とクロム公害」 東京●2013サマーフィールド ……95	神戸で設立8周年の集い 兵庫●患者と家族の会ひょうご支部 ……97
進む職業がんの労災申請・認定 韓国●鉄道労働者の肺がんに初の認定 ……98	

2014年 3月号 (通巻413号)
2014年2月15日発行 68頁 800円

■特集/アジアにおけるアスベスト禁止 2013

香港4月4日から石綿禁止 バングラデシュでB-BAN結成 NAP作成、日本に続きフィリピン、ラオス島 全国安全センター・古谷杉郎…2	香港の空気汚染管制条例改正資料 ……24
労働政策審議会建議 今後の労働安全衛生対策について ……41	【ルポ「1か月」～ニュースにならなかった日々～⑦】袖岡明彦 いわき市平薄磯② ……47
泉南アスベスト国賠訴訟第二陣大阪高裁判決 泉南二陣訴訟も最高裁へー判決前日から 上告後における一支援者がみてきたもの 全国安全センター・澤田慎一郎…50	判決骨子・要旨 ……57
原告団・弁護団声明 ……61	【各地の便り/世界から】 東京車輻石綿損害賠償訴訟が和解 大阪●相談から約5年半、遺族らが会見 ……63
全国で続く対ニチアスの闘い 奈良・岐阜・岡山●損賠裁判・労働委員会 ……65	コンピュータ入力作業でけいわん 神奈川●パートで会社は因果関係認めず ……66
二大工場惨事被災者が団結 バングラデシュ●被災者ネットワークを結成 ……66	農民工から新工人・新市民へ 中国●致麗工場大火災から20年 ……67

全国安全センター規約・規定

規 約

第1章 総 則

第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条 このセンターは、事務所を東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5Fに置く。

第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もって働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改善を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
- (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
- (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
- (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
- (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
- (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。

- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体

- (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した者

- (3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (4) その他総会の議決で会員として適当でないこととしたとき。

第9条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 議長 | 1名 |
| (2) 副議長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 若干名 |
| (5) 運営委員 | 若干名 |
| (6) 監事 | 2名 |

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員の選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めたとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章 会 計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収

入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定の基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部	年額10,000円	6部	年額45,000円
2部	年額19,000円	7部	年額49,000円
3部	年額27,000円	8部	年額52,000円
4部	年額34,000円	9部	年額54,000円
5部	年額40,000円		
10部以上	1部につき年額6,000円		

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: http://joshrc.info/ http://www.joshrc.org/open/ http://ameblo.jp/joshrc/

- | | |
|--|---|
| 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル4階 | E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp
TEL (011) 272-8855 / FAX (011) 272-8880 |
| 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 | E-mail center@toshc.org
TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766 |
| 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 | TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024 |
| 東京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 | TEL (042) 324-1922 / FAX (042) 325-2663 |
| 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505 | E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948 |
| 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F | E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540 |
| 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟
〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16 | E-mail KFR00474@nifty.com
TEL (025) 265-5446 / FAX (025) 230-6680 |
| 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 | E-mail roushokuken@be.to
TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420 |
| 三重 ● みえ労災職業病センター
〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル | E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059) 228-7977 / FAX (059) 225-4402 |
| 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F | E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145 |
| 大阪 ● 関西労働者安全センター
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201 | E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278 |
| 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6 | E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp
TEL (06) 4950-6653 / FAX (06) 4950-6653 |
| 兵庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 | TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762 |
| 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階 | E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp
TEL (078) 382-2118 / FAX (078) 382-2124 |
| 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター
〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内 | E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp
TEL (086) 232-3741 / FAX (086) 232-3714 |
| 広島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号 | E-mail hirosima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123 |
| 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 | TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090 |
| 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 | E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp
TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113 |
| 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒793-0051 西条市安知生138-5 | E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp
TEL (0897) 47-0307 / FAX (0897) 47-0307 |
| 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 | TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953 |
| 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レクタウンクリニック | TEL (096) 360-1991 / FAX (096) 368-6177 |
| 大分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階) | E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 568-2317 |
| 宮崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会
〒883-0021 日向市財光寺283番地25 | E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
TEL (0982) 53-9400 / FAX (0982) 53-3404 |
| 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会
〒899-5215 姶良郡加治木町本町403有明ビル2F | E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
TEL (0995) 63-1700 / FAX (0995) 63-1701 |
| 沖縄 ● 沖縄労働安全衛生センター
〒902-0061 那覇市古島1-14-6 | TEL (098) 882-3990 / FAX (098) 882-3990 |
| 自治体 ● 自治労安全衛生対策室
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 | E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432 |



安全センター情報 2014年9月号(通巻第419号) 2014年8月15日発行(毎月1回15日発行)
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881
Japan Occupational Safety and Health Resource Center
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
TEL(03)3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
http://www.jca.apc.org/joshrc/

JOSHRC
 情報2014年9月号(通巻第419号) 2014
 1979年12月28日第三種郵便物認可
 0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生
 TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881
 JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
 Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
 Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
 E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/> joshrc/